

平成24年

京 都 府 の 教 育

(要 覧)

京 都 府 教 育 委 員 会

目 次

第1章 教 育 行 財 政

第1節	京都府教育委員会	1
第2節	教育長と事務局	2
第3節	教育機関	4
第4節	附属機関	5
第5節	条例・規則の制定及び改正	5
第6節	表 彰	6
第7節	調査統計、広報広聴	9
第8節	市町（組合）教育委員会	10
第9節	教育予算の概要	12

第2章 教 職 員

第1節	人 事	17
第2節	給 与	23
第3節	免 許	24
第4節	研 修	26
第5節	健康管理	26
第6節	福利厚生等	26

第3章 学 校 教 育

第1節	幼児教育	28
第2節	小・中学校教育	28
第3節	高等学校教育	31
第4節	特別支援教育	39
第5節	生徒指導	41
第6節	京都府総合教育センター	43

第4章 保 健 体 育

第1節 保健体育施策の推進	45
第2節 学校体育	46
第3節 学校保健	48
第4節 学校安全	52
第5節 食育・学校給食	54
第6節 スポーツ振興	55
第7節 競技力の向上	57

第5章 社 会 教 育

第1節 社会教育行政	58
第2節 社会教育の推進	60
第3節 社会教育施設	63

第6章 人 権 教 育

第1節 学校教育における人権教育の推進	67
第2節 社会教育における人権教育の推進	67

第7章 文 化 財

第1節 文化財の保護	68
第2節 文化財の調査	68
第3節 埋蔵文化財の調査	71
第4節 文化財の保存管理	72
第5節 文化財の普及・啓発	73
第6節 京都府立郷土資料館	73

京都府の教育振興プラン	76
-------------------	----

平成24年度 学校教育の重点	78
----------------------	----

平成24年度 社会教育を推進するために	81
---------------------------	----

資 料 平成23年教育ニュース	85
-----------------------	----

教育統計データ	86
---------------	----

第1章 教育行財政

第1章 教 育 行 財 政

第1節 京都府教育委員会

京都府教育委員会は、6人の委員をもって組織される。

委員は、知事の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、知事が、議会の同意を得て任命する。委員の任期は4年で、委員長は、委員の中から選ばれ、任期は1年である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
京都府教育委員会組織条例
京都府教育委員会基本規則
京都府教育委員会会議規則

京都府教育委員会

区 分	氏 名	在 任 期 間
委 員 長	大橋 通夫	自 平成16年 6月22日 (至 平成24年 7月14日)
委 員 長 職務代理者	冷泉貴実子	自 平成17年 3月25日 (至 平成25年 3月24日)
委 員	畑 正高	自 平成18年 7月14日 (至 平成26年 7月20日)
委 員	谷口 知弘	自 平成20年 7月15日 (至 平成24年 7月14日)
委 員	平塚 靖規	自 平成22年12月17日 (至 平成26年12月16日)
委 員 (教育長)	田原 博明	自 平成17年 4月 1日 (至 平成25年 3月31日)

(平成24年4月1日現在)

歴代京都府教育委員会委員長一覧

区分	代	委員長名	就任期間	区分	代	委員長名	就任期間
公選制委員会 (旧教育委員会法)	1	牧 野 虎 次	昭和23. 11. 1～24. 10. 31	任命制委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	35	大 槻 彌 一 郎	56. 10. 23～57. 7. 23
	2	四 方 秀 吉	24. 11. 1～25. 10. 4		36	大 槻 彌 一 郎	57. 7. 27～58. 7. 23
	3	上 田 一 夫	25. 11. 16～26. 11. 7		37	大 槻 彌 一 郎	58. 7. 24～59. 7. 23
	4	上 田 一 夫	26. 11. 8～27. 10. 13		38	大 槻 彌 一 郎	59. 7. 24～60. 7. 23
	5	山 田 俊 三	27. 10. 14～28. 9. 30		39	大 槻 彌 一 郎	60. 7. 24～61. 7. 23
	6	芦 田 重左衛門	28. 10. 1～29. 10. 13		40	谷 口 良 三	61. 7. 24～62. 7. 23
	7	芦 田 重左衛門	29. 10. 14～30. 10. 13		41	谷 口 良 三	62. 7. 24～63. 7. 23
	8	芦 田 重左衛門	30. 10. 14～31. 9. 30		42	谷 口 良 三	63. 7. 24～平成元7. 23
任命制委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	9	小 林 英 生	31. 10. 1～32. 9. 30		43	村 上 勝	平成元8. 10～ 2. 8. 9
	10	芦 田 重左衛門	32. 10. 4～33. 9. 30		44	村 上 勝	2. 8. 10～ 3. 8. 9
	11	小 林 英 生	33. 10. 1～34. 9. 30		45	村 上 勝	3. 8. 10～ 3. 10. 19
	12	小 林 英 生	34. 10. 6～35. 10. 5		46	藤 田 一	3. 10. 20～ 4. 10. 19
	13	小 林 英 生	35. 10. 6～37. 10. 1		47	藤 田 一	4. 10. 20～ 5. 10. 19
	14	原 与 作	36. 10. 2～37. 4. 11		48	藤 田 一	5. 10. 20～ 6. 7. 23
	15	山 田 忠 男	37. 4. 12～38. 4. 11		49	森 田 嘉 一	6. 7. 24～ 7. 7. 23
	16	山 田 忠 男	38. 4. 12～39. 4. 11		50	森 田 嘉 一	7. 7. 24～ 7. 12. 19
	17	山 田 忠 男	39. 4. 12～39. 10. 7		51	森 田 嘉 一	7. 12. 20～ 8. 12. 19
	18	山 田 忠 男	39. 10. 8～40. 9. 30		52	森 田 嘉 一	8. 12. 20～ 9. 12. 19
	19	山 田 忠 男	40. 10. 1～41. 9. 30		53	森 田 嘉 一	9. 12. 20～10. 12. 19
	20	山 田 忠 男	41. 10. 1～42. 9. 30		54	森 田 嘉 一	10. 12. 20～11. 12. 19
	21	山 田 忠 男	42. 10. 17～43. 10. 16		55	藤 田 哲 也	11. 12. 20～12. 3. 25
	22	山 田 忠 男	43. 10. 17～44. 9. 30		56	藤 田 哲 也	12. 3. 26～13. 3. 25
	23	有 本 武 二	44. 10. 7～45. 10. 6		57	藤 田 哲 也	13. 3. 26～14. 3. 25
	24	有 本 武 二	45. 10. 7～46. 10. 6		58	藤 田 哲 也	14. 3. 26～15. 3. 25
	25	有 本 武 二	46. 10. 16～47. 10. 15		59	藤 田 哲 也	15. 3. 26～16. 3. 25
	26	三 島 宗 彦	47. 10. 16～48. 10. 15		60	藤 田 哲 也	16. 3. 26～17. 3. 25
	27	三 島 宗 彦	48. 10. 16～49. 10. 15		61	藤 田 哲 也	17. 3. 26～18. 3. 25
	28	三 島 宗 彦	49. 10. 16～50. 8. 4		62	藤 田 哲 也	18. 3. 26～19. 3. 25
	29	山 田 忠 男	50. 10. 16～51. 10. 15		63	藤 田 哲 也	19. 3. 26～20. 3. 25
	30	乾 昭 三	51. 10. 16～52. 10. 15		64	大 橋 通 夫	20. 3. 26～20. 6. 21
	31	乾 昭 三	52. 10. 16～53. 10. 15		65	大 橋 通 夫	20. 7. 15～21. 7. 14
	32	乾 昭 三	53. 10. 16～54. 10. 15		66	大 橋 通 夫	21. 7. 15～22. 7. 14
	33	大 槻 彌 一 郎	54. 10. 23～55. 10. 22		67	大 橋 通 夫	22. 7. 15～23. 7. 14
	34	大 槻 彌 一 郎	55. 10. 23～56. 10. 22		68	大 橋 通 夫	23. 7. 15～24. 7. 14

＜ 元 教 育 委 員 ＞

区 分	氏 名	委 員 の 期 間	備 考
公 選 制 委 員	四 方 秀 吉	昭和 23. 11. 1～25. 11. 10	府 議 会 選 出
	西 村 平 太	23. 11. 1～26. 5. 22	
	牧 野 虎 次	23. 11. 1～27. 10. 4	
	森 田 新 三	23. 11. 1～27. 10. 4	
	上 田 一 夫	23. 11. 1～29. 8. 25	府 議 会 選 出
	山 田 俊 三	23. 11. 1～31. 9. 30	
	吉 田 八 重	23. 11. 1～37. 9. 30	
	山 内 年 彦	25. 11. 10～31. 9. 30	
	蒲 田 熊 次	26. 5. 22～28. 7. 14	府 議 会 選 出 府 議 会 選 出
	浅 井 清 信	27. 10. 5～31. 9. 30	
	芦 田 重 左 衛 門	27. 10. 5～34. 1. 31	
	小 畠 逸 良	28. 7. 5～30. 4. 29	
任 命 制 委 員	鈴 木 博	30. 5. 28～31. 9. 30	
	前 田 一 良	31. 10. 1～38. 10. 4	
	小 林 英 生	31. 10. 1～38. 10. 31	
	原 山 与 作	31. 10. 1～39. 9. 30	
	山 田 忠 男	34. 10. 5～52. 10. 12	
	日 高 為 政	38. 10. 5～42. 10. 4	
	岡 和 枝	38. 10. 5～50. 10. 15	
	手 嶋 正 毅	39. 10. 1～45. 8. 13	
	宮 城 敏 夫	39. 10. 1～47. 5. 3	
	有 本 武 二	42. 10. 16～54. 10. 15	
	三 佐 島 宗 彦	47. 4. 1～50. 8. 4	
	乾 伯 快 勝	47. 10. 7～55. 10. 6	
	坂 昭 三	50. 10. 16～54. 10. 15	
	大 田 三 彌 一 郎	54. 10. 20～60. 10. 9	
	五 十 小 槻 川 式 雄	53. 7. 24～61. 7. 23	
	廣 谷 路 口 良	54. 10. 20～62. 10. 19	
	村 上 勝 三	55. 10. 16～63. 10. 15	
	藤 田 一	52. 7. 28～平成元7. 27	
	長 谷 川 博	60. 10. 16～ 3. 10. 19	
	西 田 昭	61. 7. 24～ 6. 7. 23	
	森 田 嘉	3. 12. 20～ 7. 12. 19	
	蜂 須 賀 弘	平成元10. 6～ 9. 10. 5	
	羽 生 寂	62. 12. 18～11. 12. 19	
	金 剛 育	6. 10. 14～14. 10. 13	
	細 川 磐	12. 3. 24～16. 3. 23	
	藤 田 哲	63. 12. 20～16. 12. 19	
		9. 12. 19～17. 12. 18	
		8. 3. 26～20. 3. 25	
		14. 12. 17～ 22. 12. 16	

第2節 教育長と事務局

京都府教育委員会に事務局を置き、京都府教育庁という。

教育庁は、2部10課、地方機関として府内に5教育局及び埋蔵文化財事務所を置いている。（京都府教育委員会基本規則）

(1) 教育長 田原 博明

(2) 事務局 次頁参照

代	教育長名	就任期間
1	天 野 利 武	昭和23. 11. 1～28. 4. 30
2	細 谷 健 治	28. 5. 1～33. 1. 31
3	鈴 木 茂 雄	33. 2. 1～35. 4. 15
4	谷 口 次 郎	35. 4. 16～42. 11. 30
	岡 田 実 (教育長職務代理)	42. 12. 1～44. 7. 31
5	仲 島 秀 夫	44. 8. 1～46. 8. 31
6	大八木 正 治	46. 9. 1～50. 3. 31
7	金 子 欣 哉	50. 4. 1～54. 3. 31
8	川 本 邵	54. 4. 1～60. 3. 31
9	仲 勲	60. 4. 1～62. 4. 16
10	西 野 是 夫	62. 4. 17～ 4. 4. 16
11	安 原 道 夫	平成4. 4. 17～10. 5. 31
12	武 田 盛 治	10. 6. 1～13. 3. 31
13	武 田 暹	13. 4. 1～17. 3. 31
14	田 原 博 明	17. 4. 1～

京都府教育庁組織(平成24年4月1日現在)



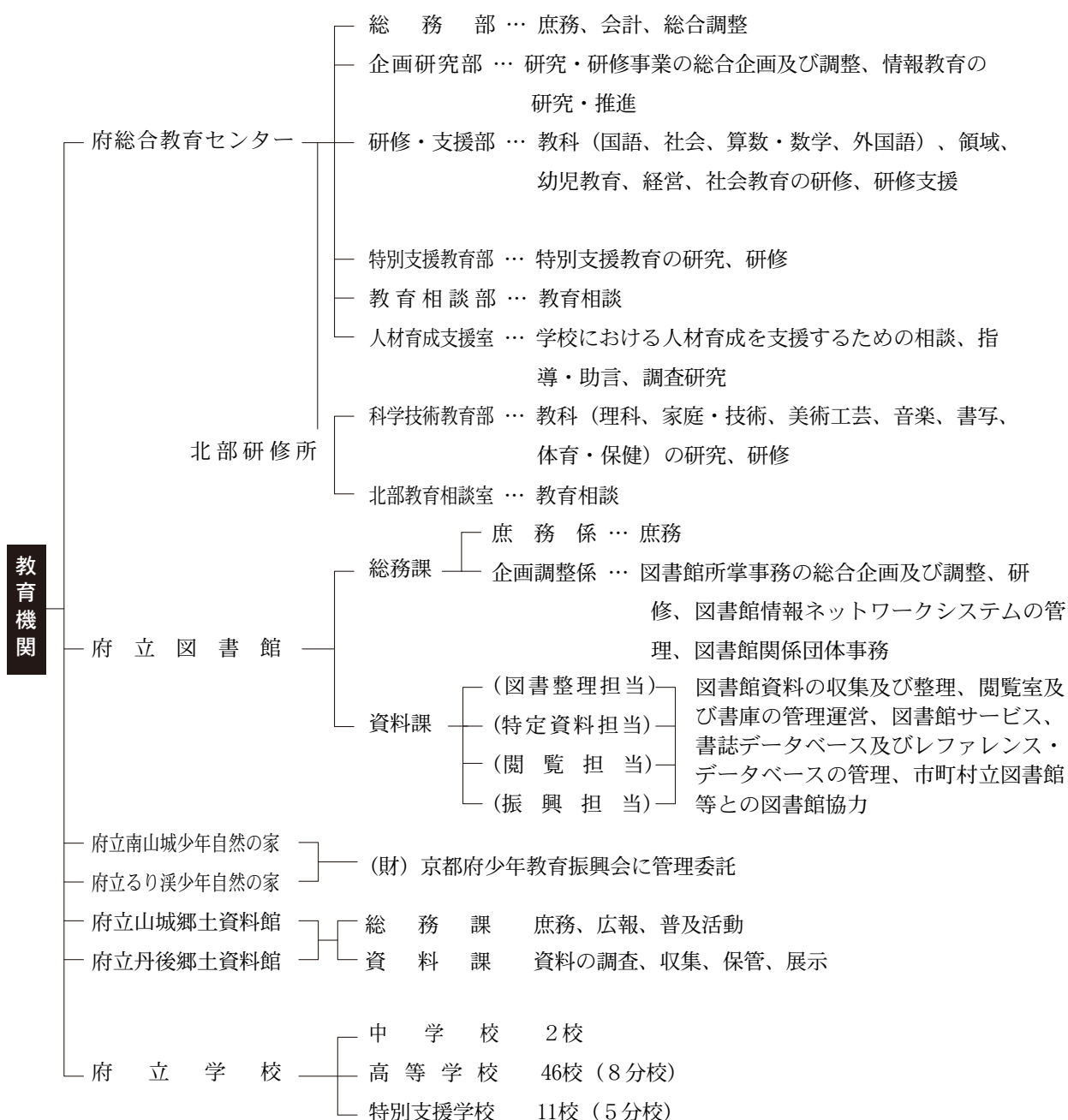
教育局の所管区域

名 称	所 管 区 域
京都府乙訓教育局	向日市、長岡京市、乙訓郡
京都府山城教育局	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
京都府南丹教育局	亀岡市、南丹市、船井郡
京都府中丹教育局	綾部市、福知山市、舞鶴市
京都府丹後教育局	宮津市、京丹後市、与謝郡

第3節 教育機関

京都府教育委員会の管理に属する教育機関としては、府総合教育センター、府立図書館、府立南山城少年自然の家、府立り湊少年自然の家、府立山城郷土資料館、府立丹後郷土資料館と府立中学校2校、府立高等学校46校、特別支援学校11校を設置している。

なお、府立少年自然の家の管理は、財団法人京都府少年教育振興会に委託している。



第4節 附属機関

法律及び条例に基づいて府教育委員会に設置されている附属機関は次のとおり。

名 称	根 拠 規 程	任 務	委員	任 期	主管課
京都府教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項	義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択についての基準、選定に必要な資料作成及び指導助言の調査審議	20人	4月1日 ～ 8月31日	指導部 学校教育課
京都府産業教育審議会	産業教育振興法第11条	産業教育に関する事項について調査審議及び建議	15人	3年	指導部 高校教育課
京都府スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条	スポーツの計画及び推進に関する重要事項についての調査審議	20人 以内	2年	指導部 保健体育課
京都府社会教育委員	社会教育法第15条第1項	社会教育に関し、教育委員会に助言	15人	2年	指導部 社会教育課
京都府文化財保護審議会	文化財保護法第190条第1項	文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議及び建議	20人 以内	2年	指導部 文化財保護課

第5節 条例・規則の制定及び改正

平成23年度中に制定された府教育委員会関係の条例及び規則は次のとおり。

条例・規則番号	条例・規則の名称	内 容	公布日（施行日）
京都府条例第16号	京都府立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例	大規模な災害の被災者に対する就学援助のため、府立学校の入学考査料等について減免を可能とするための改正	23. 6. 7 (23. 6. 7)
京都府条例第37号	京都府スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	スポーツ振興法の全部改正によりスポーツ基本法が制定されたことに伴う改正	23. 10. 21 (23. 10. 21)
京都府教育委員会規則第6号	京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	口丹、中丹、丹後通学圏における府立高等学校の普通科の教育課程上の編制の変更に伴う改正	23. 8. 30 (23. 8. 30)
京都府教育委員会規則第7号	京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則	府立聾学校高等部に京都アート科及び情報科を新設することに伴う改正	23. 8. 30 (23. 8. 30)
京都府教育委員会規則第8号	京都府教育委員会基本規則等の一部を改正する規則	スポーツ振興法の全部改正によりスポーツ基本法が制定されたことに伴う改正	23. 10. 21 (23. 10. 21)
京都府教育委員会規則第1号	京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正等に伴う改正	24. 3. 23 (24. 4. 1)
京都府教育委員会規則第2号	京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則	府立向陽高等学校の全日制課程の普通科第Ⅲ類、府立南丹高等学校の全日制課程の普通科第Ⅱ類及び府立聾学校高等部の産業工芸科、デザイン科、色染科及び被服科を廃止することに伴う改正	24. 3. 23 (24. 4. 1)
京都府教育委員会規則第3号	京都府教育財産取扱規則の一部を改正する規則	府立学校の体育施設を府民のスポーツ活動のための利用に供する場合の事務を府立学校長に委任することに伴う改正	24. 3. 23 (24. 4. 1)
京都府条例第5号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等のうち、へき地教育振興法等の改正に伴う職員の給与等に関する条例の教育委員会所管部分の改正	24. 3. 27 (24. 4. 1)

第6節 表 彰

1 京都府教育功労者表彰（平成14年教育委員会規則第9号）

京都府における教育の振興に関し、特に功績があると認められた個人・団体を、京都府教育功労者として表彰している。

対象となる功績は、学校教育、社会教育、府民文化、教育行政など、広範な分野にわたっており、昭和28年以来、平成23年まで個人330名、団体23団体を表彰した。

平成23年度は、表彰式を11月に開催した。

京都府教育功労者一覧

表彰 年度	氏名・団体名	表彰 年度	氏名・団体名	表彰 年度	氏名・団体名
昭和 28年	西 田 義 文		塩 見 寛 治		北 脇 忠 治
29	上 田 一 夫		鈴 木 茂 吉	56	矢 野 茂 太 郎
	蒲 田 熊 次		前 田 一 良		橋 山 修 一 雄
30	船 井 郡 郷 学 社 財 団	39	京 都 府 学 校 図 書 館 協 議 会	57	中 槻 輝 一 之 助
	天 野 利 武 良		中 津 川 保 一 一	58	大 湊 槻 寅 弘
	小 畠 逸 郎		橋 本 英 与 作	59	奥 田 種 二
	白 子 喜 一		原 上 祐 二	60	京 都 府 美 術 教 育 研 究 会
31	京 都 理 科 研 究 会	40	村 田 種 二	61	高 山 橋 静 三 朗
	舞 鶴 市 連 合 会		京 都 放 送 教 育 研 究 協 議 会		坂 本 根 芳 丈 二 子
	今 井 恒 次 郎		岡 部 源 太 郎	62	栗 田 澄 子
	山 田 俊 三 彦		坂 中 文 子		京 都 府 へ き 地 教 育 研 究 会
	山 内 年 彦		田 中 友 の 会		四 方 美 代 子
	浅 井 清 信 也		京 都 点 訳 友 の 会		相 原 清 力 ツ
	鈴 木 博 也	41	小 橋 敏 夫		津 山 正 三 郎
	同 和 教 育 京 都 府 連 合 会		中 島 新 太 郎		小 山 西 本 森 田 道 下 平 松 湯 藤 小 千 高 岡 生 和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	京 都 市 算 数 教 育 研 究 会	42	京 都 聴 力 障 害 者 援 護 会 (大 内 会)		中 道 秋 撤 壽 正 佑 静 隆 宗 四
32	竹 上 藤 次 郎		岡 本 勇 造		高 岡 生 和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	谷 亮 三		京 都 府 高 等 学 校 体 育 連 盟		生 谷 敬 安 み 重 俊 主 隆
	京 都 市 国 語 教 育 研 究 会	43	川 瀬 春 生		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
33	船 井 郡 丹 波 町		西 村 莊 三 太		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	芦 原 謙 造	44	吹 上 靖 太		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	瑞 野 令 三	45	(該 当 者 な し)		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	京 都 市 音 楽 教 育 研 究 会	46	桑 野 忠 男 臣		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	瑞 穂 町 三 の 宮 公 民 館		福 田 博 臣		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
34	芦 田 重 左 衛 門	47	(該 当 者 な し)		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	佐 野 健 太 郎	48	戸 田 平 晋 造		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	鈴 木 俊 郎	49	中 井 平 治 郎		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	高 田 崑 太 郎		村 田 志 津 一		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	増 井 栄 太 郎	50	磯 野 貞 義		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
35	京 都 市 小 学 校 体 育 研 究 会		阿 南 宏 雄		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	福 田 与 巖	51	深 今 井 多 喜 雄		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	京 都 市 図 画 工 作 教 育 研 究 会	52	祇 園 祭 山 鉾 連 合 会		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
36	市 原 誠 一 行		齋 藤 島 雅 行 靖 三 平 郎		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	杉 本 信 作 雄	53	並 河 貞 伊 豆 子		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	富 阪 寛 隆		新 野 口 伊 豆 子		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	京 都 市 社 会 科 教 育 研 究 会	54	小 林 政 治 郎		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
37	中 西 太 一 郎		山 本 伊 豆 子		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	水 口 甚 五 郎	55	京 都 府 障 害 児 教 育 研 究 会		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	吉 田 八 重 会		林 下 甚 吉		和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
38	田 辺 郷 土 史 会				和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	井 川 市 太 郎				和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	岩 崎 英 精 生				和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏
	小 林 英 生				和 毛 松 西 乾 深 井 岡 大 西 柏

表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名			
3	馬	場	友	治	10	村	上	丈	利	高	野	俊	道	
	荒	本	光	雄		山	来	十	勉	故	林	暉	彦	
	栢	分	次	郎		山	本	勝	造	小	村	二	功	
	川	勝	道	子	11	櫓	山	志	平	奥	本	正	郎	
	木	田	正	夫		足	立	正	夫	山	橋	照	夫	
	久	下	壽	光		伊	家	達	昭	大	寺	千	一	
	白	滝	忠	己		坪	内	惠	雄	小	野	重	子	
	長	澤	克	一		中	川	與	次	田	地	清	誠	
	古	川	太	美		永	島	正	幸	中	本		造	
	八	木	伊	巳		増	田	傳	潔	杉	牧		貴	
	山	下	潔	男		青	木	泰	郎	小	出		浩	
4	柚	木	亮	郎		犬	飼		檜	西	村		彦	
	上	田	昌	一		上	林	恭	夫	上	川		讓	
	内	田	和	子		北	村	泰	晉	前	里		樹	
	小	泉	治	己		小	畑	鉄	弘	荒	上		憲	
	古	中	光	浩		橘	原	平	堂	中	淵		生	
	田	村	一	郎		椿	井	進	夫	村	谷		彦	
	中	嶋	祥	郎		永	任	幸	淳	田	田		朗	
	西	田	正	美		南	澤		雄	油	久		淳	
	福	津	孝	潤	12	原	井		孝	澤	島		雄	
	森	山	忠	信		藤	上		昭	友	林		子	
	米	槻	茂	男		村	田		明	中	口		代	
	内	山	秧	生		吉	下		實	堀	本		夫	
	大	西	秧	司		井	山		一	煤	田		理	
	片	林	直	哲		眞	新		安	谷	達		弘	
	小	井	一	夫		小	中		哲	河	井		一	
	平	田		夫		佐	橋		生	米	勢		涉	
	堀	井		逸		毛	酒		實	山	川		行	
	吉	木		文		森	勝		男	高	野		涉	
6	新	屋		夫	13	岩	山		秋	岡	口		正	
	鈴	井		夫		森	新		熙	安	本		子	
	高	村		實		山	中		生	永	達		き	
	土	原		章		新	橋		雄	能	井		雄	
	富	藤		子		中	酒		夫	石	勢		治	
	櫓	戸		弋		橋	勝		夫	上	川		司	
	若	藤		男		山	山		夫	山	野		子	
	加	本		夫		日	下		夫	小	口		作	
	城	田		夫		大	下		治	岸	林		明	
	齋	井		夫		井	石		郎	澤	本		男	
	島	本		夫		吉	上		弘	入	村		則	
	土	田		夫		久	本		勉	寺	江		孝	
	中	井		夫		德	貝		子	山	田		治	
	松	井		夫	14	岩	吉		昭	堀	元		二	
	茂	籠		夫		橋	渕		淳	南	瀬		滋	
	足	立		夫		八	本		務	廣	田		子	
	齋	藤		夫		袴	幡		堯	福	下		平	
	齋	宮		夫		奥	田		雄	道	葉		二	
	田	川		夫		田	村		裕	稻	池		生	
	前	繼		夫		福	中		誠	笹	野		吉	
	真	上		夫		小	知		温	角	崎		尚	
	村	本		夫		田	林		範	黒	木		修	
	岩	田		夫	15	中	中		晋	荒	野		至	
	上	保		夫		樋	森		勝	牧	西		也	
	大	松		夫		出	口		介	福	下		士	
	永	久		夫			野		男	坂	本		勉	
										稻	田			

表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名			
20	中前菅前岩八引奥瀧土村土奥吉小川小滝	谷尾尾附木野村口佐上山村岡牧下澤本	裕美佐知清八恒將宣順喜泰美恵長一健	亮智和三子子司治男貞勁英三子子久也二	22	大日長岡増田川佐田白河升上田笹山吉森	嶋下部田田中端野邊榎原田辻村井本田	正耕國孝耕偉厚修千佐信幸勝俊明莊洋	徳三顯司造晃男弘子貢之男美次昭忠治一	23	堀池香代 医療法人社団 洛和会	吉村滋太 浅井義久 大森淳乃 西尾雅之 土田稔 小田憲夫 大栗祐康 守谷淳二 杉本ま子 秦厚陽夫子 板忠司 石康男 山正明		
21														

2 京都府教育委員会附属機関の委員等表彰 (平成14年教育委員会規則第9号)

京都府スポーツ振興審議会をはじめ、京都府文化財保護審議会など教育委員会附属機関の委員と、府立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対する表彰である。

対象者は附属機関の委員などとして、職務に精励し、教育行政の発展に貢献し、委員として10年（学校医等にあっては20年）以上勤務した者で、平成23年度には5名を表彰し、表彰式を11月に開催した。

3 京都府立学校教職員表彰 京都府教育委員会事務局職員表彰 (平成14年教育委員会規則第9号)

府立学校の教職員及び府教育委員会事務局の職員に対し、永年勤続表彰及び優良職員表彰を行っている。

対象者は多年勤続し、職務に精励した者であって、他の模範と認められる教職員及び事務局職員などで、平成23年度には215名と9グループを表彰した。表彰は府庁開庁記念日に行っている。

4 京都府公立学校退職教職員表彰 (平成14年教育委員会規則第9号)

府立学校と市（京都市を除く。）町組合立小・中学校の府費負担教職員に対し、退職に際してその功績をたたえ表彰している。

対象者は教職員として30年以上勤務し、職務に精励した者など（多年勤続により教育委員会から表彰を受けた者は除く。）で、平成23年度退職者については245名を表彰した。

表彰は、府立学校については退職辞令交付時に併せて行い、市町組合立小・中学校については4月中旬から5月中旬に行っている。

5 京都府公立学校優秀教職員表彰 (平成14年教育長訓令第16号)

常に職務に精励し、意欲と情熱を持って熱心に教育実践などに取り組む優秀な教職員に対する表彰を行っている。

対象者は、府立学校と市（京都市を除く。）町（組合）立小・中学校に勤務する府に任命権が属する教職員であって、資質や指導力に優れ、教育実践などにおいて他の模範となると認められる者で、平成23年度には44名と2団体の教職員を表彰し、表彰式及び教育実践交流セミナーを11月に開催した。

第7節 調査統計、広報広聴

1 統計調査

教育行政を進める上で基礎資料を総合的に得るため、次の調査を実施している。

名 称	調査期間	周 期
学 校 基 本 調 査（学校調査、卒業後の状況調査など）	5月1日現在	毎 年
社 会 教 育 調 査	10月1日現在	3 年 ご と
学 校 教 員 統 計 調 査	10月1日現在	3 年 ご と
地 方 教 育 費 調 査（教育費調査、※教育行政調査など）	前 年 度 間	毎 年
子どもの学習費調査	年 間 調 査	隔 年

※教育行政調査は5月1日現在を調査期間とし、隔年実施

2 広報広聴

教育に対する府民の理解と協力を得るとともに、教育行政を円滑に進めるため、本府教育に関する制度・施策や事業について、広報紙『きょうとふの教育(府教委広報)』をはじめ、パンフレット『京都府の教育2011』、FM

ラジオ広報番組『Kyoto Educational Window』などを通じて広報活動を行っている。

また、教育記者クラブ(新聞社・テレビ局・通信社など15社で構成)との緊密な連携を図り、資料提供など積極的な広報活動(パブリシティ)を行っている。

(1) 広報紙(定期刊行物)

名 称	発行部数	配布先	主な内容
きょうとふの教育 (府教委広報)	年3回 毎回約 170,000部	府内公立学校の児童生徒の保護者、教職員、市町(組合)教委、その他教育関係者など	保護者向け広報紙として、発行時期を考慮しながらタイムリーな記事を掲載する。
京都府の教育 2011	年1回 7,000部	府内の公立学校、教育機関、市町(組合)教委など	府民向けパンフレットで京都府の教育について写真、グラフなどを使って紹介する。

(2) 広報番組(平成23年度)

- ・ラジオ番組

『Kyoto Educational Window』

毎月第2、4水曜日(年24回放送)

(3) ホームページ

アドレス

<http://www.kyoto-be.ne.jp/>

第8節 市町(組合)教育委員会

市町(組合)教育委員会は、5人の委員をもって組織される。ただし、条例の定めがあ

れば、委員数を弾力的に扱うこともできる。
教育長は、教育委員のうちから任命される。

京都市町(組合)教育委員会委員長・教育長一覧

平成24年3月16日現在

	教育委員会名	委員長	教育長		教育委員会名	委員長	教育長
乙訓	向日市	前田 信行	奥野 義正	南丹	亀岡市	中桐 安子	竹岡 敏
	長岡京市	浅輪 信子	芦田 富男		南丹市	林 昌明	森 栄一
	大山崎町	南 顕融	塩見 正弘		京丹波町	十倉 一昭	朝子 照夫
山城	宇治市	西野 正博	石田 肇	中丹	綾部市	片山 祥司	職務代理者 足立 雅和
	城陽市	崎川 武雄	中村 範通		福知山市	上山 英子	荒木 徳尚
	八幡市	奥村 順一	今井 興治		舞鶴市	南部 照一	職務代理者 塩田 卓三
	京田辺市	奥西 尚子	職務代理者 木下 敏巳	丹後	宮津市	生駒 正子	横山 光彦
	木津川市	杉本 清重	森永 重治		京丹后市	小松 慶三	米田 敦弘
	久御山町	今村 愛子	山本 悦三		伊根町	小南 栄作	石野 渡
	井手町	奥西 康人	松田 定		与謝野町	白杉 直久	垣中 均
	宇治田原町	上辻 勝美	西出維久雄		与謝野町宮津市 中学校組合	廣野 雅士	垣中 均
	精華町	伊藤二三雄	太田 信之				
	相楽東部 広域連合	井戸野佐知子	西本 吉生				

(1) 年令別教育委員数（京都市を含む。）

平成23年5月1日現在

区 分	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	計
委員数(人)	3	20	23	48	9	103
比 率(%)	2.9	19.4	22.3	46.6	8.8	100

(注) 教育長である委員を除く。

(2) 職業別教育委員数（京都市を含む。）

平成23年5月1日現在

区 分	専門的・ 技術的 職業従事者	管 理 的 職業従事者	農林漁業 作 業 者	運輸・通信 従 事 者、 生産工程・ 労務作業者	事 務 者 従 事 者	販 売 ・ サービス・ 保安職業 従 事 者	無 職	計
教育委員(人)	39	17	8	1	6	6	26	103
教育の職歴を持 った委員数(再)(人)	8	3	3	—	—	—	15	29

(注) 教育長である委員を除く。

(3) 人口規模別事務局本務職員数及び平均職員数（京都市を含む。）

平成23年5月1日現在

人 口 規 模	教育委員会数	事 務 局 職 員 数	
		総 数 (人)	1 教委当たり平均 (人)
500,000人以上	1	434	434.0
100,000～499,999人	1	61	61.0
50,000～99,999人	10	359	35.9
30,000～49,999人	3	61	20.3
15,000～29,999人	5	93	18.6
8,000～14,999人	2	21	10.5
5,000～7,999人	—	—	—
5,000人未満	1	4	4.0
一部教育事務組合	1	5	5.0
広域連合教育委員会	1	17	17.0

第9節 教育予算の概要

1 予算総額

京都府の平成24年度当初予算は、一般会計で8,945億4,900万円、前年度予算と比べ0.8%増となっている。

このうち、教育費総額は、2,296億6,509万円で府全体の一般会計予算の25.7%を占めている。

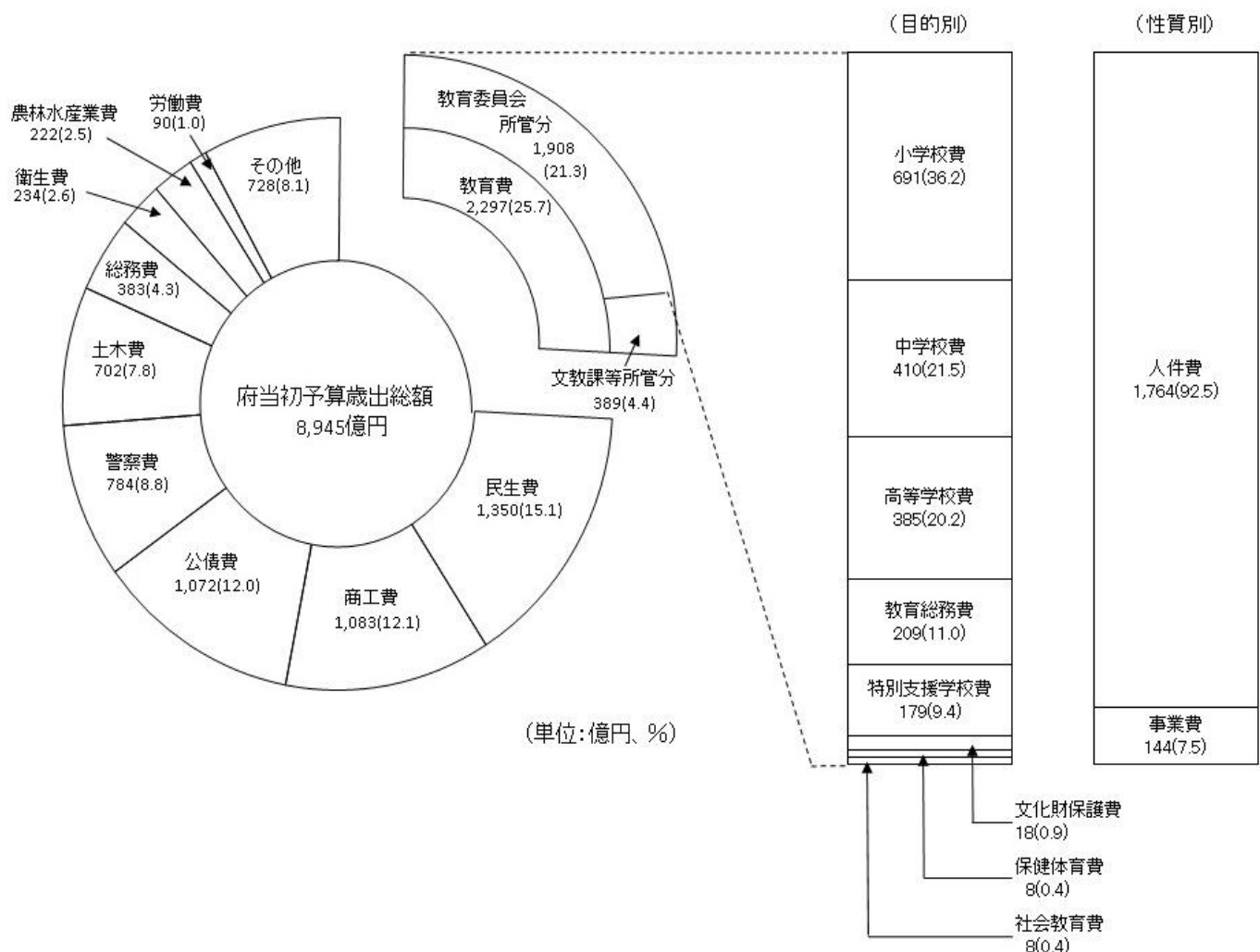
2 府教育委員会の予算

府教育委員会所管の平成24年度当初予算(一般会計)は、1,908億170万円で府全体の歳出総額の21.3%を占め、前年度予算(1,956億3,950万円)に比べ2.5%減となっている。

「歳出」を目的別にみると、義務教育教職員の給与費や旅費の小・中学校費が57.7%を占め、府立高校の整備や運営経費、給与費などの高等学校費が20.2%、教育庁の運営経費や公立学校教職員の退職手当などの教育総務費が11.0%、特別支援学校の整備や運営経費、給与費などの特別支援学校費が9.4%、社会教育費、文化財保護費、保健体育費あわせて1.7%となっている。

また性質別にみると、教職員及び職員給与費などの人件費が92.5%、府立学校施設の整備をはじめ各種の事業経費が7.5%となっている。

平成24年度 教育委員会所管予算(当初)



平成24年度 当初予算主要事項

1 京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進

(単位:千円)

重点目標 / 主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
1 質の高い学力をはぐくむ			
子どものための京都式少人数教育推進費	8,271,236		8,069,532
京の子ども・少人数教育推進費	(7,383,643)	小学校(3～6年生)及び中学校において、学校現場の状況に応じた少人数教育を推進	(7,418,643)
小学校低学年指導充実費	(640,726)	小学校1・2年生で2人の教員による指導	(650,889)
教職員定数の改善	(246,867)	(新) 小学校2年生で35人以下学級の実現	-
京都式専科教育推進事業費	24,240	(拡充) 中学校教員の派遣による、小学校における専科教育(音楽、図工)の充実	-
学力充実推進事業費	79,700	中1振り返り集中学習 ～ふりスタ～ 30,000 言語力育成プログラムの開発 800 学力充実等研究校の指定 7,000 小・中学校学力診断テストの実施 24,900 理科支援員の配置 等 10,000 京都大学と連携した出前授業、体験授業等の実施 7,000	89,600
学習習慣確立支援事業費	65,978	小・中学校への「まなび・生活アドバイザー」の配置	65,978
府立高校「教育改革チャレンジプラン」支援事業費	82,120	「質の高い学力」はぐくみプラン 63,120 ・基礎学力充実プロジェクト支援事業 等 「共生する力」はぐくみプラン 3,000 ・環境、シティズンシップ教育の推進 等 魅力ある学校づくり推進プラン 16,000 ・学力向上フロンティア校支援事業 等	83,786
2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ			
豊かな心を育てる教育推進事業費	35,157	KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業 25,000 ・伝統・文化体験や職業体験を通じ、豊かな人間性を育成 「京の子ども 明日へのとびら」作成費 等 10,157	47,657
古典の日推進事業費	1,000	小・中学生による朗読・暗唱大会等の開催	1,000
高校生伝統文化事業費	21,000	茶道や華道を体験するための授業を実施	25,260
高校生「京の文化力」推進事業費	10,000	府立高校文化部活動支援、京都総文の開催	11,500
文化財対策費	1,305,927	歴史的建造物等保存伝承事業 1,255,566 ・文化財保存修理、工事現場公開 等 埋蔵文化財調査保存事業費 46,361 (新) 文化財防災対策連携事業 4,000	2,421,463

重 点 目 標 / 主 要 事 項	予算額	事 業 概 要	前年度 予算額
3 たくましく健やかな身体をはぐくむ			
競技スポーツ振興事業費	230,000	(新) 国体等競技スポーツの振興、ジュニア選手の育成 「チーム京都」推進事業 等	245,000
日本代表・トップアスリート交流事業	6,000	(新) 日本代表チームの京都招へいなど、一流スポーツ選手と子ども達のふれあう機会を提供し、夢を育む	-
運動部活動振興事業費	26,918	中学・高校の運動部に地域の指導者を派遣	26,893
食育推進事業費	1,100	栄養教諭を中核とした食育の推進	2,000
4 一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす（高校改革、特別支援教育、幼児教育等の推進）			
京都フレックス学園構想の推進	120,000	(新) 単位制、昼間2部制の普通科高校を京都市地域に新設	-
府立高校「教育改革チャレンジプラン」支援事業費 (再掲)	82,120	魅力ある学校づくり推進プラン 等	83,786
特別支援教育充実事業費	220,000	発達障害のある児童生徒を支援する非常勤講師の配置	220,000
特別支援教育総合推進事業費	20,045	特別支援教育サポート拠点事業 5,000 地域等連携推進事業 4,645 ボランティア活動推進事業 等 10,400	22,959
就労支援事業費	9,300	ふれあい・心のステーション 2,300 特別支援学校生徒の就労を支援する非常勤講師の配置 7,000	9,300
「もうすぐ1年生」体験入学推進費	5,000	小学校における体験入学事業の実施	8,000
心のサポート推進事業費	8,000	ネットいじめ対策の充実	8,098
職業教育充実事業費	3,000	キャリア教育サポーターの派遣、インターンシップ等体験活動の充実	15,000
読書活動推進事業費	5,000	調べ学習に役立つ図書を小・中学校、高等学校に貸出	5,000
5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ（環境、情報、国際理解教育等の推進）			
府立高校「教育改革チャレンジプラン」支援事業費 (再掲)	82,120	環境、シティズンシップ(公民的資質)教育の推進	83,786
学校教育振興費(e-スクール推進事業)	180,584	府立学校での情報教育設備整備	178,591
府立高校生グローバルチャレンジ500事業費	243,482	(新) 府立高校生グローバルチャレンジ事業 27,000 ・海外での語学研修や留学を支援 (新) 京都グローバルコミュニケーション校の指定 6,000 ・学習到達目標の作成、大学と連携した授業改善 等 (新) 英語教員ブラッシュアップ事業 等 5,072 ・英検取得の向上、学習支援ツールの作成 (拡充) 府立高校に英語指導助手を増員 205,410	185,647
学力充実推進事業費 (再掲)	7,000	京都大学と連携した出前授業、体験授業等の実施	7,000

2 京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり

重点目標／主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
6 学校の教育力の向上を図る			
子どものための京都式少人数教育推進費 (再掲)	8,271,236	学校現場の状況に応じた少人数教育の推進 等	8,069,532
京都式専科教育推進事業 (再掲)	24,240	Ⓐ 中学校教員の派遣による、小学校における専科教育(音楽、図工)の充実	-
心のサポート推進事業費 (一部再掲)	278,959	相談体制の充実 234,886 ・スクールカウンセラーの配置、24時間電話相談 等 不登校対策の充実 36,073 ・心の居場所サポーター、フリースクールとの連携 等 ネットいじめ対策の充実 8,000	279,057
少年非行問題総合対策事業費	18,347	児童生徒の暴力行為等の問題行動の早期解決を図る ・「まなび・生活アドバイザー」の拡充 13,347 ・道徳教育教材等の作成 5,000 ・生徒指導緊急指導教員の配置 -	-
学習習慣確立支援事業費 (再掲)	65,978	小・中学校への「まなび・生活アドバイザー」の配置	65,978
「教師力向上」地元パワー活用事業費	12,000	地元京都の大学や企業と連携した高度な研修	12,000
集まれ未来の教員サポート事業費	3,000	教員を志望する学生ボランティア支援、教師力養成講座の開催	3,000
「もうすぐ1年生」体験入学推進費 (再掲)	5,000	小学校における体験入学事業の実施	8,000
学校改革リーダー養成事業費	3,000	Ⓐ 今後の学校改革の中心的役割を担う教員を養成	-
7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する			
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費	4,570	スクールガードリーダーによる巡回指導 等	4,570
実践的防災教育総合支援事業費	5,425	Ⓐ 緊急地震速報受信システムの整備、科学技術を活用した避難訓練、防災教育の実施	-
府立学校施設整備費	4,927,216		4,014,353
府立学校耐震強化対策費	(3,861,898)	Ⓐ 山城高校 他22校	(3,001,898)
府立学校校舎等整備費 (一部再掲)	(140,000)	Ⓐ 新設高等学校(京都市地域)整備費、舞鶴支援学校北吸分校移転整備費	(418,000)
府民公募型安心・安全整備事業費	(100,000)	府民公募に基づく学校施設の改修	(100,000)
府立学校施設整備費	(469,000)	校舎等小規模修繕 等	(487,000)
海洋高校実習船建造費	(356,328)	実習船「みずなぎ」の建造費	(7,455)
高校生等修学支援事業費	1,808,633	高校生への修学金、修学支度金の貸与 等	1,860,756
8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する			
家庭教育支援事業費	3,852	「親のための応援塾」の開催等学習機会の提供	4,192
学習習慣確立支援事業費 (再掲)	65,978	「まなび・生活アドバイザー」による家庭支援の充実	65,978

重点目標／主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
9 社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる			
地域で支える学校教育推進事業費	14,500	地域ぐるみで学校を支える体制の整備	20,800
京のまなび教室推進事業費	52,710	土曜日等を活用した体験・学習活動への支援	54,636
運動部活動振興事業費 (再掲)	26,918	中学・高校の運動部に地域の指導者を派遣	26,893
10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる			
文化財対策費 (再掲)	1,305,927	歴史的建造物等保存伝承事業 1,255,566 ・文化財保存修理、工事現場公開 等 埋蔵文化財調査保存事業費 46,361 (新) 文化財防災対策連携事業 4,000	2,421,463
地域で支える学校教育推進事業費 (再掲)	14,500	地域ぐるみで学校を支える体制の整備	20,800
京のまなび教室推進事業費 (再掲)	52,710	土曜日等における子どもの体験活動・学習活動等の充実	54,636

3 その他

重点目標／主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
被災地児童生徒に対する支援			
被災地児童生徒心の復興等支援事業費	8,200	(新) 東日本大震災の被災地の子どもたちを京都に招き、京の文化体験や学習を支援	-
被災児童生徒就学等支援事業費	10,041	(新) 東日本大震災により被災した児童、生徒の就学等を支援するため、奨学金貸与や就学援助事業に補助	-

第2章 教 職 員

第2章 教 職 員

第1節 人 事

1 教職員定数

京都府の教職員の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）並びに「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を踏まえ措置を行っている。

(1) 小学校及び中学校

学級編制は標準法を標準として定めた府の基準により行っており、この学級をもとにして教員の定数配置を行っているが、小学校3～6年生においては、30人程度の学級編制が可能な定数を配当している。

この配当定数の上に特色ある学校づくりを行うための具体の取り組みに対して支援する加配措置を行っている。

また、組織的かつ機動的に対応するため主幹教諭を、教員の指導力を高めるため指導教諭を、学校等の実状に応じ配置している。

事務職員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員についても、学級数、児童生徒

数を基に配置基準を定め配当を行っている。

(2) 高等学校及び特別支援学校

高等学校などの教員定数の配置については、学校ごとの設置課程、学校規模、設置学科などが個々に異なるので、授業時間数や児童生徒数を基本としながら教員配当を行っている。教員以外の教職員の配置についても同様である。

2 教員の男女別、年齢別構成

校長、教員の男女別年齢別状況などから、男女の構成はおおむね小学校男38%、女62%、中学校男60%、女40%、高校男71%、女29%、特別支援学校男40%、女60%の構成になっていることがわかる。

また、教員の年齢別構成は、小学校では56歳前後、中学校では53歳前後が多くなっている。高校では50歳前後、特別支援学校では56歳前後が多くなっているのが特徴である。

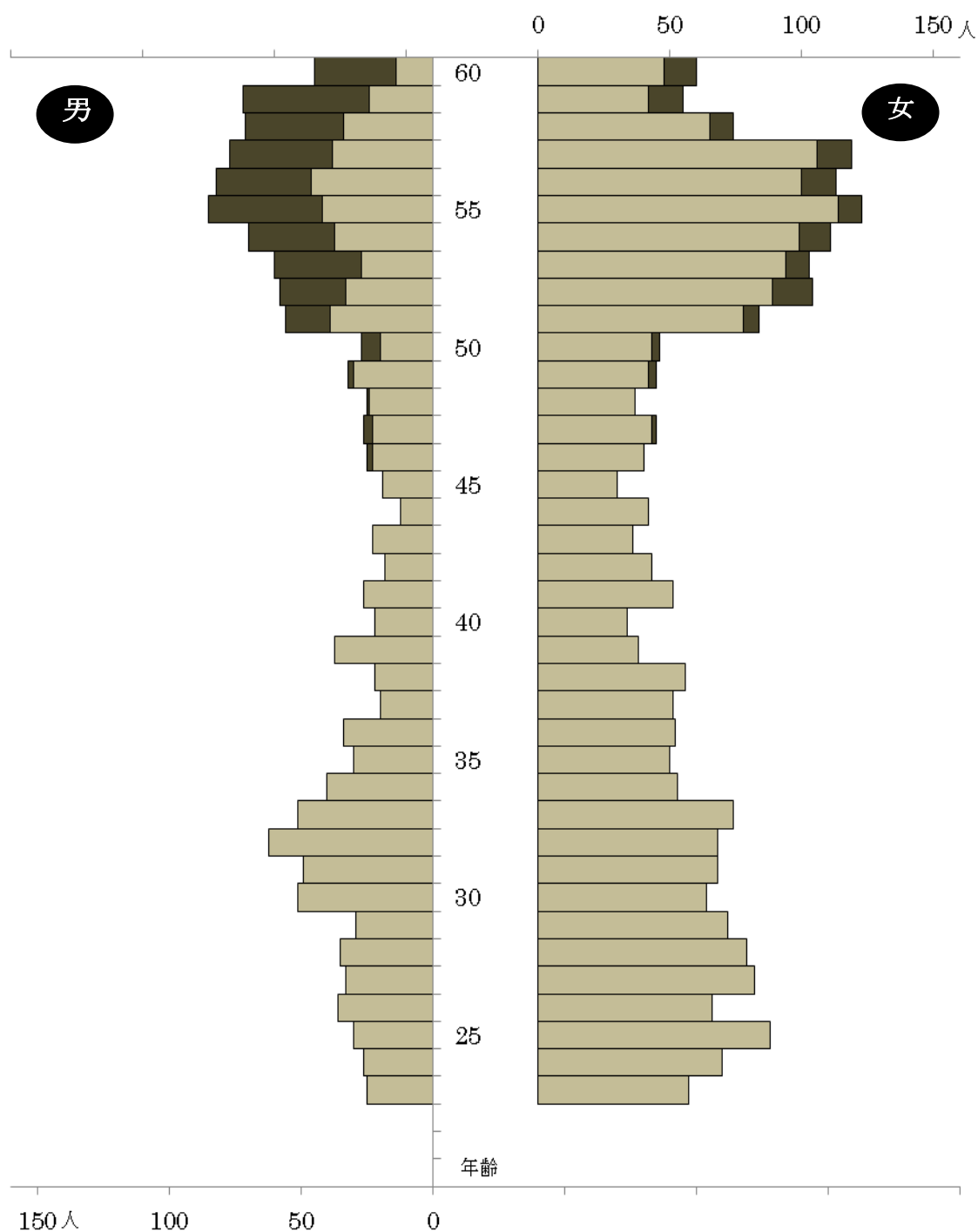
平均年齢は、小学校43.1歳、中学校43.8歳、高校47.1歳、特別支援学校で46.3歳となっている。

小学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	23.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校 長 ・ 教 員	1,541	2,483	4,024	38.3	61.7	44.2	42.4	43.1
上 記 の う ち 教 諭	1,184	2,091	3,275	36.2	63.8			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
2 校長・教員には校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。
3 再任用は除く。

■ ……校長及び教頭
年 齢 ……平成24年 3 月31日現在



中学校校長・教員の男女別年齢構成図表

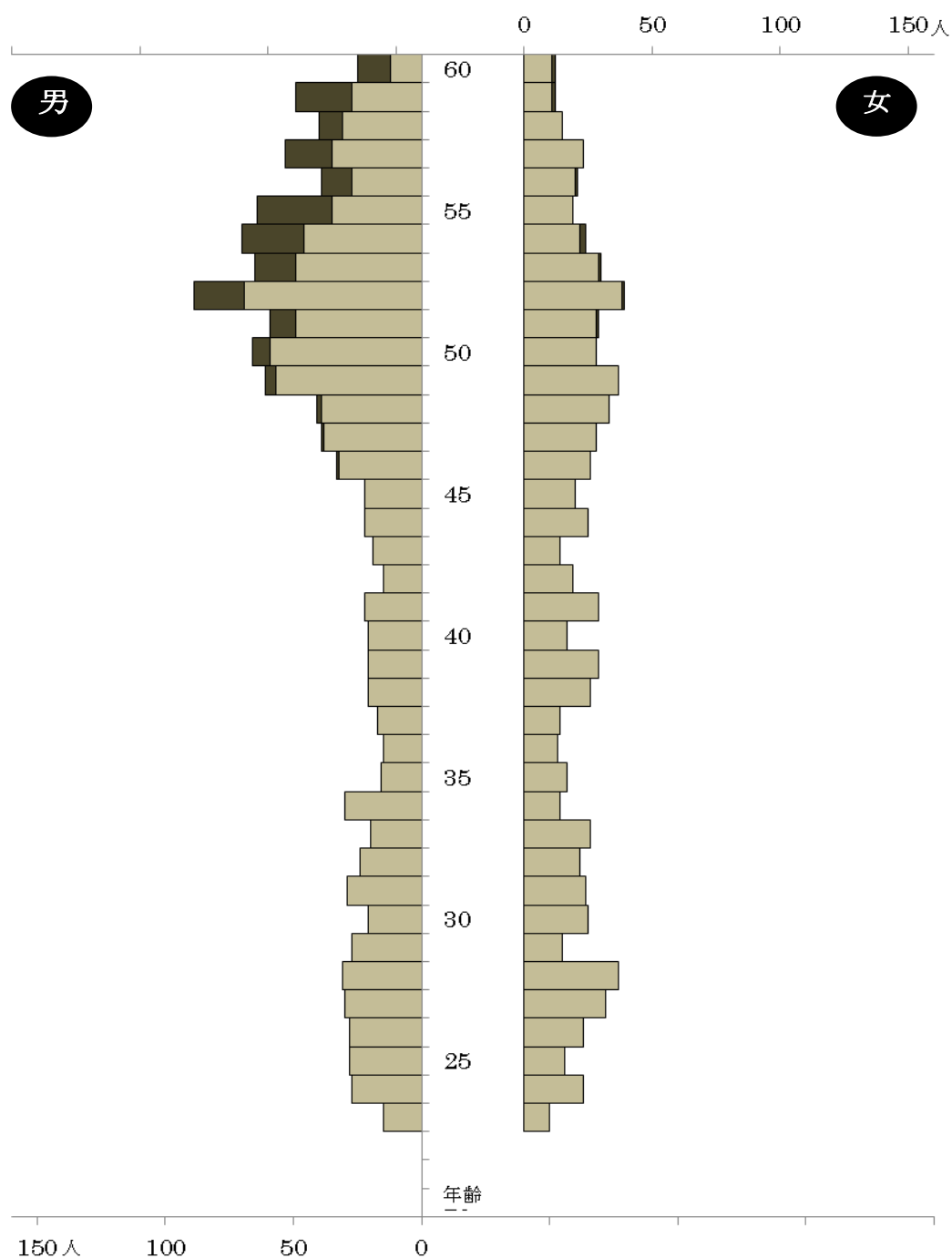
	23.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校 長 ・ 教 員	1,314	866	2,180	60.3	39.7	45.1	41.7	43.8
上 記 の う ち 教 諭	1,126	756	1,882	59.8	40.2			

(注) 1 京都市立学校を除く。

2 校長・教員には校長、首席副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。

3 再任用は除く。

■ ……校長及び教頭
年齢……平成24年3月31日現在

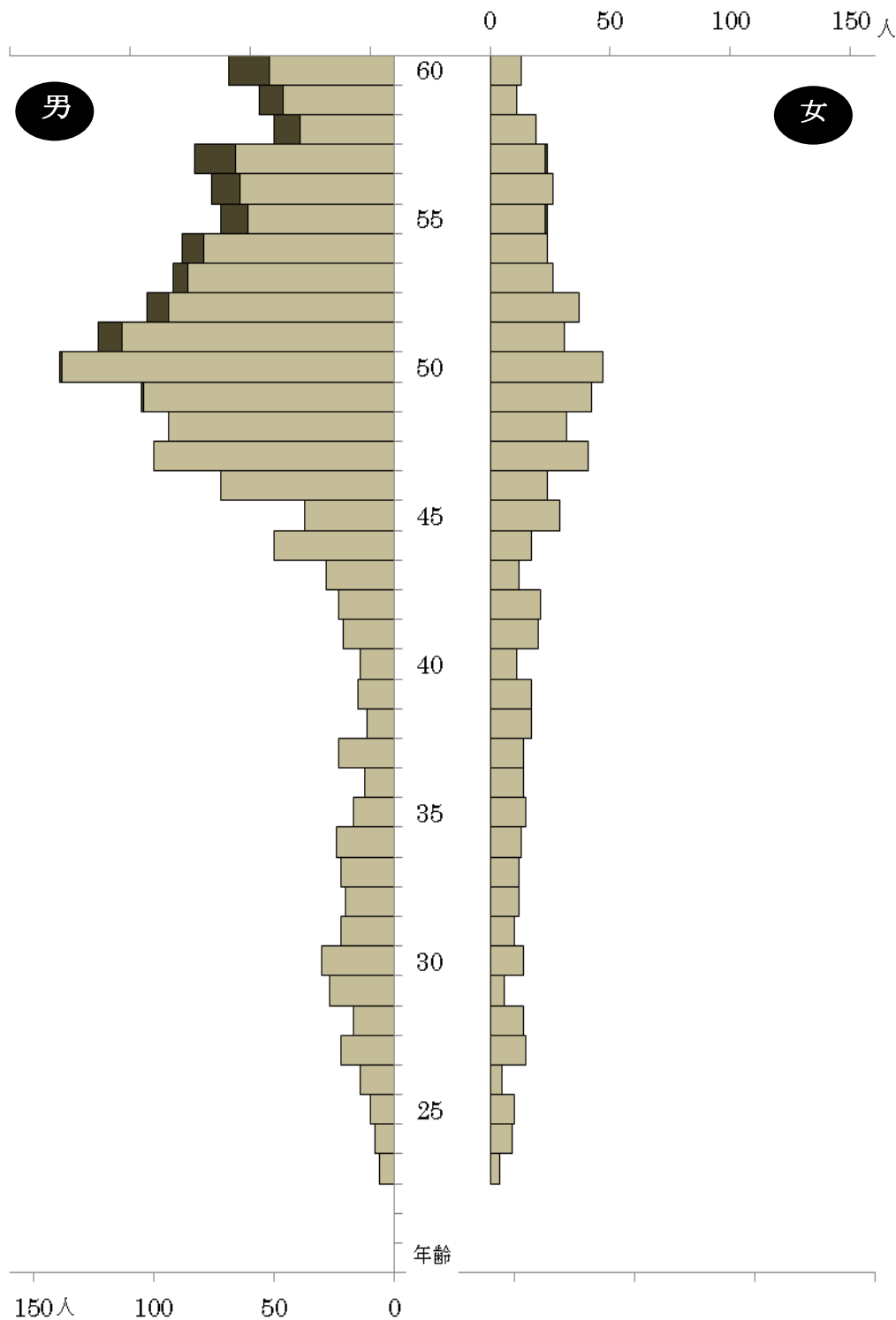


高等学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	23.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校 長 ・ 教 員	1,795	732	2,527	71.0	29.0	47.9	45.1	47.1
上 記 の う ち 教 諭	1,681	665	2,346	71.7	28.3			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
2 校長・教員には校長、首席副校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭を含む。
3 再任用は除く。

■ ……校長及び教頭
年齢……平成24年 3 月31日現在

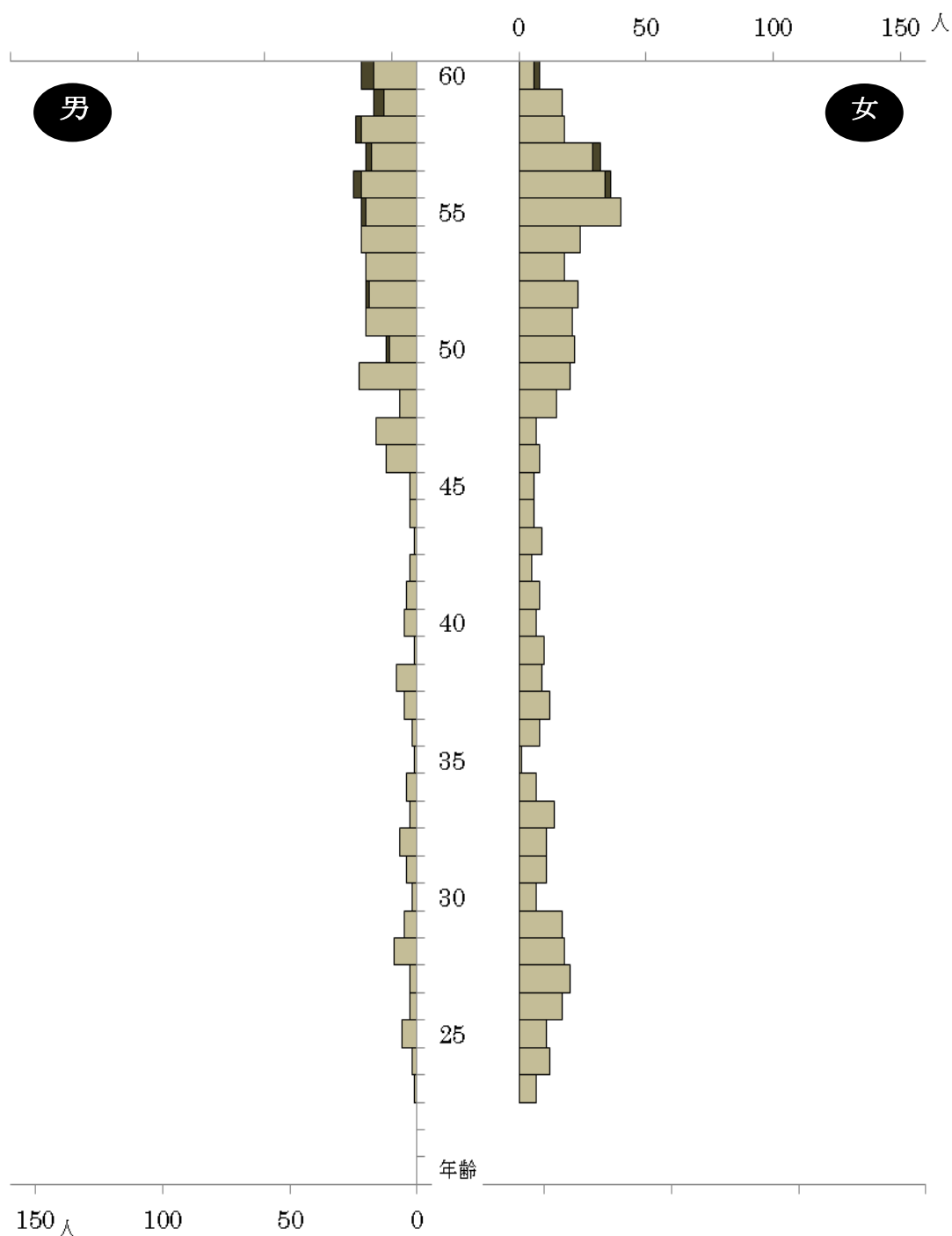


特別支援学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	23.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校 長 ・ 教 員	367	542	909	40.4	59.6	49.0	44.5	46.3
上 記 の う ち 教 諭	347	501	848	40.9	59.1			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
 2 校長・教員には校長、首席副校長、副校長、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。
 3 再任用は除く。

■ ……校長及び教頭
 年齢……平成24年3月31日現在



3 教職員の選考

(1) 教員選考試験

京都府教育委員会では、京都市立学校を除く公立学校教員採用選考試験を、年1回（7月）実施している。

平成24年度採用選考試験の実施状況は、下表のとおりである。

(2) 学校職員採用試験

学校職員（学校事務職員・学校図書館司書）については、京都府人事委員会が採用試験（年1回、9月）を実施しており、その結果、採用候補者名簿に登録された者の中から京都府教育委員会が採用している。

平成24年度 教職員採用試験

（単位：人）

職種別			試験実施者	試験期日・場所	受験資格	志願者数	受験者数	合格者数 (名簿記載者)		
教 員	一般選考	小学校	府教育委員会	◆1次試験 23.7.24(日) (龍谷大学) 一般教養、小論文及び専門教科 23.7.16(土)～23.7.18(月) (山城高、鳥羽高、嵯峨野高) 面接 ◆2次試験 23.8.15(月)～23.8.21(日) (洛北高、山城高 他) 面接、一部につき実技試験	・志願する校種等及び教科(科目)の教員普通免許状の所有者(取得見込を含む。)で昭和37年4月2日以降に生まれた方 ・北部採用枠については、北部地域(綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町)において採用後10年間程度勤務できる方	866 ＜146＞ (235)	814 ＜146＞ (228)	205 ＜73＞ (50)		
		中学校				879 ＜52＞ (104)	806 ＜52＞ (100)	148 ＜25＞ (27)		
		高等学校				1,072 ＜49＞ (145)	945 ＜49＞ (131)	115 ＜16＞ (24)		
		特別支援学校				218 (32)	205 (30)	70 (7)		
		養護教諭				117	105	10		
		栄養教諭				34	28	6		
	スペシャリスト特別選考	高等学校理科			・民間企業、大学又は研究機関等における勤務経験が通算して5年以上ある方(国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における勤務経験を除く。)で、その勤務経験により理科の分野における高度の専門的な知識・経験又は技能を有する方 ・特別免許状の授与条件を満たす方 ・昭和37年4月2日以降に生まれた方	7	6	2		
		高等学校保健体育	・保健体育の分野における高度の専門的な知識・経験又は技能を有する方 ・選手として、国際的規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた方 ・特別免許状の授与条件を満たす方 ・昭和37年4月2日以降に生まれた方	4					4	1
		身体障害者選考	・身体障害者手帳の交付を受けその障害の程度が1級から6級までの方 ・自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに教員として職務の遂行が可能な方	5					4	1
	計					3,202	2,917	558		
公立学校職員	学校事務職員	府人事委員会	◆1次試験 23.9.25(日) (京都女子大学、西舞鶴高) 教養試験 23.10.6(木)～10.13(木) 口述試験(府庁) ◆2次試験 23.10.28(金)～11.10(木) (府庁) 口述試験、適性検査	昭和63年4月2日以降に生まれた方	553	409	33			
				昭和63年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方	60	45	5			
	計					593	454	38		

・< >は大学推薦特別選考の数で内数 ・()は北部採用枠での選考の数で内数

第2節 給 与

1 給与制度の基本

公務員の給与の性格は、職務給を原則としながら生活面も考慮されたものであり、その水準は、国、他の地方公共団体、民間給与と均衡を図ること、給与の種類、額、支給方法は条例で定めることなどが地方公務員法第24条に定められている。

また、公立学校の校長及び教員の給与は、従前の国立学校準拠制を廃止し、教育公務員特例法第13条に「これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定める」と規定され、各地方公共団体が地域ごとの実態を踏まえて給料や諸手当の額を主体的に定めることとされている。

京都府における教職員は、「職員の給与等に関する条例」（昭和31年京都府条例第28号）「職員の給与、勤務時間等に関する規則」（昭和31年人事委員会規則6－2）などに給与の種類、額、支給方法が定められている。

教職員に支給される給与の種類は、給料、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び退職手当で、これらの給与は、それぞれ支給要件が条例規則に定められている。

2 給与の負担

地方公務員の給与は、原則として職員の身分の属する地方公共団体が負担し支給することになっているが、市町村立の小・中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員の給与などについては、市町村立学校職員給与負担法第1条の定めるところにより、例外として都道府県が負担することとされている。

これは、財政規模その他の事情が異なる市町村に給与を負担させた場合、給与の不均衡が予測され、人事上の障害ともなるので、広

域的な視野に立って教育の推進を図るために設けられた制度である。

また、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校の教職員の給与費などについて、都道府県の負担した給与費の概ね3分の1を一定の基準に従って、国が負担するよう、義務教育費国庫負担法に定められている。

3 教育職員給与の特殊性

小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に対する給与については、教育振興という観点から、他の給料表の適用を受ける者と異なる給与などの優遇措置が採られている。

- (1) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づいて、義務教育諸学校などの教育職員の職務と勤務態様の特殊性を勤務時間の内外を問わず包括的に評価し、時間外勤務手当と休日勤務手当にかえて教職調整額（給料の4%）が支給されている。
- (2) 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」に基づいて、教育職員の給与水準を一般職員より優遇し、人材を確保することを目的として、給料表の改善のほか、義務教育等教員特別手当、教育業務連絡指導手当などが支給されている。
- (3) 「へき地教育振興法」、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」、「産業教育振興法」に基づいて、それぞれへき地手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当が支給されている。

4 退職手当

退職手当は、職員が退職した場合に一時金として、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給される給与であって、民間企業における退職金（一時金）に相当するものである。

退職手当の種類、支給額及び支給方法は「職員の退職手当に関する条例」（昭和31年度京都府条例第30号）に定められている。

5 人件費総額

平成23年度2月補正を含む教職員の人件費総額は172,534,677千円である。各学校種別ごとの人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成22年度 決 算 額	区分	平成23年度 2月現計予算額
小 学 校	69,361,332	小 学 校	68,493,596
中 学 校	39,868,174	中 学 校	40,008,598
高 等 学 校	28,746,668	高 等 学 校	28,603,703
特別支援学校	16,681,332	特別支援学校	16,558,201
退 職 手 当	19,852,068	退 職 手 当	18,870,579
計	174,509,574	計	172,534,677

第3節 免 許

学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員は、教育職員免許法により授与する各相当の教員免許状を有するものでなければならない。

免許状の種類は、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の三種類である。

普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭、養護教諭、栄養教諭の専修・一種・二種（高等学校を除く。）に区分されており、中学校、高等学校についてはそれぞれ教科ごとに授与される。

特別免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状である。

（上記の免許状については、平成21年4月から更新制が適用されている。）

臨時免許状は学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭免許状である。

免許状の取得方法は、大別すると、

- (1) 課程認定を受けた大学・短期大学若しくは教員養成機関で、免許法に定める教科及び教職に関する科目を取得し、卒業または修了したもの。

- (2) 学校での勤務年数と、それに伴う単位取得によるもの。

- (3) 文部科学省が行う教員資格認定試験に合格したもの。

などがあるが、このほか個々の事例によって経過規定、特例規定が多く、複雑多岐にわたっている。

なお、教員免許状は、都道府県の教育委員会が授与するものであり、普通免許状は、すべての都道府県において効力を有し、特別免許状及び臨時免許状は、その免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有する。

平成22年度に京都府教育委員会が授与（交付）した免許状の件数は次の通りである。

教育職員免許授与（交付）（平成22年度）

教科別 種 別 件数		国	社	地理	公	数	理	音	美	工	書	保健	保	看	看護	技	家	家庭	情	農	農業	工	工業	商	商業	水	商	福	職	職業	外	宗
		語	会	歴史	民	学	科	楽	術	芸	道	体育	健	護	実習	術	庭	実習	報	業	実習	業	実習	業	実習	産	船	祉	業	指導	国語	教
幼稚園教諭専修免許状	8																															
幼稚園教諭1種免許状	569																															
幼稚園教諭2種免許状	847																															
小学校教諭専修免許状	48																															
小学校教諭1種免許状	1,282																															
小学校教諭2種免許状	527																															
中学校教諭専修免許状	310	43	72			25	44	24	46			4	0			0	6												0	0	38	8
中学校教諭1種免許状	2,571	475	729			205	79	140	180			97	1			11	54												0	0	582	18
中学校教諭2種免許状	76	15	8			2	2	2	0			4	0			2	6												1	0	32	2
中学校教諭特別免許状	0																															
高等学校教諭専修免許状	368	49		52	40	29	52	25	42	8	3	4	0	0	0		6	0	5	1	0	2	0	0	0	0	0	0		0	40	10
高等学校教諭1種免許状	3,609	523		664	609	246	158	157	228	38	41	117	1	0	0		56	0	65	13	0	7	0	15	0	0	0	23		0	625	23
高等学校教諭特別免許状	1											1																				
特別学校教諭専修免許状	9																															
特別支援学校教諭1種免許状	287																															
特別支援学校教諭2種免許状	99																															
養護教諭専修免許状	0																															
養護教諭1種免許状	29																															
養護教諭2種免許状	41																															
栄養教諭専修免許状	0																															
栄養教諭1種免許状	46																															
栄養教諭2種免許状	18																															
自立活動教諭1種免許状	1																															
小 計	10,746	1,105	809	716	649	507	335	348	496	46	44	227	2	0	0	13	128	0	70	14	0	9	0	15	0	0	0	23	1	0	1,317	61
幼稚園助教諭免許状	1																															
小学校助教諭免許状	166																															
中学校助教諭免許状	159	11	5			51	24	3	5			10	0			12	6												0	0	31	1
高等学校助教諭免許状	78	6		2	5	10	3	1	4	2	0	2	0	2	5		6	0	3	1	0	4	1	1	1	0	0	1		0	17	1
特別支援学校助教諭免許状	31																															
養護助教諭免許状	10																															
自立教科教諭助教諭免許状	0																															
小 計	445	17	5	2	5	61	27	4	9	2	0	12	0	2	5	12	12	0	3	1	0	4	1	1	1	0	0	1	0	0	48	2
合 計	11,191	1,122	814	718	654	568	362	352	505	48	44	239	2	2	5	25	140	0	73	15	0	13	1	16	1	0	0	24	1	0	1,365	63

第4節 研 修

教職員の研修については、地方公務員法第39条に定めるほか、特に教育公務員については、職務の特殊性にかんがみ、教育公務員特例法第21条及び第22条に特別規程が設けられており、初任者研修や10年経験者研修の実施が義務づけられている。

本府では、学校内外での研修を充実するなど教員の資質や指導力の向上を図る取組を推進するとともに、年度当初の校(園)長会議において、教職員の意識改革と資質能力の向上について説示してきたところである。

また、教職員の大量退職・大量採用時代の到来による喫緊の課題に対応するため、平成18年7月に設置した「『教師力』向上に関する検討委員会」の提言などを踏まえ、平成19年度、今後の人材育成の方向性を示す「『教師力』向上のための指針」を策定し、その具体化を図るため、単位制履修制度導入等を進めているところである。

本府において実施している教職員研修の主なものは次のとおりである。

1 京都府総合教育センター研修

初任者研修や10年経験者研修といった法定研修や、各教科・領域に関する専門研修などを実施している。

2 独立行政法人教員研修センター等主催研修講座への派遣

各種講座に管理職及び中堅教員を派遣し、指導的役割を果たす教職員の育成を図っている。

3 各種教育・研究機関等での研修

教職員が豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を身に付けるため、国の研修機関、大学・大学院・教職大学院などでの長期派遣研修を実施している。

また、派遣研修以外にも、大学や民間企業などと連携した研修を実施している。

第5節 健康 管理

健康管理の充実を図るため、労働安全衛生法、学校保健安全法などに定められた検査項目の他、府立学校独自の健康診断としてB型肝炎健康診断、頸肩腕、腰痛検診、VDT健康診断などを実施し、疾病の早期発見、早期治療等の徹底により健康の保持増進を図っている。

いる。

また、平成17年度から府立学校におけるメンタルヘルス対策を充実するために、「メンタルヘルスカウンセリング事業」及び「メンタルヘルス研修会支援事業」を実施している。

なお、公立学校共済組合京都支部に、次のような検診事業等を委託し実施している。

- ・人間ドック検診事業
- ・脳ドック検診事業
- ・乳がん・子宮頸がん検診事業
- ・自己採取子宮頸がん検診事業
- ・骨粗しょう症検診事業
- ・前立腺検診事業
- ・大腸がん検診事業
- ・ストレスドック
- ・こころの健康相談室
- ・こころの健康チェック
- ・メンタルヘルスハンドブック配付事業
- ・職場の健康づくり支援事業

第6節 福利厚生等

教職員の福利厚生の充実を図るため、財形貯蓄の実施、公立学校共済組合京都支部に検診事業等を委託するなど、その充実・向上に努めている。

1 公立学校共済組合京都支部の運営

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員とその家族の健康維持、相互救済による諸給付及び福祉事業を行い、生活の安定と福祉の増進を図っている。

(1) 組合員数

平成23年9月末現在20,789人
(被扶養者数18,512人)

(2) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害、結婚などに対し、給付を行っている。

(3) 長期給付事業

組合員が退職、死亡などした場合、年金の給付を行い、組合員とその遺族の生活の安定を図っている。

(4) 厚生事業

組合員とその家族の健康維持及び福祉向上のため、特定健康診査、特定保健指導事業、健康管理に関する事業、メンタルヘル

スに関する事業などの各種厚生事業を実施している。

(5) 貸付事業

組合員が住宅の取得、災害、結婚などで臨時に資金を必要とする場合、貸付を行っている。

(6) 宿泊施設の運営

組合員とその家族が宿泊・会合・婚礼などに利用できる次の施設を運営している。

▲京都宿泊所

(ホテルルビノ京都堀川：

京都市上京区東堀川通下長者町下ル)

▲京都宿泊所宮津分館

(うらしま荘：

宮津市字島崎小字川跡2039-8)

2 教職員住宅の管理

人事異動支援等を目的として、教職員を対象に住宅を賃貸している。

3 恩給、扶助料等の支給

昭和37年11月30日以前に退職した元教育職員に対し普通恩給などを、その遺族に対し扶助料等を支給している。

4 財産形成貯蓄制度

教職員が、豊かな生活を実現するために、勤労者財産形成促進法に基づき、財形貯蓄制度を実施している。

第3章 学 校 教 育

第3章 学 校 教 育

第1節 幼児教育

京都府内には、幼児教育施設として、幼稚園又は保育所が設置されており、市町村の積極的な取組により、幼児教育の振興が図られている。

府内の幼稚園では、幼児の思いや願いをとらえ、幼児が遊びを通してうまく人とかわれるようになったり、言葉が豊かになったりするなど、幼児期にふさわしい生活の展開に努めるとともに、さまざまな体験を豊富に積み重ねながら人間形成の基礎を培っている。

また、幼稚園・保育所・小学校が連携し、子どもたちの交流や指導内容・方法の連携及び保護者の交流等、幼児がその後の小学校教育生活へ円滑に移行できるよう支援する取組を行っている。

1 「もうすぐ1年生」体験入学推進事業

小学校入学前の幼児を対象に『もうすぐ1年生』体験入学推進事業を実施し、小学校に入学してからの生活をスムーズに送れるよう、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が図れる取組を推進している。

小学校での授業体験、小学校教員による出前授業、給食の体験や小学生との交流行事を行うなど、年間を通して複数回にわたり、地域の実情に合わせた様々な取組を実施している。

第2節 小・中学校教育

府内各小・中学校においては、学習指導要領や本府「学校教育の重点」の趣旨を生かして、児童生徒一人一人の学力の充実・向上に努めるとともに、学校教育全般にわたって創意工夫を生かした教育活動を展開するなど、特色ある学校づくりを進めている。

このような取組を一層推進して小・中学校教育の活性化を図る。

1 まなび教育推進プラン

平成14年度からアクションプランの一つとして検討会議を設置し、委員より提言を受け、年度ごとに教育施策を展開している。

平成23年度は、年間4回にわたる検討会議を開催した。

新しい京都府教育振興計画における3つの視点「社会総がかりで取り組む教育」、「幼児期から成人までを見通した教育」「京都の力を活かした教育」の視点から、「縦の接続」や「横の連携」の在り方とともに、「質の高い学力」をはぐくむための効果的な施策について、学校・家庭・地域の連携協力、京都式少人数教育の推進、校種間連携等の在り方を中心に検討した。

中間案の公表、パブリックコメントの実施を経て、12月に「まなび教育推進プラン」として公表した。

2 「子どものための京都式少人数教育」

義務教育9年間を見通して、児童生徒一人一人に基礎・基本の徹底と学力の充実・向上を図るため、京都式少人数教育を推進している。

実施に当たり、市町(組合)教育委員会が、学校や児童生徒の状況に応じて、少人数学級・ティームティーチング、少人数学級の指導方法や指導体制を選択して実施できる京都独自の方式を導入した。平成23年度には、小学校1年生及び全ての中学校で35人を越える学級規模の解消ができるよう教員配置を拡充し、一層きめ細かな指導が中学校においても可能となった。

さらに、小学校1・2年生では2人の先生による指導ができるよう30人を越える学級に教員を加配している。

また、学校や市町(組合)教育委員会が、選択した指導方法や指導体制について保護者に説明するとともに、成果を次年度の展開に生かすように努めて、個に応じたきめ細かな指導を推進している。

3 学習指導要領の改訂

平成20年3月に告示(文部科学省)された学習指導要領により、小学校は平成23年度に新学習指導要領全面実施となり、中学校は平

成24年度に全面実施となる。これに伴い、京都府においては様々な取組を進めているところである。「京の未来創造校」をはじめとした指定校制度を活用して研究開発を進めるとともに、教育課程研究会を小・中学校別に開催し、新学習指導要領の趣旨説明や、各教科等の先進的な実践の報告・協議を行い、全面実施及び全面実施最終準備に向けての周知徹底を図った。

また、「スタート新学習指導要領チェックリスト」を作成し、小学校に配布した。

4 研究指定校

(1) 京の子ども、夢・未来校

児童生徒の学力の充実・向上を図ることを目指し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るための実践研究・開発を行い、その成果を府内に普及させる先進的な研究を進める「京の子ども、夢・未来校」を平成14年度から設けている。

平成22年度には、学力向上システムをもとに各教育局が公募する「学力向上公募校」、各教育局の課題に対応する「教育課題対応校」、中学生の学力充実・向上を図る「中学校学力向上実践校」、計20校を指定した。指定期間はいずれも2年間で、平成23年度にそれぞれの学校では、研究発表会を開催するなどして研究成果の普及を図った。

(2) 京の未来創造校

平成23年度から、学校の創意ある教育活動を支援することにより、学校の自立性や教職員の意欲を高め、児童生徒の学力及び教職員の指導力の向上を図るとともに、名称も、「京の未来創造校」と改め、19校を指定した。

平成23年度 京の子ども、夢・未来校及び京の未来創造校

	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	府立中学	合計
幼稚園							0
小学校	4	4	3	2	3		16
中学校	2	7	3	6	5		23
合計	6	11	6	8	8	0	39

5 中1振り返り集中学習～ふりスタ～

中学生の学力の充実・向上を図るために、各学校が作成した計画書に基づいて学習支援員等を配置し「中1振り返り集中学習～ふりスタ～」及び「チャレンジ学習」を実施している。

「ふりスタ」では、基礎基本の学習が必要な中学校1年生の生徒を対象に、早期に小学校段階の学習の課題の解消を図り、生徒自らが主体的に学習に取り組む意欲・態度を身に付けさせることを目的としている。学習支援員として退職教員や学生等が、国語や数学(算数)を中心として、放課後や長期休業中に学習会を実施している。平成23年度は、府内の全市町(組合)立中学校で実施した。

「チャレンジ学習」では、より高い学習目標へ向かってチャレンジする生徒に対して、家庭や地域と連携しながら各種検定の手法を活用し、学力の充実・向上を目指す市町(組合)教育委員会の取組を支援することを目的としている。外部講師が放課後や休業日に学習会を行っており、平成23年度は、32中学校で実施した。

6 まなびアドバイザー

小学校入学前から中学校卒業までを視野に入れ生活・学習習慣がしっかりと身に付くよう、学校と家庭の橋渡し役を担うまなびアドバイザーを配置している。平成23年度は、小学校15校、中学校18校に配置し、児童生徒や保護者に対して、関係機関等と連携した支援を行っている。

7 心の教育の充実

(1) 「京の子ども 明日へのとびら」の活用

京都の独自性を生かした「心の教育」学習資料を、平成19年度から府内の各小中学校で活用できるよう、全小中学生に配布。

小学校低・中・高学年編、中学校編の4分冊とし、京都にゆかりのある文化人などによる子ども向け書き下ろし文を中心に、発達段階に応じてよりよい生き方を考え合うことで豊かな人間性のはぐくみを目指している。

なお、平成20年9月に「実践事例集」、平成22年3月に「実践事例集・第2集」を

作成し、府内の小・中学校、市町（組合）教育委員会へ配布した。

(2) 体験活動の推進

ア KYO発見仕事・文化体験活動

府内全小・中学校を実施対象として仕事分野と伝統文化分野で募集

イ 豊かな体験活動

「自然宿泊体験事業～子ども農山漁村交流プロジェクト～」において府内の2小学校が3泊4日の自然体験学習を実施

(3) 読書活動の推進

子どもの読書活動のさらなる推進を図るため、平成22年1月に「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定した。この推進計画では、読書を通じて、質の高い学力の基盤となる言語力を育成するとともに、感性を磨き想像力や表現力の豊かな子どもを社会全体で育成することを目指して「ことばの力」を豊かに育むことを重点方針としている。読書活動は、家庭・学校・地域社会が相互に効果的な連携を図り、社会全体で推進することが必要であり、

司書教諭の養成研修や学校と公立図書館やボランティアとの連携推進などの具体的な取組をはじめ、広報、啓発、情報提供に努めている。

8 へき地・小規模校教育

へき地、小規模及び、複式形態などの特性を生かした教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、表現力、社会性、実践力を身に付けた子どもの育成を目指している。

9 大学の先生に学ぼう体験事業

児童生徒の学習に対する興味・関心を喚起し、学習意欲の向上を図るなど、未来に向かって夢と希望を持って学ぼうとする子どもを育成するため、優れた人的・物的資源を有する京都大学と連携した取組を実施している。

平成23年度の主な事業として、小・中・高校へ大学の教授による出前授業、「京都数学グランプリ」「京都物理グランプリ」や教員研修等を実施している。

第3節 高等学校教育

1 高校教育の活性化

府立高校「教育改革チャレンジプラン」支援事業、英語指導助手の活用、研究指定事業などを実施している。

(1) 府立高校「教育改革チャレンジプラン」支援事業(平成23年度)

事 項	実 施 内 容	対象校	実施校名
1 「確かな学力」 向上プラン (1) 学力向上フロンティア校支援 (2) 社会人講師授業改善プログラム (3) 基礎学力充実	生徒の学力の向上を目指し、学校が主体的に企画する先進的な取組を支援する。 京都の大学や企業・学研都市の研究機関など外部人材を積極的に授業や教職員研修で活用し、生徒の学習意欲や学力の向上、教職員の資質能力を図る。 補習等を実施し、基礎・基本の徹底による学力の充実を図る。	14校 全校 全校	鴨沂、朱雀、鳥羽、桂、東稜、京都八幡、南陽、農芸、福知山、大江、峰山、網野、網野（間人）、久美浜
2 「豊かな未来」 実現プラン (1) 進路対策事業 (2) 未来を支えるトップリーダーの育成 (3) 高校生さわやかハート応援プロジェクト (4) 府立高校における環境教育の推進 (5) 社会とかかわる力の育成プロジェクト	学習合宿・進路補習、資格取得促進、教科別合同学習会、府立高校実力テストの実施など個々の生徒の希望進路の実現を図る。 生徒の数学に対する興味・関心を喚起するとともに、数学的な見方や考え方を培うために京都数学グランプリを実施し、数学的資質の向上を図る。 豊かな人間性を兼ね備えた高校生の育成を目的に「伝統文化の教育」「道徳教育」「体験活動」等の取組を支援する。 環境教育、環境保全活動等への取組を支援するとともに、生徒自らより良い環境の創造に向けて主体的に行動する態度を育成する。 社会の仕組みを理解し、積極的に社会参画するための知識・技能や態度など公民的資質（シティズンシップ）を養う。	全校 全校 全校 9校 全校	山城、北桑田、桂、木津、農芸、須知、綾部（東）、工業、久美浜

(2) 学校評議員の設置

全府立高校に学校評議員を委嘱し、教育内容などについて聴取した意見を学校運営に生かすことによって、開かれた学校づくりを推進する。

(3) 全府立高校で学校評価（自己評価、学校関係者評価）を実施することで、保護者や地域と連携しながら学校経営の改善を推進する。

(4) 英語指導助手

- ・配置人員 35名 府立高校などに英語指導助手を配置し、実践的な英語教育の充実を図る。

(5) 高等学校研究指定校等一覧（平成23年度）

事業名	指定年度	区分	学校名	実践主題又は特色の概要
スーパーサイエンスハイスクール	19～23	国指定	洛北	高等学校・中高一貫教育校における科学技術、理科・数学教育について研究
スーパーサイエンスハイスクール	22～26	国指定	桃山	自然科学分野において新たな知を創造できる探求心・独創性にあふれた国際的な人材を育成するための教育課程の研究
目指せスペシャリスト研究開発事業委託事業	21～23	国指定	海洋	職業に関する専門高校において、大学・研究機関等との連携の強化により、将来の地域社会の担い手となる専門的職業人（スペシャリスト）を育成
スクールカウンセラー活用	23	府指定	全校	生徒や保護者へのカウンセリングの実施及び学校全体の教育相談機能の充実
エネルギー教育支援	23	府指定	桂、桃山、城南菱創、亀岡、園部、須知	生徒がエネルギーや原子力について理解を深め、自ら考え、判断できる力を育成
学力向上フロンティア校支援	23	府指定	鴨沂	「自律・協同の学習を目指し、『ことば力で跳ぶ』鴨沂・学びアクションプランⅣ」 ◇ NIE学習・課題探求型学習の充実 ◇ 「言葉の力」「コミュニケーション力」の育成と研究成果の発表
			朱雀	「“学力”と“意欲”を引き出す「授業改革」への挑戦～「学び直し」から「学びの飛躍」へ～」 ◇ 探求型学習指導の研究と教材の開発と活用 ◇ メディアリテラシーの学習
			鳥羽	「論理的思考能力の養成～思考力を高めるプロジェクトTOBA ver.Ⅱ」 ◇ 思考力コンテストの実施 ◇ 思考力を高める授業の創造
			桂	「桂 学びプラン」～「中高の接続」及び「文章を書かせる指導」を生かした学習と「家庭学習習慣の確立」による基礎学力の養成 ◇ 教科や特別活動における「文章を書かせる指導」の実施 ◇ 将来展望を持たせるキャリアプランガイダンス
			東稜	「TRYエンカレッジングプログラム」 ◇ 司法書士会との連携による司法教育講座 ◇ 学び直しの自主教材作成
			京都八幡	「KYOTO YAWATA PROJECT8 守“破”離～言語活用型学力伸長プラン～」 ◇ ディセンシー指導（基本的生活習慣の定着、チェックシートを活用し自律した自己形成） ◇ 語彙力の向上と学習習慣、基礎学力形成の土台づくり

事業名	指定年度	区分	学校名	実践主題又は特色の概要
学力向上フロンティア校支援	23	府指定	南陽	「南陽サイエンス・アクション！」 ～科学の輪を学校・地域に広げる活動～ ◇調査研究活動の実施、結果の公開 ◇生徒を指導者として、小中学生対象の実験教室を実施
			農芸	「サイエンスE.P. (science education program) ～科学する喜びを実感する農業教育を目指して～」 ◇農業教科・普通教科を合わせた課題提出型学習 ◇博物館・植物園等を訪問するミュージアムツアー
			福知山	「みらいへトライ！ 福高スクラムⅡ」 ◇小論文トライアル、福高作文、新聞活用セミナー、小論文演習 ◇ゼミ方式のグループ研究・発表
			大江	「OE-Study ー第3章ー」 ～ユビキタスな学習環境&Self-Esteemコーディネートプラン～ ◇「ほめるカード」等の自己有用感を高める取組 ◇民間企業向けオープンスクール
			峰山	「心を変える ～高き理想を求めて～」 ◇「科学の教室」、「論文コンテスト」等の実施 ◇地球人に学ぶキャリア教育
			網野	「～青年はみらいを信じ使命に生きる～」 Team網高” The Flash Road” 一歩むべき道を照らせー ◇ポートフォリオ、自己発見レポート ◇地域の社会人・卒業生の講演及びインタビュー
			網野（間人）	「Action to Taiza-Iize～まなのある指導～」 ◇間人式漢検・英検・数検 ◇進路講話及びボランティア活動
			久美浜	「学びの再構築—KRA（久美浜リメディアルアクション）」 ◇学び直し教材による自学自習体制の確立 ◇地域の人材による講演・交流会
文化の力をはぐくむ『京育』推進事業	23	府指定	洛北、北稜、嵯峨野、北嵯峨、北桑田、洛西、桃山、京都すばる、向陽、東宇治、西乙訓、西城陽、亀岡、園部、福知山、工業、東舞鶴、西舞鶴、宮津、峰山	文化部活動の一層の活性化と、次世代への伝統文化の継承を目的とした、外部指導者による技術指導と小・中学生への文化の継承
キャリア教育推進	23	府指定	山城、北桑田、東稜、城陽、南丹、東舞鶴、加悦谷	京都府キャリア教育サポーターの活用及びインターンシップ等生徒の体験活動の推進
高校生きものチャレンジ	20～22 21～23 22～24	府商工労働観光部指定	20～22 洛北、北桑田、西乙訓、菟道、福知山 21～23 北稜、鳥羽、田辺、亀岡、南丹、園部 22～24 嵯峨野、桃山、洛水、久御山	「きもの」などの伝統文化に触れその理解を深めるための教育活動を実施
「ことばの力」育成プロジェクト	21～23 22～24	府指定	21～23 北稜、鳥羽、桃山、南陽、園部、西舞鶴 22～24 山城、西乙訓	課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等を育成するため、各教科における言語力育成に向けた学力指導プログラムを開発
柔軟な教育システムに係る実践研究事業	20～21 21～22 23～24	府指定	20～21 朱雀 21～22 北桑田 23～24 網野（間人）	多様な教育ニーズをもつ生徒に対応した柔軟な教育システムについて研究
研究開発学校	22～24	国指定	西乙訓	高等学校地理歴史科において、新しい必修科目を設定し、科目構成や履修形態、学習内容、指導方法及び評価の在り方について研究開発を行う。
環境教育推進事業（エコアドバンス活動推進事業）	23	府指定	山城、北桑田、桂、田辺、木津、農芸、須知、綾部（東）、工業、久美浜	環境教育及び環境保全活動を推進し、持続可能な社会の構築に向けての取組の充実を図るとともに、生徒自らより良い環境の創造に向けて主体的に行動する態度の育成

府立高校の改革について

府立高校では、昭和60年度の高校教育制度改善により、通学圏の設定、類・類型の導入、専門学科の充実など、生徒一人一人の能力や個性に対応した多様な教育を進めてきた。

また、その後の社会の変化や多様化する生徒のニーズに的確に対応するため、平成15年3月と同16年7月に「府立高校改革推進計画」を策定し、府立高校改革に取り組んできた。

しかし、近年の国際化、情報化、少子高齢化、経済事情等の社会の変化や授業料の無償化制度の開始など、教育を取り巻く環境が変化していることに伴い、高等学校には、様々な学習ニーズを持つ生徒が入学してきている。

また、高等学校への進学率が98%に達し、

生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望などが一層多様化しており、高校教育に対するニーズも多様になっている。

このような中で、特色ある教育課程の編成や新しいタイプの高校、入学者選抜制度など、様々な視点でこれからの高校教育の在り方や教育システムを検討することが必要になっている。

そのため、新たに策定された「京都府教育振興プラン」において、一人一人の能力や個性を伸ばし、生徒の状況や学校・地域の実態に応じた教育システムの構築を図るとともに、多様なニーズに対応した創意工夫ある教育活動を展開するなど、魅力ある学校づくりを推進することとしている。

＜府立高校改革推進計画の基本的な方向性＞

- 新しい多様で柔軟な教育システムの構築
- 創意工夫を生かした教育活動の展開
- 主体的な選択ができる入学者選抜制度への改善
- 府立高校の規模の適正化・適正配置

＜取組状況＞

実施年度	実施内容	実施校(地域)
平成16年度	普通科総合選択制の導入	洛東高校
	総合学科の設置	南丹高校
	中高一貫教育の導入	洛北高校
	選抜制度の改善 (通学区域の拡大、選抜方法の改善)	山城地域
平成18年度	中高一貫教育の導入	園部高校
	自然科学系専門学科の新設	桃山高校、南陽高校、 亀岡高校、西舞鶴高校
	商業に関する学科の改編	大江高校
	普通科総合選択制の導入	大江高校、八幡高校
	選抜制度の改善 (前期特色選抜の導入、通学区域の弾力化)	口丹・中丹・丹後通学圏
	長期欠席者特別入学者選抜の実施	朱雀高校、城陽高校、 西舞鶴高校
平成19年度	府立高校の再編整備(八幡市域)	京都八幡高校(旧八幡 高校、旧南八幡高校)
	専門性と幅広い知識基盤を培う専門学科の新設	山城高校、城南高校、 福知山高校

	人間科学・福祉系統の専門学科の新設	京都八幡高校 (南キャンパス)
	新しい時代の国際理解教育を推進する専門学科への改編	園部高校
	工業に関する学科の改編	田辺高校
平成21年度	府立高校の再編整備(宇治市域)	城南菱創高校(旧城南高校、旧西宇治高校)
	通学区域の拡大と選抜制度の改善	京都市・乙訓地域
	福祉に関する学科の改編	京都八幡高校 (南キャンパス)
	商業に関する学科の改編	京都すばる高校
	工業に関する学科の改編	峰山高校
平成22年度	スポーツ・健康科学に関する学科の新設	乙訓高校
	選抜制度の改善	口丹・中丹・丹後通学圏
平成23年度	普通科の教育課程上の編成変更(類・類型の発展的解消)	山城通学圏
平成24年度	普通科の教育課程上の編成変更(類・類型の発展的解消)	口丹・中丹・丹後通学圏

2 定時制通信制教育の振興

本府においては、勤労青少年に高校教育を保障する観点から定時制・通信制教育を重視し、各学校において生徒の就・修学の促進を

図るとともに、一人一人の実態に即した的確な指導を推進するよう努めている。
主な政策は次のとおりである。

事業名	内容
①定時制・通信制教育就学相談員の設置	学習意欲を持ちながら諸事情により進学が困難な者等の就学相談、雇用主及び関係者への理解と協力を得るため2人の就学相談員を設置している。
②定時制・通信制教育教科書等給与・補助事業	勤労青少年の経済的負担を軽減し、学習意欲の向上を図るため、定時制課程の教科書及び通信制課程の教科書・学習書を給与又は補助している。
③定時制・通信制教育修学奨励金貸与事業	勤労青少年の定時制課程及び通信制課程への修学を促進するため、定時制課程又は通信制課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与し、卒業すれば返還を免除している。

3 理科教育及び職業教育の振興

府立学校における理科教育の振興並びに職業教育の振興を図るため、「理科教育振興法」並びに「産業教育振興法」に基づき設備充実を行っているところである。

職業教育については科学技術の進展などの変化に対応した学科改編を進めるほか、高度情報通信社会に対応した教育用コンピュータの整備、資格取得の推進、「課題研究」の充実、インターンシップなど体験活動の推進などにより、その振興を図っている。

4 芸術文化活動の振興

第20回全国高等学校総合文化祭(平成18年度)、第29回近畿高等学校総合文化祭(平成21年度)の成果を踏まえ、高等学校における文化部活動をより一層活性化させるなどしてきた結果、平成23年度の「第26回国民文化祭・京都2011」において多くの府立高校生が活躍し、その成功に大きく寄与した。平成24年度以降、その成果を活かしながら、さらなる高校生の芸術文化活動の振興に努めていく。

また、京都にゆかりの深い茶道・華道を通

して伝統文化の学習を行う「高校生伝統文化事業」（平成23年度は茶道全校（46校）・華道6校）を実施し、高校生の豊かな心をはぐくみながら、京都の伝統文化を次世代に継承、発展させる取組を進めている。

5 府立高等学校授業料の減免措置

教育の機会均等の趣旨にのっとり、府立高等学校に在学する生徒の修学を援助するため、京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号）第4条の規定により授業料を免除している。

府立高等学校授業料の減免を受けようとする者は、次のいずれかに該当し、かつ修学意欲がおう盛であるものとする。

- (1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者
- (2) 申請者の属する世帯の前年の総収入認定額が別表に定める基準額以下であることにより、授業料の納入が困難な者又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者
- (3) 申請者の属する世帯の当該年の総収入認定額が、転職、失業等により著しく減少し、基準額以下になることにより授業料の納入が困難な者
- (4) 申請者の属する世帯が災害により著しく生活が困難になった者
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、教育上特に免除する必要があると認める者

別表（平成23年度）

（単位：千円）

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	6人を超える場合
	1,460	2,060	2,760	3,230	3,590	4,060	1人増すごとに470千円を加える
所得基準額	上記の金額に次のそれぞれの額を加算した額 1 障害者1人につき……………320千円 2 長期療養者 療養のために経常的に特別な支出をしている金額						

（注）世帯人員とは、生徒本人と生計を一にする者の人数である。

※ 平成22年度から「京都府立高等学校の授業料の特例に関する条例」の制定に伴い、府立高等学校授業料は不徴収となった。

6 高校生等修学支援事業

教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生などに対し、修学資金の貸与などを行っている。

平成17年度からは、これまでの貸与制度に加え、日本育英会高校奨学金を引き継いだ内容と、高等学校等入学により必要となる修学支度金を盛り込んだ制度を創設したところである。

概要(平成23年度新入生の場合)

制 度		内 容
修 学 金 (月 額)	①高等学校等修学金貸与制度	○京都府から貸与(貸付) ○貸与額 国公立 月1万8千円以内 私立 月3万円以内 ○所得要件 4人世帯で年収約472万円以下
	②修学支援特別融資利子補給制度	○金融機関の融資利用者への利子補給 ○融資限度額 国公立 64万8千円 私立 108万円 ○所得要件 4人世帯で年収約472万円超かつ主たる生計維持者の年収約800万円以下
修 学 支 度 金	③高等学校等修学支度金貸与制度	○京都府から貸与(貸付) ○貸与額(定額) 国公立 5万円 私立 25万円 ○所得要件 ①の貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収150万円未満
	④修学支度金特別融資利子補給制度	○金融機関の融資利用者への利子補給 ○融資額(定額) 国公立 5万円 私立 25万円 ○所得要件 ① 貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収150万円以上

7 府立高等学校の主な施設整備

(1) 耐震補強工事

安全な環境で学習できるよう、耐震診断結果に基づいて既存建物の耐震性を向上させると共に、老朽部分の改修を行った。

(2) 校舎等の整備

府立学校の特色に応じた施設整備を行うことにより、教育活動の充実を図り、魅力ある学校づくりを行った。

(3) 老朽施設の改修

教育環境の一層の改善と充実を図るため、既存校舎の内装改修及び設備等部位別改修を行った。

	学 校 名	事 業 内 容	事業年度	予 算 額
(1)	鳥羽高等学校他13校	耐震補強工事	7～23	2,943,950千円
(2)	園部高等学校 乙訓高等学校	教室棟新築工事 雨天練習場新築工事	22～23	418,000千円
(3)	各府立高等学校	老朽改修、設備改修等	23	320,000千円

府立高等学校設置学科〔平成23年4月現在〕

(全日制課程)

区 分 学校名			開校年度	設 置 学 科								
				普通科	専 門 学 科							総合学科
					農業	工業	商業	水産	家政	情報	その他	
山 城 高	昭和23年度	○								○		
鴨 沂 高	23	○										
洛 北 高	25	○										
北 稜 高	55	○										
朱 雀 高	23	○										
洛 東 高	29	○										
鳥 羽 高	59	○										
嵯 峨 野 高	25	○								○		
北 嵯 峨 高	50	○										
北 桑 田 高	23	○	○									
桂 高	23	○	○									
洛 西 高	55	○										
桃 山 高	23	○								○		
東 稜 高	52	○										
洛 水 高	53	○										
京都すばる高	60					○			○			
向 陽 高	50	○										
乙 訓 高	39	○								○		
西 乙 訓 高	59	○										
東 宇 治 高	49	○										
菟 道 高	60	○										
城南菱創高	平成21年度	□								□		
城 陽 高	昭和47年度	○										
西城陽高	58	○										
京都八幡高	平成19年度	○										
京都八幡高南分校	19									○		
久 御 山 高	昭和55年度	○										
田 辺 高	38	○			○							
木 津 高	23	○	○			○						
南 陽 高	61	○								○		
亀 岡 高	23	○								○		
南 丹 高	54	○									□	
園 部 高	23	○								○		
農 芸 高	58		○									
須 知 高	23	○	○									
綾 部 高	23	○										
綾部高東分校	55		○									
福 知 山 高	23	○								○		
工 業 高	38				○							
大 江 高	23	○				○						
東 舞 鶴 高	23	○										
西 舞 鶴 高	23	○								○		
宮 津 高	23	○			○							
海 洋 高	23						○					
加 悦 谷 高	23	○										
峰 山 高	23	○			○							
峰山高弥栄分校	58			○				○				
網 野 高	23	○				○						
久 美 浜 高	23										□	
計	46校3分校	41	7	4	4	1	1	1	11	2		

(定時制課程)

学校名	分校名	設置学科			
		普通科	専門学科		
			農業	商業	家政
鴨沂		○			
朱雀		□			
鳥羽		○			
桃山		□		□	
北桑田	美山		○		○
綾部	東	○			
福知山	三和		○		○
東舞鶴	浮島	○			
宮津	伊根	○			
網野	間人	○			
計	4校6分校	8	2	1	2

(通信制課程)

学校名	設置学科
	普通科
朱雀	□
西舞鶴	□
計	2校

※○印：学年制による課程

□印：単位制による課程

第4節 特別支援教育

京都府の特別支援教育は、明治11年に日本最初の障害児教育の機関である「京都盲啞院」を設立した歴史を継承しており、特別支援学級、特別支援学校及び通級指導教室を設置し、それぞれの場において、幼児児童生徒（以下「児童等」という。）一人一人が人間として豊かに成長し、自立と社会参加を目指すための実践を積み重ねてきた。

近年、児童等の障害の重度・重複化や多様化に伴い、個々のニーズに柔軟に対応した適切な指導及び必要な支援を行うことが求められてきていることから、平成19年4月には学校教育法などの一部を改正する法律が施行され、主に以下の3点が改正された。

- ・盲学校、聾学校及び養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童等の教育について助言援助に努める旨を規定
- ・小・中学校等においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童等に対して適切な教育を行うことを規定

これらの改正を受け、京都府では今後も障害のある児童等一人一人のニーズに応じた教育実践の充実を進めていく。

1 府立特別支援学校の再編整備について

京都府教育委員会では、ノーマライゼーションを一層推進する観点に立って策定した「府立養護学校の再編整備計画」（平成14年3月策定）に基づき府立特別支援学校の再編整備を進め、平成17年度に舞鶴支援学校（開校時は養護学校）、平成22年度に八幡支援学校、平成23年度に宇治支援学校を開校したところである。

なお、前述の法改正の趣旨を踏まえ、平成23年度、府立特別支援学校の校名を「養護学校」から「支援学校」に改称した。

2 特別支援教育の推進について

京都府教育委員会では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含む障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就業前から卒業後に至るまでの一貫した特別

支援教育を推進している。

(1) 平成23年度から、特別支援教育の拠点校となる宇治支援学校に「京都府スーパーサポートセンター」を設置し、専門的な研修・研究・相談機能により府内の発達障害を含む障害のある子どもたちを重層的に支援する体制を整えている。（特別支援教育サポート拠点事業）

(2) 小・中学校等において、障害のある子どもの支援の在り方等について検討を行う校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等、校内での支援体制の整備を図っている。

平成18年度からは、発達障害により特に支援を必要とする児童生徒が在籍している小・中学校に、学校全体での支援体制の構築を図るため、非常勤講師を配置している。平成23年度からは、校内体制の充実を図るとともに、特別支援教室構想について実践研究をすすめており、ティーム・ティーチングや後補充に加え、特別支援教室を活用した柔軟な支援・指導を全校体制で行う学校が増加している。

（特別支援教育充実事業）

(3) 各特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められていることから、平成19年度からは、各特別支援学校に、地域や関係機関と学校をつなぐ役割を果たす地域支援コーディネーターを専任で配置するとともに、地域支援センターを設置し、医療・福祉・労働等関係機関と連携しながら、巡回相談など小・中学校等への教育相談等を実施している。（地域等連携総合推進事業）

(4) 特別支援学校では、必要に応じて作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）等の専門家の活用を図るなど、障害の重度・重複化、多様化に対応している。

また、障害のある生徒の自立と社会参加を促進するため、生徒が自ら製品の販売実習・実演を行い、府民との交流や企業の理解啓発を図るとともに、企業・労働・福祉関係機関等と連携した職業教育の充実や新たな職場実習先の開拓に取り組んでいる。（特別支援学校高等部就労支援事業）

府立特別支援学校・地域支援センター一覧〔平成23年4月現在〕

学校名	開校年度	地域支援センター名	所在地
盲学校	明治11	京都府視覚支援センター	京都市
盲学校舞鶴分校（休校中）	昭和27	－	舞鶴市
聾学校	明治11	京都府聴覚支援センター	京都市
聾学校舞鶴分校	昭和27	京都府北部聴覚支援センター	舞鶴市
向日が丘支援学校	昭和42	向日が丘 相談・支援センター	長岡京市
宇治支援学校	平成23	京都府スーパーサポートセンター	宇治市
		地域支援センターうじ	
城陽支援学校	昭和61	地域支援センター「サポートJOYO」	城陽市
八幡支援学校	平成22	地域支援センター やわた	八幡市
南山城支援学校	昭和56	南山城相談支援センター	精華町
丹波支援学校	昭和53	たんば地域支援センター	南丹市
丹波支援学校亀岡分校	昭和55	－	亀岡市
中丹支援学校	昭和59	中丹教育支援センター	福知山市
舞鶴支援学校	平成17	舞鶴支援学校トータルサポートセンター	舞鶴市
		京都府北部視覚支援センター	
舞鶴支援学校行永分校	平成17	－	舞鶴市
舞鶴支援学校北吸分校	平成17	－	舞鶴市
与謝の海支援学校	昭和44	丹後地域教育支援センター よさのうみ	与謝野町

3 府立特別支援学校の主な施設整備

(1) 耐震補強工事

安全な環境で学習できるよう、耐震診断結果に基づいて既存建物の耐震性を向上させると共に、老朽部分の改修を行った。

(2) 老朽施設の改修

教育環境の一層の改善と充実を図るため、既存校舎の内装・設備等部位別改修を行った。

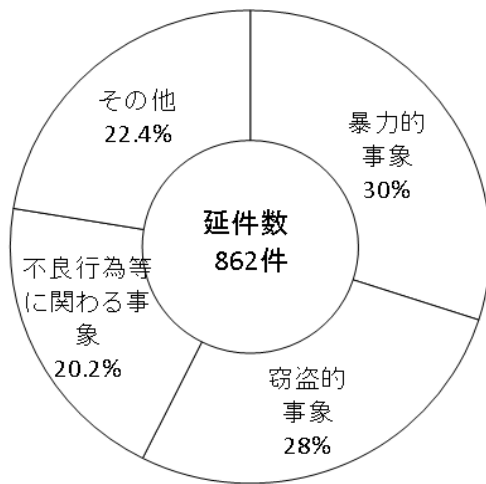
	学 校 名	事 業 内 容	事業年度	予 算 額
(1)	聾学校	耐震補強工事	7～23	57,948千円
(2)	各特別支援学校	老朽改修・設備改修等	23	147,000千円

第5節 生徒指導

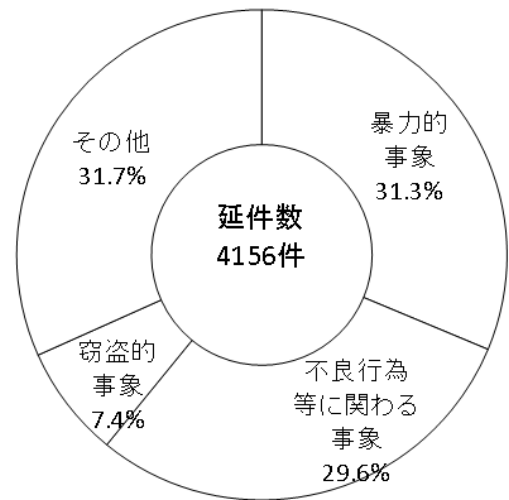
平成22年度公立小・中・高等学校における問題行動の指導の状況は次の通りである。

京都府内（京都市を除く）小・中学校及び高等学校児童・生徒の問題行動別構成比

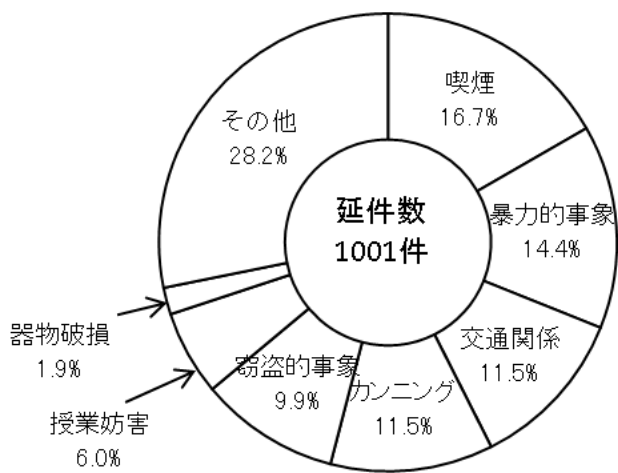
小学校



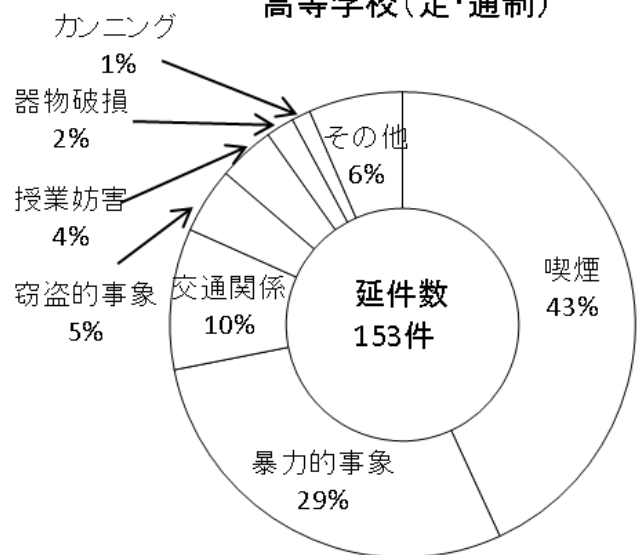
中学校



高等学校(全日制)



高等学校(定・通制)



京都府内（京都市を含む。）におけるいじめの認知件数と不登校の発生件数（平成22年度文部科学省調査による）

いじめの認知件数
(単位：件)

小 学 校	220
中 学 校	105
高 等 学 校	33
特 別 支 援 学 校	7
計	365

不登校児童生徒数
(単位：件)

小 学 校	30日以上	387
中 学 校	30日以上	1,743
高 等 学 校	30日以上	688
計		2,818

校種別の特徴は、小学校では暴力的事象が一番多く、次いで窃盗的事象、不良行為等に関わる事象となっている。中学校では、暴力的事象が一番多く、次いで不良行為等に関わる事象、窃盗的事象となっている。

高等学校では、全日制で喫煙、暴力的事象が、定時制・通信制で喫煙、暴力的事象が1、2位を占めている。

問題行動の特徴は、万引き、喫煙等に見られるように、遊び型が多く、年々低年齢化が進んでいる。

子どもたちの問題行動の背景には、社会性や対人関係能力、基本的な生活習慣や規範意識などが十分身につけていない等の状況が考えられ、こうした状況は、不登校、いじめにも共通した背景として考えられる。

また、いじめの問題への早期発見・早期対応の積極的な取組を推進している。

府教委としては、豊かな心を持ち、たくましく生きる児童生徒の育成を図るため、生命を大切にする心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実を図っている。さらに、学校・家庭・地域社会などの連携を強化し、心豊かな児童生徒の育成を図っている。

(1) 指導資料など

通知、依頼、リーフレット等により指導の指針を示している。

ア 「いじめの問題への取組の徹底について」(通知)

イ 「夏季・冬季等休業期間中の生徒指導について」(依頼)

ウ 「児童虐待を防止するために」(教員用)

エ 「家庭で話そう！～携帯電話やインターネットの利用実態～」(保護者)

オ 「子どもと保護者の相談マップ」(児童生徒・保護者)

(2) 生徒指導等に関する会議・事業等

ア 生徒指導主任会議

生徒指導上の諸問題について、情報交換・研修を通じて、共通理解を図り、指導の充実に努めている。

イ 地域別生徒指導連絡協議会

ウ 府警察本部と府教育委員会との人事交流

児童生徒の問題行動や犯罪被害等の解消を目指し、学校と警察との連携の強化を図るため平成22年度から人事交流を行っている。学校警察連絡制度の締結やスクールサポーターとの連携など具体的な取組を進めている。

エ 心のサポート推進事業など

- ・「スクールカウンセラー」、「心の居場所サポーター」の配置

平成23年度は、スクールカウンセラーを全中学校、府立高等学校、小学校12校に、「心の居場所サポーター」を小学校16校、中学校22校に配置し、いじめや暴力行為などの問題行動、不登校や高等学校中途退学などの未然防止・解決に努めている。

- ・教員の指導力向上など

府総合教育センターで「生徒指導講座」いじめ・不登校に関する講座、教育相談実技実践を学ぶ講座などを実施。

- ・教育相談のネットワーク化

教育支援センター、スクールカウンセラー、心の居場所サポーターの効果的な活用を図り、配置校における取組の成果を府内に普及させるため、交流会などを開催して、教育相談などに関する情報のネットワーク化を進めている。

- ・トータルアドバイスセンター
不登校やいじめなどについて、児童生徒、保護者及び学校関係者などに対して、精神科医や臨床心理士などのチームによる総合的な教育相談を実施し、課題解決のための援助・助言を行っている。
- ・学校非公式サイト等のネット監視
児童生徒のトラブルの要因となっている学校非公式サイト等への不適切な書き込み等早期対応を目的として民間委託によるネット監視を行っている。

第6節 京都府総合教育センター

京都府における教育の振興を図るため、教職員の研修の充実、研究機能の拡充を目指し、昭和56年に京都府総合教育センター（京都市伏見区桃山毛利長門西町）を開設した。さらに、平成11年4月には、北部地域における研究・研修事業の充実を目指し、綾部市に、「京都府総合教育センター北部研修所」を開設した。

平成18年度の「教師力」向上に関する検討委員会からの提言を踏まえ、京都府の教職員研修全般を一元的にコーディネートする機関に位置づける視点などから、平成21年4月から6部2室制（総務部、企画研究部、研修・支援部、特別支援教育部、教育相談部、人材育成支援室並びに北部研修所に科学技術教育部及び北部教育相談室）に改編した。主な事業などは次のとおりである。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること
- (2) 教育関係職員の研修に関すること
- (3) 教育相談に関すること
- (4) 教育に関する図書及び資料の収集に関すること
- (5) 上記に掲げるもののほか、教育の振興に関し必要な事業

・研究事業

実践的な調査研究を行い、学校などにおいて有効な資料を提供することを目的としており、研究成果はホームページ上に公開するなどして活用の便宜を図っている。平成22年度の主な研究事業は次のとおりである。

- カリキュラム開発の共同研究
- LDの特性に応じた指導内容の開発
- 小学校実技実習にかかる実践事例コンテンツの開発研究
- 京都府学力診断テストを活用した学力の経年比較に関する調査研究
- 小・中学校9年間の個別学習を支援する「算数・数学ナビつ〜る」の開発
- 通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の研究
- 別室登校児童生徒の実態把握と支援の在り方に関する研究

・教職員研修

平成21年度から、「『教師力』向上のための指針」の具現化に向け、単位制履修制度を導入し、教職生涯を通じての資質能力の向上に資するよう、基本・専門・特別研修を体系的に整備し、実施している。

単位制履修制度は、教職員のライフステージや興味を踏まえつつ、研修意欲を高めるため、学びたいものを学べるための制度であり、学校現場での校長等による実効ある人材育成や人材活用ツールとなることを目指している。

特に若手教職員の増加への対応として初任者から経験年数12年目までの研修を接続することで計画的・継続的な研修が可能となった。平成24年度からは、採用1から2年目につながりをもたせた初任期育成研修とした。

また、子どもと向き合う時間の確保や校内研修の活性化を踏まえつつ、各学校の課題に対応した「出前講座」を平成20年度より本格的に実施し、学校、教職員のニーズを踏まえた内容となるよう充実に努めた。（平成23年度の実施状況は下表の通り。）

・教育相談

トータルアドバイスセンター事業として、精神科医や臨床心理士などの専門家による来所教育相談及び巡回教育相談、24時間電話教育相談「ふれあい・すこやかテレフォン」およびメール教育相談を実施している。さらに市町（組合）教育委員会及び府立学校が実施する教育相談

及び特別支援教育に係る研修会などへ所員を派遣し、助言を行うとともにホームページ上に教育相談サイト「みえますか？子どものサイン」「きけますか？子どものサイン」を設けている。

また、学校に対する苦情への対応のための資料「信頼ある学校を創るⅠ・Ⅱ」を教育相談の経験則から作成し、ホームページでも紹介している。

電話教育相談

「ふれあい・すこやかテレフォン」

総合教育センター 075-612-3268
075-612-3301
0773-43-0390

メール教育相談アドレス

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>



・教職員支援

教職員の自主的研修・研究をサポートするため、19年7月に総合教育センター及び総合教育センター北部研修所にカリキュラムルームを設置し、人材育成支援室アドバイザーによる授業づくりや生徒指導等の相談、教育情報誌・資料の収集と提供、専門家による心のカウンセリング、さらには小グループでの交流や研究に活用できるフリースペースなどを設けている。

- ・京都府教育情報ネットワークシステム（京都みらいネット）の運用業務
- ・京都府教育情報（京育ナビ）の運用業務

平成23年度 教職員研修講座実施状況

（平成24年3月現在）

研 修 講 座		講 座 数	延日数（日）	延受講者数（人）
基 本 研 修	初任者・新規採用者研修	105	105	8,832
	教 職 経 験 別 研 修	15	15	2,002
専 門 研 修	指 導 者 養 成 研 修	10	10	415
	教 科 研 修	51	51	1,319
	領 域 研 修	65	65	4,715
	職 能 別 研 修	15	15	1,265
特 別 研 修		12	12	804
出 前 講 座		23	224	4,782
合 計		296	497	24,134

第4章 保 健 体 育

第4章 保 健 体 育

第1節 保健体育施策の推進

1 学 校 教 育

(1) 体育・スポーツ活動の充実

豊かで楽しい運動経験を通して、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむことができる資質や能力を培うとともに、子どもの体力・運動能力の向上を図り、たくましく健やかな身体をはぐくむ。

また、競技力を向上させるため、家庭や校種間、地域のスポーツクラブなどと密接に連携を図り、競技スポーツの充実・発展に努めている。

(2) 健康安全教育の充実

「豊かな心と健やかな体をはぐくみ、社会的自立の基礎を培うことにより、たくましい実践力を身につけた児童生徒等を育成する」ことをねらいとして、健康安全教育を推進している。

このため、自他の生命尊重を基盤とする学校保健、学校安全、食育・学校給食の3分野を中心として、各教科などとも相互に関連を図りながら、学校教育活動全体を通じて取組を進めている。

2 社 会 教 育

「京都府スポーツ振興計画」に基づき、府民のだれもが健康でいきいきと暮らせる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、人々の生涯にわたるあらゆるスポーツ活動を生涯スポーツと捉え、その推進に努めている。

3 研究推進校

体育・スポーツ及び健康安全教育に関する具体的なテーマを設定し、実践研究を進め、その成果を府内に広め、体育・スポーツ及び健康安全教育の充実を図っている。

平成23年度 体育・スポーツ、健康安全教育研究推進校等

○文部科学省指定・委託事業等

領域等	学 校 名	研究主題（テーマ）	備考（年度・種別）
食 育	木 津 川 市 (実践中心校：上狛小学校他)	「食で育む健やかな体と豊かな心」 ～地域・家庭と育む食育～	平成23年度文部科学省委託 栄養教諭を中核とした食育推進 事業
	宮 津 市 (実践中心校：栗田小学校)	「食」から広がる健康な体と豊かな心 ～ふるさとから学ぶ～	
学校保健	南 丹 市 立 川 辺 小 学 校	「自ら健康で安全な生活を送ろうとする児童の育成」 ～学校・家庭・関係機関が連携した、歯・口の健康づくりを通して～	社団法人日本学校歯科医会指定 平成23・24年度生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業

○京都府指定校

領域等	学 校 名	研 究 主 題（テーマ）	備考（年度・種別）
学校体育	福 知 山 市 立 成 仁 小 学 校	運動の特性を生かし、心と体を一体としてとらえ、個に応じた体育授業はどうあるべきか	平成21・22・23年度府指定小学校教育研究会体育科研究協力校
健康安全	福 知 山 市 立 庵 我 小 学 校	「健やかな体と豊かな心で生きる児童の育成」 ～「食」からつながる からだと心～	平成22・23・24年度府指定小学校教育研究会健康安全教育研究協力校
食 育	長 岡 京 市 立 長 岡 第 十 小 学 校	生きてはたらくことばの力を高めるために ～体験を通して、自ら考え感じたことを表現できる児童の育成～	平成23年度府指定食に関する指導充実事業
	宇 治 市 立 三 室 戸 小 学 校	自らの食を考え、健康づくりに進んで取り組むたくましい児童の育成	

領域等	学 校 名	研 究 主 題 (テーマ)	備考 (年度・種別)
食 育	宇 治 市 立 小 倉 小 学 校	子どもの健全な心と体を育む食習慣づくり ～みんなで学びあう、楽しい食育～	平成23年度府指定 食に関する指導充実事業
	宇 治 市 立 西 小 倉 小 学 校	心と体を育む「食」に関する指導の推進 ～楽しく豊かな給食をめざして～	
	八 幡 市 立 く す の き 小 学 校	「食」に関する知識と「食」を選択する力を 習得し、さまざまな経験を通して健全な食生活 を実践することができる児童の育成	
	八 幡 市 立 有 都 小 学 校	「食」に関する知識と「食」を選択する力を 習得し、様々な経験を通して健全な食生活を 実践することができる児童の育成	
	精 華 町 立 川 西 小 学 校	望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって 健康な生活の送れる児童の育成 ～楽しい学校給食の実施と「食」に関する指 導の充実を通して～	
	亀 岡 市 立 蕨 田 野 小 学 校	家庭・地域と連携し、食に関する正しい理解 と望ましい食習慣を身につける指導を目指 す。	
	京 丹 波 町 立 和 知 小 学 校	和と知につながる確かな学び ～いのち・ことば・きずな・みらい～	
	綾 部 市 立 豊 里 小 学 校	心と体をはぐくむ望ましい食習慣を身に付 け、健康的な生活を自ら実践する児童の育成	
	福 知 山 市 立 三 和 中 学 校	食を通して、じりつの心を育てる	
	与 謝 野 町 立 岩 滝 小 学 校	『からだも元気 ところも元気』 ～望ましい生活習慣を身に付け、意欲的に学 ぶ児童の育成を目指して～	

第2節 学 校 体 育

1 児童生徒の体格・体力・運動能力の現状

(1) 体格

小学生では、男女とも全国平均値とほぼ同じである。

中学生では、男女とも全国平均値とほぼ同じか上回っている。

高校生では、男女とも全国平均値とほぼ同じか上回っている。

(2) 体力・運動能力

小学生では、低・中学年において男女とも、握力・長座体前屈が全国平均値を下回っているが、その他についてはほぼ同じか上回っている。高学年においては、握力・長座体前屈・反復横とびが全国平均値を下回っている。

中学生では、男子は全体的に全国平均値を下回っている。女子はほぼ同じである。

高校生は男女とも、ほぼ全国平均値と同じか上回っている。

平成23年度 京都府児童・生徒の身長・体重・座高

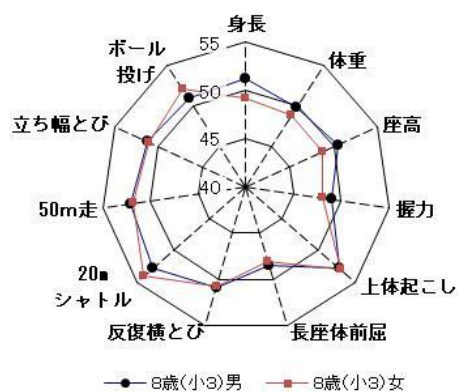
項目	身長 (cm)						体重 (kg)						座高 (cm)					
年 齢	11		14		17		11		14		17		11		14		17	
性 別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
京都府	144.89	146.58	165.50	156.62	171.45	158.58	37.51	38.27	53.97	48.73	62.71	53.02	77.50	79.00	88.07	84.84	92.21	86.04
全 国	145.33	147.02	165.21	156.74	170.77	157.92	38.09	38.81	53.91	49.94	62.24	51.93	77.78	79.38	87.89	85.02	91.34	85.05
差 (京都-全国)	-0.44	-0.44	0.29	-0.12	0.68	0.66	-0.58	-0.54	0.06	-1.21	0.47	1.09	-0.28	-0.38	0.18	-0.18	0.87	0.99

(注) 京都府は23年度の平均値、全国は22年度の平均値である。

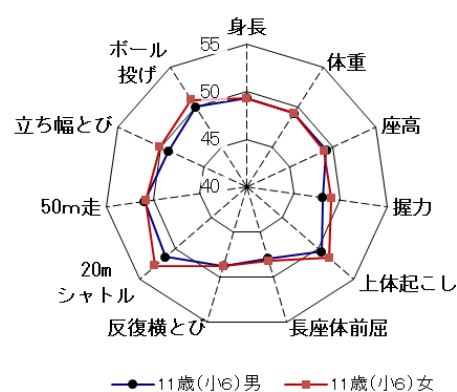
平成23年度 京都府児童生徒の体格・体力・運動能力

〔平成21年度全国平均値を基準 (50) としたときの平成22年度京都府偏差値 (Tスコア) 〕

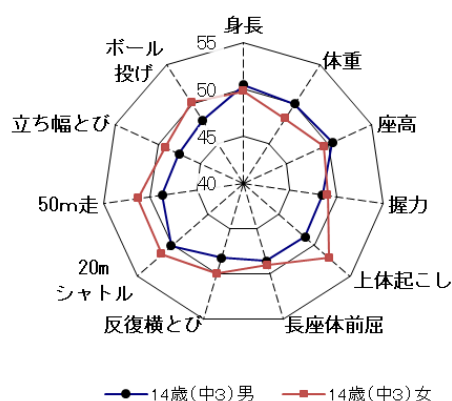
京都府 8 歳



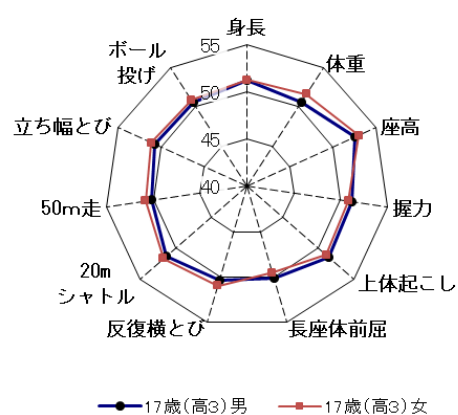
京都府 11 歳



京都府 14 歳



京都府 17 歳



2 学校体育施設等の整備

府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び普通科第Ⅲ類体育系の充実や学校体育・スポーツ活動の振興のため、学校体育施設などの整備を計画的に進めている。

学校体育施設の整備状況（平成23年度現在）

施設名	整備高校数
陸上競技用全天候型走路	22
全天候型テニスコート	7
体操競技練習用ピット	1
弓道場	8
トレーニング場	20
体育振興施設	33
プール（含温水）	12
艇庫	3
相撲場	1
アーチェリー場	3
ホッケー場（人工芝）	1

3 学校体育、クラブ・運動部活動の推進

体育・スポーツの推進・充実を図るため、次の事業を実施している。

- (1) 府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び普通科第Ⅲ類体育系の充実
府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び

普通科第Ⅲ類体育系設置校6校においては、スポーツドクターを招聘し、医科学理論に基づく授業や実習を実施するとともに、関係競技種目の優秀な指導者をアドバイザーコーチとして招聘し、競技力の向上を図るなど、教育内容の充実に努めている。

(2) 運動部活動指導者研修会の開催

中学校体育連盟及び高等学校体育連盟と連携しながら、運動部活動指導者研修会を開催、指導者の資質向上や運動部活動の振興を図っている。

(3) 学校体育団体の育成

学校教育の一環として、スポーツ活動を通して健全な児童生徒の育成及び学校スポーツの振興を図るため、小学校体育連盟、中学校体育連盟及び、高等学校体育連盟との連携を深めながら、その育成に努めている。

具体的には、小学校体育連盟への事業助成を実施し、また、中・高等学校体育連盟へは、京都府内大会をはじめ、京都で開催される近畿・全国大会等の大会運営費の助成を行っている。

平成23年度 体育連盟加盟状況

	京都府小学校体育連盟 (公立学校のみ)	京都府中学校体育連盟	京都府高等学校体育連盟	
			全日制	定時制・通信制
加盟校数	411校	201校	97校	18校
登録者数	45,538人（第5・6学年）	72,698人	69,192人	3,457人
設置種目別	—	20種目	38種目	11種目
部員数	—	46,103人	28,165人	618人

第3節 学校保健

児童生徒等及び教職員の健康の保持増進を図るため、学校保健安全法などの法令の規定に従いながら、地域や学校の実情に応じて組織的に、効果的な保健管理、保健教育を実施している。

1 児童生徒等の主な疾病・異常の現状

最近5年間の推移は次表のとおりである。

(1) う歯について

永久歯の一人当たり平均のう歯数は、

11歳で0.73歯であるが、う歯のある者の割合を年齢別でみると、7歳以上の年齢から処置完了者の割合がう歯未処置のある者の割合を上回っている。

(2) 視力について

裸眼視力1.0未満の者は、小学校及び高等学校段階において増加の傾向にある。

また、0.3未満の者の割合は、年齢が進むにつれて高くなり、17歳では45.2%を占めている。

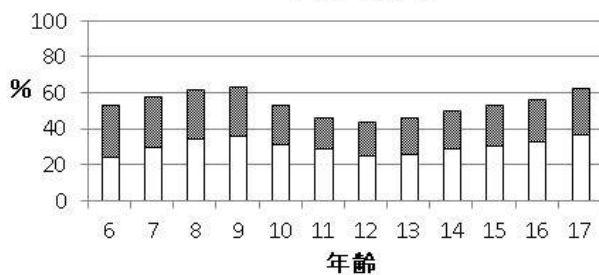
学校種別にみた主な疾病・異常

(単位: %)

年 度 校種・疾病・異常		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小 学 校	う 歯 未 処 置	31.3	30.0	28.4	28.4	26.5
	裸眼視力1.0未満	27.7	28.6	29.4	29.6	29.7
	肥 満 傾 向	2.7	3.1	2.7	2.7	2.4
	ぜ ん 息	4.1	4.9	5.4	5.2	5.3
	蛋 白 検 査	0.6	0.7	1.5	0.5	0.5
	尿 糖 検 査	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
中 学 校	う 歯 未 処 置	24.0	22.2	20.5	19.2	19.5
	裸眼視力1.0未満	50.1	48.4	51.5	53.2	50.9
	肥 満 傾 向	2.1	1.9	2.1	1.8	1.3
	ぜ ん 息	2.8	4.1	5.1	4.3	4.3
	蛋 白 検 査	2.1	2.9	3.4	1.7	1.7
	尿 糖 検 査	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1
高 等 学 校	う 歯 未 処 置	23.1	22.1	21.4	21.8	22.8
	裸眼視力1.0未満	65.9	66.1	67.2	67.1	65.5
	肥 満 傾 向	1.5	1.6	1.2	1.6	0.9
	ぜ ん 息	2.2	3.6	3.9	4.1	4.1
	蛋 白 検 査	2.4	2.0	1.3	2.0	1.6
	尿 糖 検 査	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

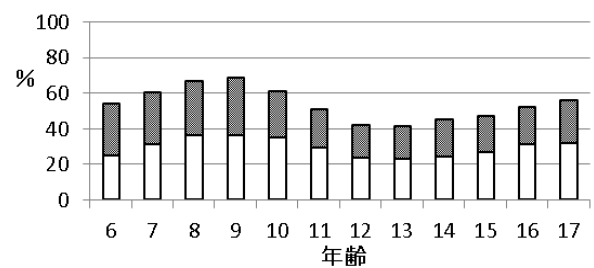
年齢別う歯の者の割合(京都府女子)

□う歯処置完了者



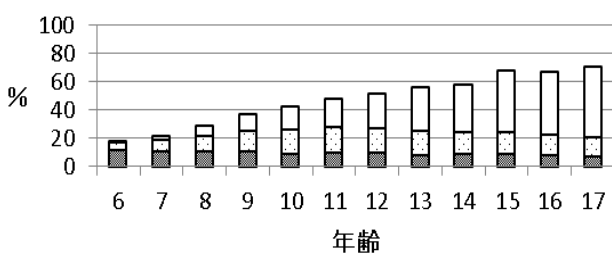
年齢別う歯の者の割合(京都府男子)

□う歯処置完了者 ■う歯未処置者



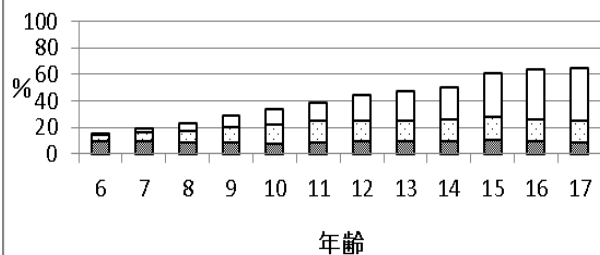
年齢別裸眼視力1.0未満の者の割合(京都府女子)

■1.0未満0.7以上 □0.7未満0.3以上 □0.3未満



年齢別裸眼視力1.0未満の者の割合(京都府男子)

■1.0未満0.7以上 □0.7未満0.3以上 □0.3未満



2 学校保健の構造と内容

児童生徒等の健康の保持増進は、学校における保健教育の充実と、保健管理の徹底により実現されており、それらを円滑に進めるため、学校保健委員会などが組織され、地域・府の組織と一体となり健康教育の一層の推進が図られている。

学校保健の体系及び内容は次の通りである。

(1) 保健教育

ア 保健学習……小学校では体育科の「保健領域」で、中学校では保健体育科の「保健分野」で、高等学校では保健体育科の「科目保健」を中心に学習指導要領に示された内容と授業時数で行われる。

イ 保健指導……児童生徒等の集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導に大別して、計画的、継続的、かつ組織的に指導が行われる。

ウ 総合的な学習の時間……「生きる力」をはぐくむことを目指した各学校の創意工夫を生かした活動。示された課題のひとつ「福祉・健康」に関して一人ひとりの興味・関心等を大切にし、社会とのかかわりや人権なども視点に入れ、幅広く学習する。

(2) 保健管理

ア 対人管理……学校保健安全法の規定に基づき学校医等と全教職員の協力のもとに、児童生徒等の健康診断などが実施されている。

これにより疾病の早期発見と事後措置に努め、より一層の健康の保持増進を図る取組をしている。

また、近年、児童生徒等の生活リズムの乱れや不健康な生活が学習やからだに大きな影響を及ぼしていることから、各学校(園)では、子どもたちの生活実態を把握し、家庭との連携を密に

する取組が進められている。起床・就寝時刻・食事・排便・洗面・テレビ視聴・テレビゲームや遊びの時間など、基本的な生活習慣の確立と生活リズムを正しく整えることを目指した実践が進められ、効果を上げている。

イ 対物管理……学校環境衛生基準により、環境衛生検査(定期検査、日常点検)及び安全点検の実施と事後措置などの諸活動が一層充実してきている。

(3) 組織活動

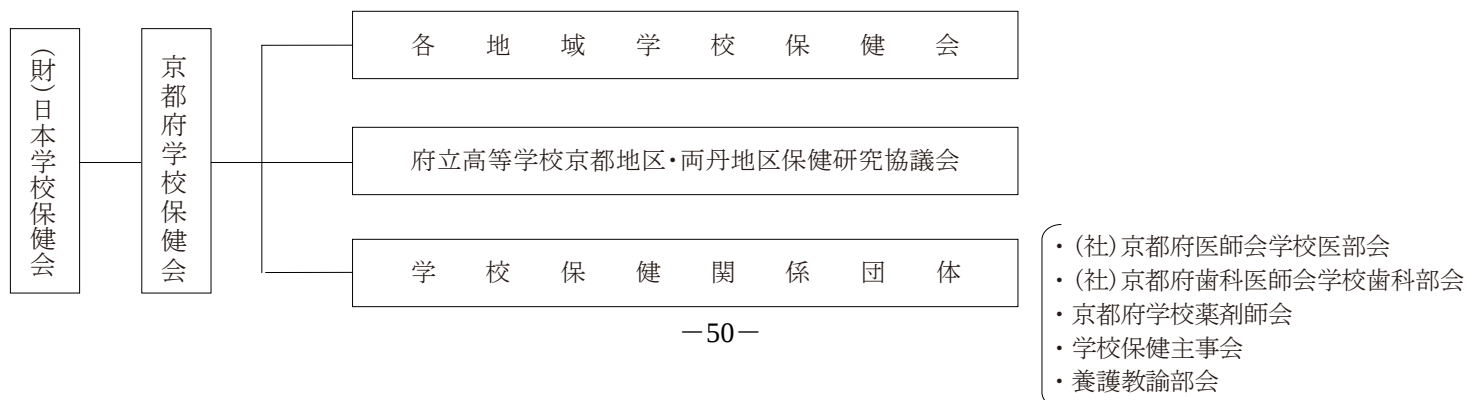
ア 学校保健委員会など……学校保健の運営組織の中心となるもので、学校保健関係者が学校保健・安全の諸問題について研究協議するとともに、連絡調整を図りながら、学校保健の推進と実践活動の中核的役割をはたしている。

校長、教頭、副校長、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、体育主任、安全主任、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、保健関係機関などの代表を主な構成メンバーとし、協議の内容によっては弾力的なメンバー構成により運営する場合もある。

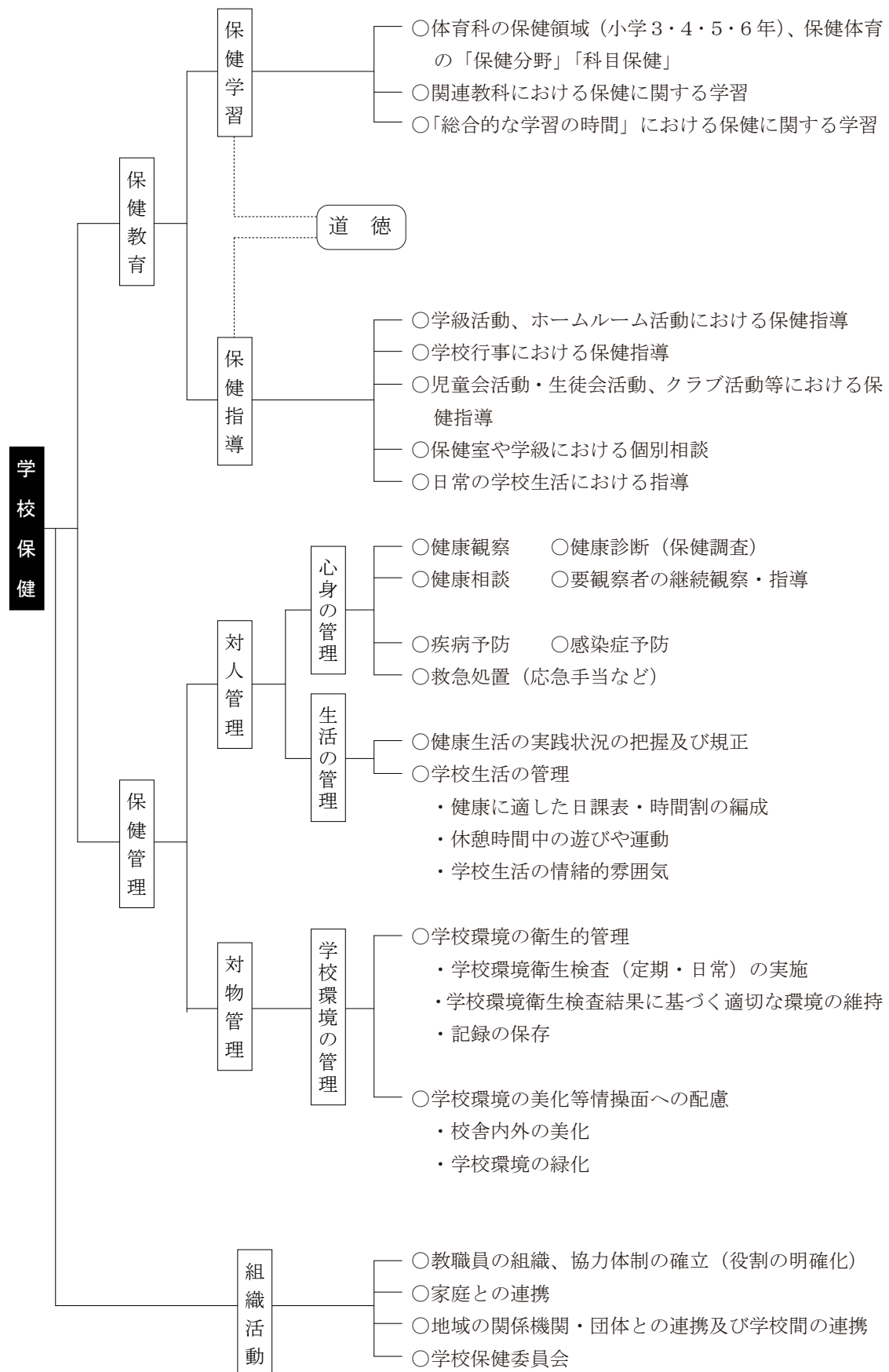
イ 地域学校保健会……府内郡市町村において学校保健関係者で組織されており、地域の子どもの健康課題について協議などを行うため地域全体として取り組んでいる。

ウ 京都府学校保健会……地域学校保健会、学校医部会、学校歯科部会、学校薬剤師会をはじめ、養護教諭部会、学校保健主事会などの各専門部会により組織されており、これが近畿、全国の組織につながっている。

京都府学校保健会の組織



学校保健の領域・内容



第4節 学 校 安 全

学校における事故を防止するため、各学校において地域や学校の実態に応じた学校安全計画を策定・実施するとともに、児童生徒等が身の回りの危険を予測し、回避する能力を身につけ、安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うことができるよう、あらゆる機会を通して、安全教育及び組織活動の推進並びに安全管理の徹底を図っている。

事故発生時には全教職員が組織的に対応できるよう、学校独自の「危険等発生時対処要領」（対応マニュアル）を検証・改善するとともに、身近な事故を分析し、その原因を明らかに

かにして教材化することによって、全教職員が一致して指導に当たることとしている。

1 事故災害による死者数の状況

平成22年度（平成23年3月31日現在）の事故災害による死者数は5名となっており、昨年度（9名）と比較すると減少している。うち、交通死亡事故は1名であった。

児童生徒等の交通災害の占める割合が相変わらず高く、今後さらにあらゆる機会を通じた交通安全指導の徹底を図らなければならない。

事故災害等による死者数

1 事故災害等による死者数

（単位：人）

内容 校種	(1) 交 通					(2) 水 難					(3) 自 殺					(4) その他					合 計				
	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22
幼																					0	0	0	0	0
小	2	1	3					1	1	2								1	1		2	1	5	2	2
中		2	1											2							0	2	1	0	2
高	1	1	5	3	1						1	1	2	3		3	1	2	1		5	3	9	7	1
計	3	4	9	3	1	0	0	1	1	2	1	1	2	3	2	3	1	3	2	0	7	6	15	9	5

備考 * 平成19年までは暦年集計。平成20年からは年度集計 * (4)その他の内容……病死・事故死など

2 学校安全の構造と内容

学校安全は自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようにすることをねらいとしている。そのため、学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動できるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成している。

また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つが挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

(1) 安全教育

安全教育は、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意思決定ができるように努めている。

そのため「いのちを守る「知恵」をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて」の発刊をはじめ、指導資料の作成や各種研究会の開催などを通じて、

- ア 教科、特別活動などにおける安全教育の充実
 - イ 指導体制の確立
 - ウ 各校種間及び関係機関・団体との連携
 - エ 災害安全教育の充実
 - オ 家庭や地域社会への働きかけ
- などを進めている。

(2) 安全管理

安全管理は、事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活などにおけ

る行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、被害を最小限にするための体制作りに努めている。

このため、各種研究会などを通じて

- ア 学校安全計画の充実
 - イ 施設、設備の日常的、定期的な安全点検の実施と事後措置
 - ウ 適切な応急手当や安全措置ができる体制づくり
- などについて指導を進めている。

(3) 学校安全に関する組織活動

安全教育と安全管理を効果的に進めるため、学校の教職員、児童生徒等を含めた校内の協力体制の確立や家庭及び地域社会との密接な連携を進めながら、学校安全に関する組織活動を進めている。

第5節 食育・学校給食

子どもたちが生涯にわたり心身の健康と豊かな人間性をはぐくむためには、望ましい食習慣を身に付け、食の自己管理能力を培うことが必要である。

そのため、京都府では家庭、地域社会の連携・協力し、教職員の共通理解のもと学校教育活動全体を通じた食育の推進と学校給食の一層の充実を図っている。

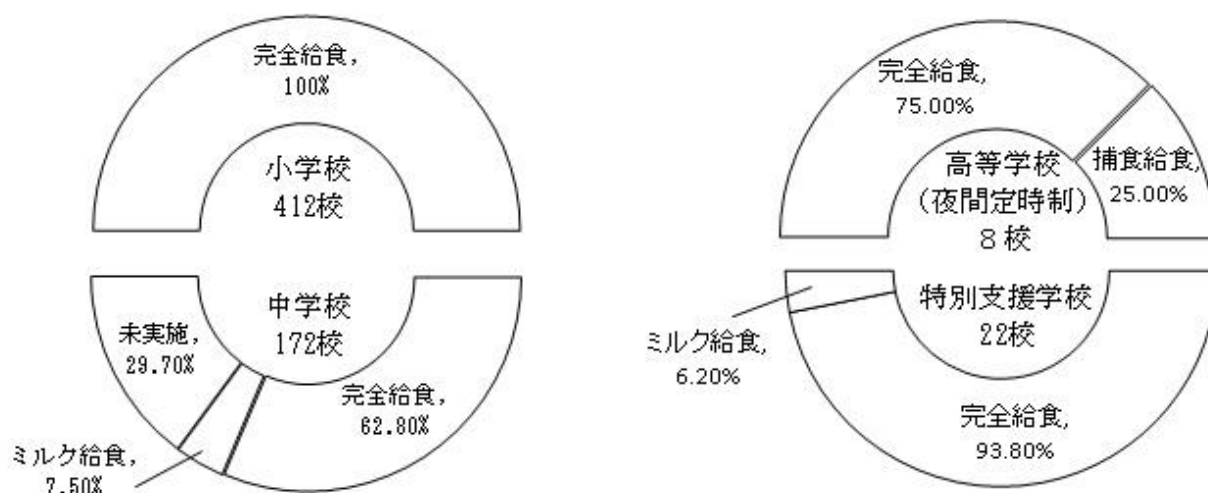
1 学校給食の実施状況

学校給食はバランスの取れた食事を提供し、児童生徒等の健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣の形成に寄与している。

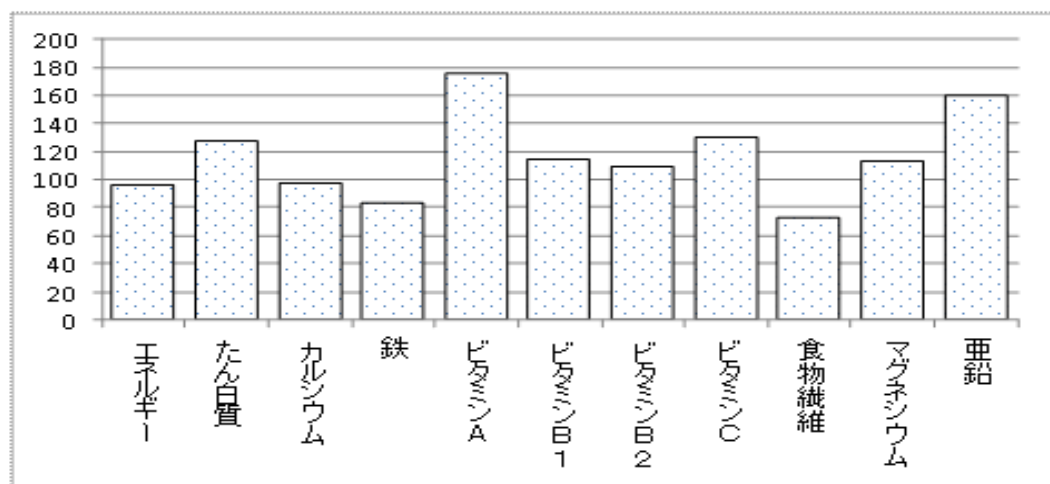
また、会食を通して心の交流を深め、好ましい人間関係を育成するなど児童生徒等の心身の健全な発達を図る上で、大きな教育的意義を有している。

平成23年度の公立学校における学校給食の実施状況は次の通りである。

京都府の公立学校給食実施状況(平成23年度)



京都府の小学校給食における栄養量摂取状況(平成23年度)



(小学校中学年児童1人1回当たりの学校給食摂取基準の文部科学省基準を100とした場合の京都府小学校中学年の充足率)

*脂肪の学校給食摂取基準は、総摂取エネルギーに対する比率が25～30%であり、京都府の脂肪の平均摂取量は28%である。

*ナトリウム(食塩相当量)は基準が2.5g以下に対し、京都府の平均は2.5gである。

2 学校給食、食に関する指導の課題

学校給食は、カルシウムなど家庭では不足しがちな栄養素を補完するだけでなく、児童生徒が生涯にわたり健康な生活を送るための健康教育の一環として、食に関する指導の生きた教材となるものである。

そのため、学校給食の献立作成に当たっては学校給食摂取基準を充足するとともに幅広く食品を使用し、多様な調理法を組み合わせた食事内容になるよう配慮することが大切である。現状では、前掲のとおり鉄・食物繊維の摂取が不足傾向にあるため、豆類や種実類等の積極的な活用など児童生徒等・地域の状況なども考慮して摂取量の充足を図る必要がある。また、郷土食や地域の産物を活かした魅力あるものとなるよう配慮するとともに、食物アレルギーなどのある児童生徒等に対しては、学校内の体制などを整備し、個に応じた対応を行うことが必要である。加えて、児童生徒等の各教科などの学習内容との関連に配慮した献立作成に努めることも大切である。

さらに、学校給食が家庭や地域の信頼を得て実施されるためには、安全で安心な学校給食の提供が不可欠である。そのため、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理場での衛生管理とともに、児童生徒等への衛生に関する指導の徹底を図ることが望まれる。

また、児童生徒等が望ましい食習慣を身につけ、「食」の自己管理能力を培うため、教職員の共通理解のもと食に関する指導の全体計画や、年間指導計画を策定し、学校教育活動全体を通じて食育を推進することが必要である。

併せて、食に関することは家庭が担う部分が大きいことから、家庭や地域社会と連携した取組を推進していくことが大切である。

栄養教諭・学校栄養職員が食に関する指導計画に基づき、学級担任などと連携を図りながら献立を作成するとともに、その専門性を生かして、関連教科などにおける指導や個別的な相談指導などに当たることが求められている。

3 研究推進及び組織活動

(1) 京都府学校給食研究協議大会

学校給食の管理運営、食に関する指導、栄養・調理等に関して、各地区及び校種間で実践交流を深め、当面する諸課題を研究協議し、今後の学校給食の充実と食育の推進を図るため、年1回開催している。

(2) 学校給食研修会

食に関する指導についての理解を深め食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導や生きた教材としての学校給食の活用を図るなど、学校教育活動全体を通じた食育を推進するとともに、安全かつ安心な学校給食の実施に向けて一層の徹底を図るため、年1回各教育局ごとに開催している。

(3) 食に関する指導充実事業

食に関する指導の実践的な研究に取り組もうとしている市町（組合）教育委員会を指定し、栄養教諭・学校栄養職員を中核として家庭や地域社会と連携しながら、学校教育活動全体で食に関する指導を積極的に行い、その成果の普及を図ることにより、府内の食に関する指導を推進している。

第6節 スポーツ振興

だれもが、健康でいきいきと暮らせる「生涯スポーツ社会」の実現のため、次のような諸施策を推進している。

(1) 機会や場の提供

府民にスポーツを楽しむ機会や場を提供するため、府全域に及ぶ総合的な大会を実施するとともに、体育・スポーツ関係団体の事業を支援している。

(2) 情報の提供

地域のスポーツ振興を推進するため、イベント、施設、指導者などの情報を提供している。

事業名	目的	内容
スポーツ情報ネットワークシステム	インターネットを介してだれもが容易にスポーツ情報を入手し、幅広いスポーツ活動に役立てる。	府内のスポーツ情報を一元化し、提供するシステムを運用

(3) 施設の整備

体育・スポーツ振興の基盤となる体育施設の整備については、各市町村からの構想や設計などの相談に応じ、各種助成の活用などより良い施設になるよう指導・助言を行っている。

(4) 府立学校体育施設の開放

広く府民のスポーツ活動のために、昭和54年度からグラウンド開放を試行的に実施し、以降開放校を増加させ、平成4年度からは、体育館も開放している。さらに平成9年度から2校で医・科学的トレーニングシステムを開放している。

事業名	目的	内容
府立学校体育施設開放事業	府立学校の体育施設を地域や青少年のスポーツ活動のために開放し、府民の生涯スポーツの振興に役立てる。	府立学校46校の体育施設を年間10日間を基準として、無料で地域や青少年のスポーツ活動に開放
府立学校医・科学的トレーニングシステム開放事業	府立学校の医・科学的トレーニングシステムを府民に開放し、医・科学理論に基づいた効果的なスポーツ活動の振興に役立てる。	府立西城陽及び綾部高等学校の医・科学的トレーニングシステムを無料で府民に開放

(5) 指導者の育成

体育・スポーツの振興は、質の高い指導者の指導によるところが大きいので、

その育成に努めるとともに、資質を向上させるための研修を実施している。

事業名	目的	内容
社会教育主事（スポーツ担当）派遣事業	府内の市町村における体育・スポーツ振興行政の一層の推進を図る。	2町に社会教育主事（スポーツ担当）を派遣（平成23年度）
各種指導者講演会・研修会	指導者の養成・確保と資質向上を図る。	各種体育・スポーツ指導者の養成及び研修のための講習会などの実施
総合型地域スポーツクラブ育成及び運営に係る人材育成事業	総合型地域スポーツクラブ育成及び運営に必要な人材の計画的な育成を図る。	・アシスタントマネージャー養成講習会兼スポーツオーガナイザー養成講座 ・リスクマネジメント研修会

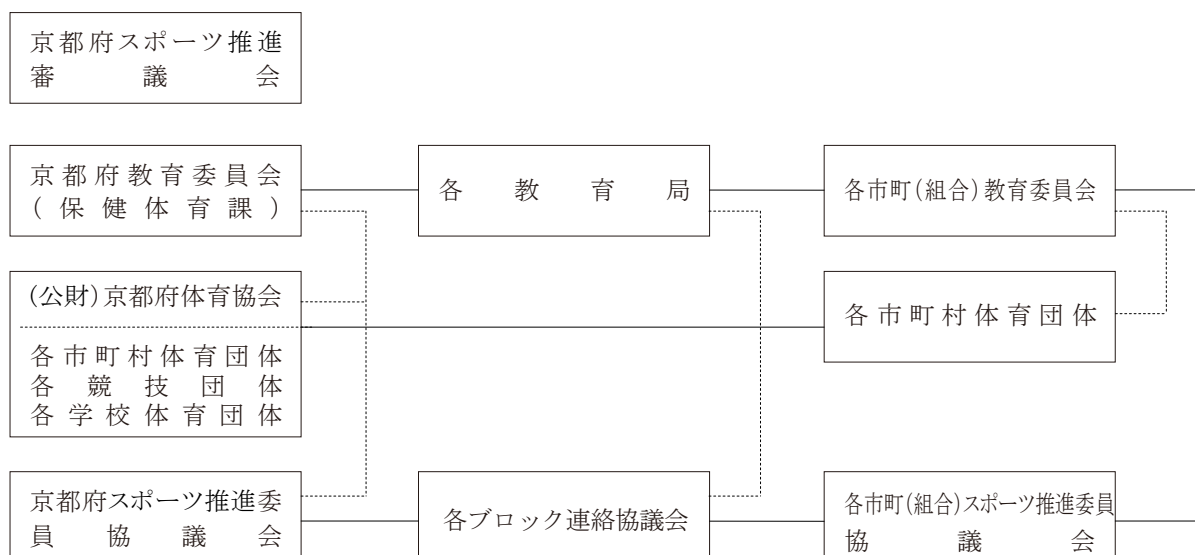
(6) 組織の育成

府民が身近にスポーツに親しむことができる環境づくりのため、公益財団法人京都府体育協会をはじめ、多くの体育・スポーツ関係組織・団体の運営を支援し、組織育成を図っている。

(7) スポーツ振興行政

京都府のスポーツ振興行政に関連する組織・機関・団体を図示すると次の通りである。

京都府のスポーツ振興関係組織・機関・団体



第7節 競技力の向上

本府代表選手が、全国的な大会に出場し、より大きな成果を上げることは、京都府の体育スポーツ振興の重要な柱であるとともに、スポーツ活動への意欲と関心を高め、活力とるおいのある府民生活に大きな効果をもたらしている。

こうした観点に立ち、昭和56年度から「京都府競技力向上対策本部」を設置し、幅広い年齢層を対象にした競技力向上に努めている。

※第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」においては、陸上競技で2年連続競技別女子総合優勝をはじめ、数多くの種別・種目で優勝・入賞したが、男女総合成績第13位、女子総合成績第14位と2年連続での入賞は果たせなかった。

今後も、各競技団体などとのより一層の連携を図りながら、国際的な競技力を有する選手の育成を視野に入れた強化に努め、パワフル京都の実現を目指す。

事業名	目的	内容
競技スポーツ振興事業	青少年を中心に幅広い層の競技力を向上させ、本府の体育・スポーツの飛躍的な発展を期す。	ジュニア選手発掘・育成・強化、国体選手養成強化、パワフル京都推進など
国体選手派遣事業費補助	府代表選手の国体への派遣費補助	府体育協会を通じ競技団体に補助し、選手派遣を行う。

第5章 社 会 教 育

第5章 社 会 教 育

第1節 社会教育行政

1 社会教育委員

社会教育委員は、社会教育法に基づき、①社会教育に関する諸計画を立案し、②教育委員会の諮問に応じて意見を述べるなど、教育長を経て教育委員会に助言する職務を行っており、府教育委員会及び市町（組合）教育委員会が委嘱している。

(1) 京都府社会教育委員

定数 15名

任期 2年

構成 学校教育関係者
社会教育関係者
学識経験者
一般府民（公募）

(2) 市町村社会教育委員

府内各市町（組合）教育委員会で委嘱

2 社会教育主事

京都府教育庁の本庁及び各教育局に、社会教育主事を置くとともに、派遣社会教育主事4名（うち、スポーツ担当2名）を市町に配置している。

市町（組合）教育委員会事務局における社会教育主事などの配置状況は右表のとおりである。

社会教育関係職員の配置状況

平成23年10月1日現在

区分 市町(組合)	常 勤		非常勤
	社会教育主事	派遣社会教育主事	社会教育指導員
向 日 市			
長岡京市	1		1
大山崎町	2		2
宇 治 市	5		
城 陽 市	1		5
八 幡 市	2	1	
京田辺市	3		1
木津川市	1		6
久御山町	1		2
井 手 町	1	1	4
宇治田原町	2		
精 華 町	1		2
相楽東部 広域連合	1	1	
亀 岡 市	2		4
南 丹 市	3		1
京丹波町	3	1	
綾 部 市	1		3
福知山市	3		
舞 鶴 市	1		1
宮 津 市	1		2
京丹後市	5		9
伊 根 町	1		1
与謝野町	1		2
合 計	42	4	46

(単位：人)

自己実現に向けた主体的な学習活動への支援と社会総がかりで子どもをはぐくむ教育の推進

生涯学習の振興	生涯学習社会の実現にむけて、地域の特性を活かした学習機会の提供や指導者の養成、現代的課題に関する学習活動の支援に努める。学校や社会教育施設等との連携や社会教育関係団体との連携・協力に努めながら、生涯にわたる学習機会の充実を図る。	社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修事業 各種指導者研修事業 ・PTA指導者研修事業(中央研修・ブロック別研修) ・地域女性リーダー研修事業 ・聴覚障害者社会教育指導者研修事業 ・視覚障害者社会教育指導者研修事業 府立高校サタデー広場活動事業(府立学校開放講座) 社会教育施設等の運営 ・図書館 ・南山城少年自然の家(グリーンパル南山城) ・るり溪少年自然の家(グリーンパルるり溪) ・視聴覚ライブラリー 社会教育主事派遣事業 社会教育団体助成事業 京のまなび教室推進事業 地域で支える学校教育推進事業
家庭の教育力の向上	すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくむ上で重要な役割を担う家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会等と連携しながら、親に対する学習活動の支援やサポート体制の充実に努める。	家庭教育支援事業 ・親のための応援塾開催事業 ・家庭教育支援基盤形成事業 家庭教育相談事業 ・家庭教育カウンセラー巡回相談事業 ・電話相談事業 ふれあい宿泊学習実施事業 読書活動推進事業 ・子ども読書絵てがみコンテスト ・学校支援セット貸出
地域社会の教育力の向上	子どもが様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもある地域社会の学習力や教育力を高め、地域の絆を強める取組を推進するとともに、学校と連携しながら、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組に活かせるよう支援する。	京のまなび教室推進事業 地域で支える学校教育推進事業 府立高校サタデー広場活動事業(体験活動プログラム) 森と小川の教室推進事業 (みどりキャンプ・さわやかグリーンキャンプ) 府立少年自然の家指定管理者自主事業
人権教育の推進	自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向け、生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて人権問題に対する理解と認識を深め、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。	人権教育推進事業 ・人権教育企画推進委員会 ・人権教育行政担当者協議会 ・人権教育指導者研修会 ・人権教育学習教材等の整備 各種指導者研修事業 ・聴覚障害者社会教育指導者研修事業 ・視覚障害者社会教育指導者研修事業

(再掲あり)

第2節 社会教育の推進

生涯学習を積極的に推進する上でも社会教育が果たす役割は極めて大きく、平成23年度は、次の諸事業を実施した。

1 生涯学習の振興

事業名		事業の概要
社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修事業		○趣旨…生涯学習社会の実現に向けて、府内の社会教育を一層推進するため、社会教育関係団体の指導者をはじめ、社会教育、生涯学習関係職員、公民館職員の資質の向上と専門的力量を高めることを目的とする。 ○内容…京都府社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修会
各種指導者研修事業	P T A 指導者研修事業	○趣旨…家庭・学校・地域が連携して、家庭・地域社会の教育力を高め、青少年の豊かな心をはぐくむための望ましい環境づくりに向けて、P T A指導者の資質の向上を図る。 ○内容…①京都府P T A指導者中央研修会 ②教育局別P T A指導者研修会（5局） ③府立学校ブロック別研修会（4ブロック）
	地域女性リーダー研修事業	○趣旨…府内における女性の主体的な学習活動や社会参加を推進し、地域で活躍する女性の実践力向上を図る。 ○内容…地域女性リーダー研修講座（2回）
府立高校サタデー広場活動事業（府立学校開放講座）		○趣旨…府民の多様な生涯学習のニーズに応えるため、府立学校の教育機能を活かした府民対象の生涯学習講座を実施する。 ○内容…下表のとおり
社会教育団体助成事業		○趣旨…社会教育の振興の一環として、府域の社会教育関係団体が行う研究会・研修会や地域の課題解決に向けた各種活動（福祉・子育て・環境・防災・生涯学習・人権教育・男女共同参画等）に対して助成を行う。 ○対象…15団体27事業

平成23年度府立学校開放講座実施一覧

学校名	講座名	学校名	講座名
桂 高 校	ミニガーデニング教室	海 洋 高 校	水産食品加工実習講座
西乙訓高校	はじめての茶道	工 業 高 校	永久コマの製作教室
西城陽高校	みんなでハモりましょう（合唱）	網 野 高 校	パソコン講座（エクセル中級講座）
京都八幡高校	親子・兄弟みんなでワクワク楽しいレスリング教室	舞鶴支援学校	中高年のためのパソコン講座
南 丹 高 校	パソコン講座「ワードとエクセルの基礎」		
合 計		9 校	

2 家庭の教育力の向上

事業名		事業の概要
家庭教育支援事業	親のための応援塾開催事業	○趣旨…就学前の子どもを持つ保護者と先輩保護者との交流等を行う「親のための応援塾」の開催により、子育てに関わる親の不安の解消と親同士のネットワークの形成を目指す。 ○内容…京都府PTA協議会に委託し、各小学校PTAにおいて実施 子育てワークショップ、先輩親との交流、相談、アドバイス等
	家庭教育支援基盤形成事業	○趣旨…家庭の教育力の向上のため、親への学習機会の提供や家庭教育支援チーム活動を行う市町（組合）教育委員会に対し、助成等の支援を行う。 ○内容…家庭教育支援チーム活動の普及・定着 子育てに係る学習機会の提供 指導者等研修 等
家庭教育相談事業	家庭教育カウンセラー巡回相談事業	○趣旨…家庭教育に関する悩みや不安を抱く親に対して適切なアドバイスをし、臨床心理士の資格を有する者を「家庭教育カウンセラー」として配置し、家庭教育に関する相談体制の一層の充実強化を図る。 ○内容…来所相談～府総合教育センター及び同北部研修所 巡回相談～府教育局及びアグリセンター大宮
	電話相談事業	○趣旨…いじめや不登校などの悩みを持つ子どもや親がいつでも気軽に相談して必要な助言を得られるように、総合教育センターにおいて電話相談を実施する。 ○内容…ふれあい・すこやかテレフォン（24時間対応）
ふれあい宿泊学習実施事業		○趣旨…不登校傾向にある児童生徒を対象にキャンプを実施し、自然の中で宿泊を共にして様々な体験を重ねることによって、社会性を培い、自立への力や登校する力を育てる。また、保護者が、専門家による相談会や講義、相互交流を通じて、子どもの現状についての理解や、子どもの自立へ向けてどのように関わるかを学ぶ機会とする。 ○内容…府立少年自然の家において実施 野外活動・集団遊び・創作活動等
読書活動推進事業		○趣旨…「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」の実現に向けて、啓発や支援を行う。 ○内容…①子ども読書絵てがみコンテスト 子どもの読書活動についての府民の理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子ども読書の日（4月23日）」の記念事業としてコンテストを実施する。 ②学校支援セット貸出 調べ学習に役立つ図書を府立図書館において整備し、「学校支援セット」としてメニュー化して、府内の小・中学校、高等学校に貸し出す。

3 地域社会の教育力の向上

事業名	事業の概要
京のまなび教室 推進事業	○趣旨…地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進するため、学校等を子どもの安心・安全な居場所として活用した「京のまなび教室」の開設を支援し、土曜日等における子どもの体験活動・学習活動等の充実を図る。 ○内容…①京のまなび教室の開設 19市町(組合)教育委員会、76教室で実施 ②特別講師の派遣 市町(組合)教育委員会が実施する「京のまなび教室」に、団体や企業、伝統産業の職人等の特別講師の派遣をコーディネート
地域で支える学校教育 推進事業	○趣旨…地域ぐるみで学校を支える体制整備として「学校支援地域本部」を設置して地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置し、学校のニーズに応じた教育支援活動を展開する。 (国事業名：学校支援地域本部事業) ○内容…学習支援、部活動の支援、読書活動支援、学校行事の支援等 13市町(組合)教育委員会、82校(園)で実施
府立高校サタデー 広場活動事業 (体験活動プログラム)	○趣旨…地域社会で子どもを育てる環境の整備を目指して、府立学校の教育機能を活かした子どもたちの体験活動教室を実施する。 ○内容…体験活動プログラム(小・中学生対象) サッカー教室(山城)、木工教室(北桑田)、畜産体験(農芸)、ケーキづくり(綾部東分校)、理科実験教室(桃山)等
森と小川の教室 推進事業	○趣旨…障害のある子どもとない子どもが一緒になった自然体験活動を通して、心のふれあいを深めながら多様な立場を理解させ、自立心や主体性を培うとともに、環境問題への関心を深める。 ○内容…府立少年自然の家において実施 みどりキャンプ、さわやかグリーンキャンプ

4 人権教育の推進

事業名	事業の概要
人権教育推進事業	○趣旨…自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けて、生涯学習としての人権教育を推進するため、学習教材や指導資料を整備するとともに、指導者の養成と資質の向上を図る。 ○内容…①人権教育企画推進委員会 ②人権教育行政担当者協議会(教育局単位) ③人権教育指導者研修会 ④学習教材・指導資料の整備
各種指導者 研修事業	聴覚障害者 社会教育指導者 研修事業 ○趣旨…聴覚障害者の豊かな生活に向けての学習活動や社会参加の促進を図るため、府内各地での実践活動を交流し、指導者としての資質の向上を図る。 ○内容…北部・南部2会場／講演及び実践発表など
	視覚障害者 社会教育指導者 研修事業 ○趣旨…視覚障害者の豊かな生活に向けての学習活動や社会参加の促進を図るため、府内各地での実践活動を交流し、指導者としての資質の向上を図る。 ○内容…府内5会場／講演及び実践発表など

第3節 社会教育施設

府民の学習活動の推進を図る上で社会教育施設の整備・充実が必要であるとともに、生涯学習の総合的推進のためには府と市町村の関係施設間の相互連携が一層重要となっている。

京都府においては、府立図書館、府立南山城少年自然の家及びり溪少年自然の家を設置している。

1 京都府立図書館

明治42年に現在地に建築された府立図書館を全面改築し、京都府社会教育委員会議の提言（平成7年12月）を踏まえ、府立総合資料館の所蔵する資料と一体化した上で、マルチメディアを最大限活用した図書館として平成13年5月に開館した。

公共図書館などの蔵書データ総合目録を構築し、そのネットワーク化を進めるなど、府内の中核的図書館として、府民に身近な市町村立図書館などに対し、役割分担を踏まえた支援を通じて府内の図書館サービス向上に努めている。

(1) 施設の概要

所在地	左京区岡崎成勝寺町9
蔵書冊数	約112万冊
開館日	火～金 9：30～19：00
開館時間	土日祝 9：30～17：00

(2) 事業内容

- 各図書館資料の閲覧、貸出し
- 市町村支援事業（連絡協力車運行、職員研修、貸出文庫等）
- レファレンスサービス
- 国会図書館との図書相互貸借及びオンライン検索
- 府内公共図書館総合目録ネットワークシステムによる検索サービス及び館間貸出
- 学校支援事業（調べ学習等に役立つ図書のパッケージ貸出）
- 音声目録CD-ROM（ダイジー版）の作成及び視覚障害者等への配布
- 読書週間記念講演会等の開催

(3) 利用状況

（22年度の利用統計数値による）

ア 個人貸出し

登録者数 (累計)	貸出者数	貸出冊数
85,052人	90,621人	199,087冊

イ 図書館等への貸出し

平成23年3月31日現在

区分	貸出文庫事業による一括貸出し	その他の貸出し
市町村数等	12市町（組合） 教育委員会	—
貸出冊数	75,487冊	30,613冊
摘要	市町村が行う図書館活動に対する図書資料の一括貸出しによる協力援助	府内市町村立図書館及び学校図書館等への協力貸出し他

2 京都府立少年自然の家

(指定管理者 財団法人京都府少年教育振興会)

自然の中で、集団宿泊体験活動を通して、心身ともに健全な少年の育成を図るため、昭和48年に相楽郡南山城村大字田山に京都府立南山城少年自然の家を、昭和58年に南丹市園部町大河内に京都府立るり溪少年自然の家を開設し、周辺の豊かな自然環境を活かして多様な体験活動の機会を提供している。

(2) 施設利用

<利用できる人>

① およそ10名以上の団体

- ・学校の児童・生徒とその指導者
- ・青少年の団体とその指導者
- ・その他、少年自然の家が適当と認めた団体

② 家族及び小グループ

(1) 施設の概要

施設名 (愛称)		府立南山城 少年自然の家 〔グリーンパル 南山城〕	府立るり溪 少年自然の家 〔グリーンパル るり溪〕
施設 定員	プレイホール	200人	300人
	研修室	200人	200人
	宿泊室	182人	300人
	キャンプ場	—	150人
敷地面積		14,455㎡	91,980㎡

その他、談話室、資料室(資料展示コーナー)、自転車庫、乾燥室などの他に自然観察、野外活動用の用具を備えている。

京都府立少年自然の家利用状況

	年 度	宿 泊 利 用								研修室利用		使用料収入 (円)
		幼・小・中学生		高 校 生		一 般		計				
		団体数	人 数 〔指導者 含 む〕	団体数	人 数 〔指導者 含 む〕	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数	
南山城	19	153	7,825	15	2,101	41	3,550	209	13,476	31	1,729	7,970,390
	20	165	8,239	25	3,064	49	4,401	240	15,704	38	2,217	10,145,770
	21	160	8,984	15	1,808	50	4,022	225	14,814	30	1,986	9,137,010
	22	159	8,894	14	2,174	39	3,608	212	14,676	33	2,029	9,137,850
	23	155	7,942	15	1,861	33	3,679	203	13,482	28	1,886	8,367,640
るり溪	19	67	7,053	17	2,084	103	6,343	187	15,480	6	432	10,104,850
	20	69	6,741	20	2,171	102	6,480	191	15,392	10	719	11,132,790
	21	70	6,517	17	2,519	85	7,916	172	16,952	17	677	13,034,410
	22	77	6,784	19	2,320	82	7,419	178	16,523	21	811	12,294,170
	23	75	6,270	17	1,962	72	7,836	164	16,068	9	541	12,682,290

(23年度は2月末までの実績)

平成23年度の事業の概要

南山城少年自然の家(グリーンパル南山城)

事業名		対象	開催回数
ふれあい宿泊学習事業		小学校3年生～高校生までの 不登校傾向にある児童生徒と その保護者	1泊2日 2回 2泊3日 1回
森と小川の 教室推進事業	さわやかグリーンキャンプ	小学校4年生～中学生、 特別支援学校 小学部4年生～中学部3年生	1泊2日 2回 3泊4日 1回
指定管理者 自主事業	木津川カヌーツーリング	小学校5～6年生・中学生	1泊2日 2回 (どちらも荒天により中止)
	南山城アドベンチャーキャンプ	小学校4～6年生・中学生	4泊5日 1回
	南山城ワクワク体験村	家族及び小グループ	1泊2日 5回
	里山チャレンジキャンプ	小学校4～6年生	1泊2日 1回 2泊3日 2回

るり溪少年自然の家(グリーンパルるり溪)

事業名		対象	開催回数
ふれあい宿泊学習事業		小学校3年生～高校生までの 不登校傾向にある児童生徒と その保護者	1泊2日 1回 2泊3日 1回 5泊6日 1回 8泊9日 1回
森と小川の 教室推進事業	みどりキャンプ	小学校4年生～中学生 特別支援学校 小学部4年生～中学部の3年生	1泊2日 1回 6泊7日 1回
指定管理者 自主事業	ファミリーツアー支援 家族・小グループ利用の日	家族及び小グループ	利用可能な 土曜日
	るり溪、家族ふれあい体験!	府内の家族	1泊2日 3回
	自然体験学習指導者研修会	利用団体指導者	概ね月1回

3 市町村の社会教育施設

市町村において、公民館、図書館その他の社会教育施設を設置しており、その概要は次の表のとおりである。

平成23年10月1日現在(平成23年度社会教育調査)

市町村名	公 民 館	公民館分館	青少年教育施設	図 書 館
向 日 市	6			1
長 岡 京 市	1			1
大 山 崎 町	1			
宇 治 市	5		4	3
城 陽 市	3			1
八 幡 市	4			2
京 田 辺 市	41		1	3
木 津 川 市	3		1	3
久 御 山 町	1			1
井 手 町				1
宇 治 田 原 町	1			1
笠 置 町	1			
和 束 町				
精 華 町				1
南 山 城 村	1			
亀 岡 市	3			6
南 丹 市	2			4
京 丹 波 町	6			
綾 部 市	13			1
福 知 山 市	22		3	5
舞 鶴 市	7		1	5
宮 津 市	10	1	1	1
京 丹 後 市	51	14		6
伊 根 町	5		1	
与 謝 野 町	23		1	3
小 計	210	15	13	49
京 都 市			2	19
合 計	210	15	15	68

第6章 人 權 教 育

第6章 人 権 教 育

第1節 学校教育における人権教育の推進

京都府教育委員会では、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、これまでの成果と課題を明らかにしながら、全ての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度の育成を図る取組を進めている。

学校においては、校長主導の全校推進体制のもと、生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にしたい教育の推進を図ることとしている。また、基本的人権や同和問題など様々な人権問題について正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を育成することを目指して推進している。

人権教育の推進に当たっては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえるとともに、人権学習資料集等を活用し、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からのアプローチとそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより、人権意識の高揚を図り、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組むこととしている。

そのために、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定するとともに、校種間の連携や学校間の交流及び家庭、地域社会、関係機関との連携を強化し、体系的・計画的に人権教育の推進に努めている。

また、人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、研修を日常的・系統的に行い、教職員自らが豊かな人権感覚を持つとともに、人権教育を進めるための認識の進化と指導力の向上に努めている。

第2節 社会教育における人権教育の推進

京都府教育委員会では、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向け、実践につながる府民の自発的な学習活動を一層推進することを目指して様々な取組を進めてきた。

その成果は、着実に広がりを見せている一方で、依然として偏見や差別意識も根強く、今後も、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習活動や啓発活動の一層の工夫・充実に努める必要がある。

社会教育における人権教育指導者の養成や資質の向上については、p 60に記した社会教育指導者養成事業の中で実施し、人権教育企画推進委員会の意見を踏まえながら、人権教育（教育局別）行政担当者等研究協議会と連携して、その充実に努めている。

また、人権問題に対する理解と認識を一層深めるため、学習教材・指導資料や啓発ビデオ等の充実に努め、職員研修をはじめ各種の研修会等で活用されるよう、その整備に取り組んでいる。

人権教育推進事業

府事業

- (1) 企画推進委員会
- (2) 指導者研修会
- (3) 行政担当者等研究協議会（教育局別）
- (4) 学習教材・指導資料の整備

第7章 文 化 財

第7章 文 化 財

第1節 文化財の保護

文化財は、長い年月にわたる我々の祖先の努力によって生み出され、伝えられてきた。特に京都府内に所在する文化財は、歴史、芸術、学術的にも、また鑑賞する上でも価値の高いもので、京都の歴史と自然のかかわりあいを明らかにする上で欠かすことのできないものである。

しかし、少子高齢化や社会生活の変化によって、これらの貴重な文化財については危機的な状況が深まり、文化財保護行政にさまざまな影響を与えている。その反面で、文化財の保護と活用に対する府民の関心は高くなり、文化財保護行政の重要性は一段と増している。

京都府では、文化財の保護と活用の促進を図るため、所有者、市町村をはじめ関係機関の協力のもとに、府民の理解を得ながら課題解決にあたり、文化財保護対策の充実強化と文化財の活用普及事業を推進している。

「京都府文化財保護条例」の施行以来、平成23年度までに671件の文化財を指定・登録し、68件の文化財環境保全地区の決定及び7件の選定保存技術を選定した。また、「府選定文化的景観」について9件を選定している。

府指定・登録文化財のうち、府指定有形文化財（建造物）10件41棟、同（美術工芸品）16件、府登録有形文化財（建造物）1件1棟、同（美術工芸品）2件、府指定無形文化財6件、府指定有形民俗文化財1件、府指定無形民俗文化財（風俗慣習）1件、同（民俗芸能）3件、府指定史跡2件、府指定名勝（庭園）1件、府選定保存技術4件がそれぞれ国の重要文化財・重要無形文化財・重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財・史跡・名勝・選定保存技術に指定・選定されている。

また、埋蔵文化財の保護に関しては、昭和56年4月に設置された公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターを中心に、その充実を目指しているところである。

さらに、歴史資料や民俗文化財をはじめとする重要な郷土の資料を調査研究し、収集・保存・展示及び活用を図るために、京都府南部（木津川市）に山城郷土資料館（ふるさと

ミュージアム山城）と北部（宮津市）に丹後郷土資料館（ふるさとミュージアム丹後）を設置し、広く府民の利用に供しているところである。

第2節 文化財の調査

文化財保護行政の推進や文化財保護条例による指定・登録の推進を図るための基礎資料を得るため、文化財の諸調査を実施している。

平成23年度に実施した主な調査は、特別天然記念物カモシカ通常調査、中世城館跡調査、有形・無形民俗文化財詳細調査、無形文化財詳細調査、近世古文書等基本調査、建造物詳細調査及び美術工芸品詳細調査、選定保存技術詳細調査などである。

(1) 古文書調査

重要な古文書等の散逸、亡失を防ぎ、その目録作成と保存活用のため行うもので、府内に所在する中・近世以降の古文書の分布状況を確認する基本調査を実施している。

(2) 有形・無形民俗文化財詳細調査

文化財保護条例による指定・登録等の具体的な候補物件について、第一段階の基本調査に基づき、具体的な対象文化財を選定し、調査を実施している。

(3) 建造物詳細調査

文化財保護条例による指定・登録等の具体的な候補物件について、既に実施した基本調査結果から選択し、建造物の由来、規模、構造、形式について個々に調査を実施している。（2件）

国指定・選定等文化財の全国及び京都府内所在件数

平成24年1月1日現在

種別 区分		美 術 工 芸 品						建造物		記念物		重要無形文化財				重要民俗 文 化 財		重要 伝統的 建造物 群保存 地区	選定保存技術				重要 文化 的 景 観
		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡・ 典籍・ 古文書	考 古 資 料	歴 史 資 料	件 数	棟 数	天 特 別 然 史 跡・ 記念 勝物・	天 史 然 跡・ 記念 勝物・	保持者(保持団体)				有 形	無 形		保持者		保存団体		
												芸 能		工芸技術									
												件 数	(団 体)人	件 数	(団 体)人								
京 都 府	国宝	43	37	15	80	3	0	(48)	(60)	14	132	3	3	10	11	5	10	7	19	19	7	7	1
	重文	476	416	181	728	27	19	291	602														
	登録			1			1	347		1													
全 国	国宝	158	126	252	283	44	3	(216)	(264)	162	2,905	57	69	57	73	210	266	93	46	52	29	31	29
	重文	1,974	2,654	2,428	2,621	586	167	2,386	4,469														
	登録			3	1	2	5	8,129		53													

(注) 建造物には国宝と重要文化財の両方で1件とするものがあるので重要文化財の数には国宝を含めた。
また、記念物の特別史跡などの数は、史跡などの数の内数である。

京都府指定・登録文化財、文化財環境保全地区、選定保存技術及び文化的景観

平成24年4月1日現在

種別 区分	美 術 工 芸 品								建造物		無形 文化財	民俗文化財			史跡名勝天然記念物				文化財環境保全地区（決定）	選定保存技術（選定）	文化的景觀（選定）	合 計
	繪 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 ・ 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	計	件 数	棟 （ 基 ） 数		有 形	無 形	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計				
指定	55	46	40	14	37	21	13	226	104	300	11	1	18	19	22	17	15	54	—	—	—	指定414 登録209 決定 68 選定 11
登録	8	8	9	1	8	1	2	37	83	140		12	70	82		1	6	7	—	—	—	
計	63	54	49	15	45	22	15	263	187	440	11	13	88	101	22	18	21	61	68	2	9	702

平成23年度府指定・登録文化財一覧

区 分		区別	名 称	員数	所在地	所有者
建 造 物		指定	よしだじんじやほんでん 吉田神社本殿他	9棟	左 京 区	吉田神社
		登録	けいりんじ 桂林寺本堂他 附 銘札1枚	3棟	舞 鶴 市	桂林寺
		小計	2件（指定1、登録1）			
美 術 工 芸 品	絵 画	指定	しほんぼくがせいこず 紙本墨絵西湖図 如寄筆	1幅	福 知 山 市	てんねいじ 天寧寺 (京都国立博物館寄託)
	彫 刻	指定	もくぞうぼさつりゅうぞう 木造菩薩立像 (伝聖観音像)	1軀	亀 岡 市	むりょうじ 無量寺 (京都国立博物館寄託)
	古 文 書	指定	こまもんじよ 柏文書	25点	木 津 川 市	個人
	歴 史 資 料	登録	きたたんごじしんしゃしん 北丹後地震写真ガラス乾板	42点		京都府 (山城郷土資料館保管)
		小計	4件（指定3、登録1）			
天 然 記 念 物		登録	じゃくしょういん 寂照院のモウソウチク林	－	長 岡 京 市	寂照院
		小計	1件（登録1）			
文 化 的 景 観		選定	京丹後市久美浜湾沿岸の商家建築 群と街なみ景観	－	京 丹 後 市	－
		小計	1件（選定1）			
合計 8件(指定4件、登録3件、選定1件)						

(4) 美術工芸品詳細調査

既に実施した基本調査結果の中から候補物件を選択し、(3)の建造物詳細調査と同様の趣旨により、具体的に調査を

施している。

過去5年間の調査件数は、下表のとおりである。

美術工芸品詳細調査

(単位:件)

年 度	絵 画	彫 刻	工芸品	書 跡	古文書	考古資料	歴史資料	計
平成19	2	2	1	3	1	－	1	10
20	2	2	2	1	2	1	－	10
21	2	1	1	－	1	1	1	7
22	2	2	1	－	1	－	1	7
23	2	2	1	－	1	－	2	8

第3節 埋蔵文化財の調査

京都府においては、工事に先行する埋蔵文化財の発掘調査が、緊急かつ重要な課題とな

っている。ここ5年間の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査の推移は次のとおりである。

(単位:件)

年	地域	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市	計
19		77	29	12	6	9	123	256
20		56	20	24	6	7	175	288
21		45	25	7	6	4	119	206
22		43	23	7	4	8	120	205
23		38	25	5	2	2	129	201

京都府教育委員会及び公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施した平成23年(京都府教育委員会)

度の発掘調査は下表のとおりである。

所在地	遺跡名称	遺跡の種類	関連工事名
木津川市	恭仁宮跡	都城跡	範囲内容確認
南丹市	野条遺跡	集落跡	府営ほ場整備

(公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター)

所在地	遺跡名称	遺跡の種類	関連工事名
京丹波町	三ノ宮東城跡	山城跡	丹波綾部道路新設
南丹市	野条遺跡	集落跡	府営ほ場整備
京都市	植物園北遺跡	集落跡	施設新設
	長岡京跡	都城跡	施設新設
	清水寺境内	寺院跡	国宝建造物保存修理
長岡京市	長岡京跡	都城跡	第二外環状道路新設
	長岡京跡・開田遺跡・開田古墳群	都城跡・集落跡・古墳	府道拡幅
大山崎町	山崎津跡	港跡	緊急河川敷道路新設
	長岡京跡・松田遺跡	都城跡・集落跡	第二外環状道路新設
	長岡京跡・松田遺跡	都城跡・集落跡	府道新設
八幡市	美濃山廃寺・美濃山廃寺下層遺跡	寺院跡・集落跡・窯跡	府道新設
	美濃山廃寺・美濃山廃寺下層遺跡	寺院跡・集落跡・窯跡	新名神道路新設
	美濃山廃寺・美濃山廃寺下層遺跡	寺院跡・集落跡	盛土造成工事
	木津川河床遺跡	集落跡	河川改修
京田辺市	門田遺跡	集落跡	新名神道路新設
	松井横穴群・向山遺跡	横穴・集落跡	新名神道路新設
	向谷遺跡	集落跡	新名神道路新設
	西村遺跡	集落跡	新名神道路新設
	興戸遺跡	集落跡	施設新設
城陽市	水主神社東遺跡	集落跡	新名神道路新設
精華町	棕ノ木遺跡	集落跡・古墳	施設新設
木津川市	椿井遺跡・松尾古墳群	集落跡・古墳	農道新設

第4節 文化財の保存管理

1 国指定文化財の保存管理

文化財の適切な保存管理のために、国指定文化財の修理、防災施設の整備、収蔵庫の建設、史跡等の土地の買い上げによる公有地化の促進や整備、また市町村が緊急発掘調査を実施する場合、京都府から各事業主体に予算の範囲内で補助金を交付している。このほか、国指定の文化財や史跡名勝の日常的な維持管理に万全を期すため、自動火災報知設備などの防災設備の保守点検や建造物の小修理、名勝等庭園の荒廃防止、民家の環境整備、美術工芸品の燻蒸・殺虫などを所有者が実施する場合、または指定あるいは選定された無形文化財、無形の民俗文化財に関する後継者育成等にも補助金を交付している。

平成23年度に実施した文化財保存整備事業は次のとおりである。

- 建造物保存修理……清水寺子安塔（京都市）、萬福寺松隠堂庫裏（宇治市）など17件
- 建造物防災施設……清流亭（京都市）、竜光院（京都市）
- 建造物環境保全……正傳寺（京都市）
- 緊急防災施設耐震改修……妙心寺（京都市）、知恩院（京都市）
- 美術工芸品保存修理……妙心寺大燈国師墨跡（京都市）など36件
- 美術工芸品保存活用整備事業……神童寺（木津川市）1件
- 記念物保存修理……（特史・特名）醍醐寺三宝院庭園（京都市）、（史）教王護国寺境内（京都市）など17件
- 史跡等買上……（史）樫原廃寺跡、（史）長岡宮跡など14件（7市）
- 埋蔵文化財発掘調査……長岡京跡など17件（14市3町）
- 文化的景観保護推進……宇治市、宮津市、京都市、亀岡市 4件
- 無形文化財……京都能楽養成会など2件
- 民俗文化財保存修理……祇園祭山鉦のうち、北観音山、占出山2件
- 民俗文化財伝承活用等……近畿・東海・北陸ブロック民族芸能大会1件

○民族文化財防災施設……船鉾収蔵庫1件
○重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業……美山町北地区（南丹市）など3件
また、国指定文化財維持管理補助事業は次のとおりである。

- 防災設備保守点検……南禅寺（京都市）、平等院（宇治市）など185件
- 建造物小修理……峰定寺（京都市）、杉本家住宅（京都市）など10件
- 名勝庭園の荒廃防止及び民家の環境保全……成就院など32件

その他、京都府内に69名の文化財保護指導委員を委嘱し、文化財の巡視を行い、所有者をはじめ文化財関係者に対し、文化財保護に関する指導、助言をするとともに、地域住民にも文化財保護意識の高揚を図り、文化財の保存管理に努めている。

2 府指定・登録等文化財の保存管理

京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づき、府の文化財として指定・登録等された文化財の所有者などが、文化財の適切な保存を図るために実施する事業に対し、その経費の一部を補助している。平成23年度は次の文化財保存事業に対して補助を行った。

(1) 京都府指定・登録文化財等保存修理補助事業

- 建造物保存修理……妙顕寺本堂（京都市）など6件
- 建造物防災施設……真正極楽寺（京都市）など2件
- 美術工芸品保存修理……宗雲寺玄圃霊三関係資料（京丹後市）など3件
- 美術工芸品防災施設……満願寺木造十一面観音坐像（舞鶴市）

(2) 京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業

- 防災施設保守点検等……桂春院（京都市）、鹿嶋神社（南丹市）など53件
- 建造物等小修理……小林家住宅（木津川市）など3件
- 庭園の荒廃防止、民家の環境保全及び史跡等記念物又は文化財環境保全地区の環

境維持……楊谷寺（長岡京市）など28件
また、以上の事業に加えて、京都府文化財
保護指導委員による文化財の巡視を行い、そ
の保存管理に努めている。

第5節 文化財の普及・啓発

京都府の歴史や文化を考える上で欠くこと
のできない資料である府内の文化財は、豊富
で質が高く、文化の向上と発展の基礎をなす
ものであり、現在に受け継がれている各地域
の文化財を大切に保護するとともに、府民生
活の文化的向上に役立てるよう活用を図る必
要がある。

そのためには、地域住民が地域に残された
文化財を保護しなければならないという意識
をもつことが大切である。府教育委員会では、
地域住民の意識の高揚を図るため、いろい
ろな普及啓発事業を行っている。

(1) 守り育てようみんなの文化財展

広く府民の間に文化財保護の心を育
て、府内の文化財の保護と活用を図ると
ともに、生涯教育の一環としてその振興
を図る目的で、京都府が指定・登録など
を行った文化財（平成23年3月25日付け）
について写真及び説明パネルによって紹
介する展覧会を京都府庁展示ロビーを皮
切りに、丹後・山城郷土資料館で順次開
催した。

(2) 京都府文化財保護推進会議

文化財の保護及び活用などに関し、文
化財所有者（管理者）の理解を深めると
ともに、日常管理等における諸問題の解
決を図るため、府内の国指定文化財、府
指定・登録文化財所有者（管理者）及び
その他関係者を対象に昭和47年度から実
施している。

(3) ポスター・ステッカーの作成配布

昭和45年度から実施。毎年文化財保護
強調週間用ポスター2種類、文化財防火
用ステッカーを近畿6府県共同で作成
し、所有者（管理者）及び行政機関、学
校などに配布している。

(4) 文化財保護普及啓発冊子の発行

昭和57年4月に施行した京都府文化財
保護条例に基づき指定・登録等を行った

文化財を紹介する冊子を作成し、所有者
及び関係行政機関、学校などに配布して
いる。

(5) 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定
により、美術品若しくは骨とう品として
価値のある古式銃砲又は刀剣類の登録に
ついては、登録申請を受けて、登録審査
委員が審査の上、登録証を交付している。

この結果、平成24年1月末までに京都
府に登録された銃砲刀剣類の総数は
57,294件に達した。

なお、登録審査会は、毎年京都市内で
4回、北部地域で1回開催している。

登録手数料は新規の場合、1件につき
6,300円、再交付は1件につき3,500円で
ある。

(6) 建造物保存修理現場の公開

文化財建造物と建造物保存修理事業へ
の理解を深めるため、建造物保存修理現
場の公開事業を行った。平成23年度は、
所有者からの委託を受けて京都府教育委
員会が進めている国指定文化財建造物の
保存修理現場のうち、清水寺朝倉堂・賀
茂別雷神社直会所・建仁寺方丈・小川家住
宅・教王護国寺東大門で公開事業を行い、
延べ4,259名の参加があった。

第6節 京都府立郷土資料館

郷土についての歴史、考古、民俗資料等
の保存と活用を図り、府民の文化的向上に資
することを目的として、昭和45年6月、宮津市
の史跡丹後国分寺跡に、展示室をはじめ収蔵
庫、管理関係諸室を配置した丹後郷土資料館
を建設した。さらに昭和57年6月には、相楽
郡山城町（現木津川市）に、展示室、収蔵庫、
研究室のほか、木器や鉄器を保存処理する保
存科学室や燻蒸室などを配した山城郷土資料
館を設置した。

平成7年3月には、代表的な丹後型かやぶ
き民家である旧永島家住宅（府指定文化財）
を丹後郷土資料館敷地内に復元整備し、展示、
体験学習などに活用している。平成16年4月
からは、更に親しまれる歴史体験学習館を目
指して、「ふるさとミュージアム丹後」「ふる

さとミュージアム山城」という愛称を使用している。

また、両資料館では、地域のボランティアや友の会の協力を得て、児童・生徒や保護者がともに昔の暮らしや歴史を体験する「ふるさとミュージアムジュニアクラブ」や「こども体験教室」に取り組むとともに、資料館の文化財を活用した出前授業・講座も実施している。

(1) 業務概要

ア 文化活動の推進

- 地域の伝統、文化の特質を明らかにし、将来の展望を方向づけ、地域文化の発展に役立てる。
- 地域内の文化的連携に寄与し、文化活動を積極的に援助し、振興を図る。
- 文化財、文化資料の収集、保存、調査、研究を進める。

イ 文化財、文化資料の展示

○普通展示

地元・館所蔵の文化資料を展示する。
日本の歴史並びに京都府の歴史を資料により体験的に理解するのに役立つ展示を行う。

○特別展示

普通展示とは別に貴重な文化財、文化資料を体系的に展示する。
地域文化を他地域と関連させて展示する。
平成19年度～平成23年度の展示事業は次のページのとおりである。

ウ 貸室

○展示室の利用

展覧会催しのための使用に供する。

○研修室の利用

学習、文化活動のための利用に供する。

(2) 展示観覧料

ア 普通展示の場合

一般 1 人200円 団体 1 人150円
小・中学生 1 人50円 団体 1 人40円

イ 特別展示の場合

一般 1 人250円 団体 1 人200円
小・中学生 1 人70円 団体 1 人50円
※ア・イとも団体は20人以上、65歳以上の方、障害者の方（要公的証明、

介護者を含む）、小・中学校の学校教育活動の場合は無料

また、府内在住で「きょうと子育て応援パスポート」を提示した小学生以下の子どもを同伴された親または祖父母の方1名分の観覧料は無料

(3) 休館日

- ・毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日でない日）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）

(4) 開館時間

午前9時～午後4時30分

郷土資料館の展示事業(平成19年度～平成23年度)

		常設テーマ	企画テーマ	特別展テーマ
山城郷土資料館	19	南山城の歴史と文化	木津川の歴史と風景ー木津川市発足記念ー それからの久津川古墳群 京都発掘だより2007 くらしの道具今昔 第9回守り育てようみんなの文化財展	南山城の俳諧 ー芭蕉・蕪村・樗良ー
	20	南山城の歴史と文化	中世文書の世界 やきものの歴史ー縄文時代から江戸時代ー 京都発掘だより2008 くらしの道具今昔 速報企画展 謎の寺院 神雄寺ー馬場南遺跡ー 第10回守り育てようみんなの文化財展	保存科学と考古学
	21	南山城の歴史と文化	大倉笠山ー南山城の文人画家ー やがて波知須の花となるー収蔵瓦の紹介ー 京都発掘だより2009 くらしの道具今昔 第11回守り育てようみんなの文化財展	甘柿・干し柿・柿渋 ー南山城の柿栽培と柿渋文化ー
	22	南山城の歴史と文化	万葉集と“やましる”ーその景観と歌木簡ー 塔に誘われてー浄瑠璃寺三重塔・海住山寺五重塔・岩船寺三重塔ー 京都 こころの百景 巡回展 くらしの道具今昔 第12回守り育てようみんなの文化財展	平城の北・恭仁宮 ー木津川流域の奈良時代ー
	23	南山城の歴史と文化	木津川の春-祈りの春- 中世やきもの風土記 京都発掘だより2011 暮らしの道具 いまむかし 第13回守り育てようみんなの文化財展	木津川ものがたり ー木津川が生み、育てた文化ー
丹後郷土資料館	19	丹後の歴史と文化	木のこまいぬと石のこまいぬー丹後の社寺の守り神ー 写真と絵はがきにみる天橋立今昔 われら“現”住民ーバブアニューギニアの人と自然ー 第9回守り育てようみんなの文化財展・京の職人さん展 ふるさとミュージアムコレクションⅣー大庄屋と村々の暮らしー 郷土の歴史家・中嶋利雄の見た丹後ー石造物編ー	王墓の考古学 ー丹後の弥生王権成立の謎を 解くー
	20	丹後の歴史と文化	丹後の人・もの・暮らしー描いて伝えることー 小学生のための昔のくらしと道具 天橋立を望むー丹後府中を掘る 特別公開「重要文化財 湯舟坂2号墳出土金銅装環頭大刀」 智恩寺の棟札(第10回守り育てようみんなの文化財展) 旧水産講習所明治時代の水産絵図(ふるさとミュージアム コレクションⅤ)	丹後丹波の薬師信仰ー麻呂子 皇子鬼退治伝説の源流を求め てー
	21	丹後の歴史と文化	特別公開「丹後国一宮 籠神社の至宝」展 丹後・若狭の土器製塩 世阿弥の時代ー義満をめぐる芸能と丹後ー 特別公開「重要文化財 大田南5号墳出土 青龍三年銘 四神鏡」 第11回守り育てようみんなの文化財展と「京の職人さん」展 ふるさとと考古学者ー釋・坪倉両先生の収藏品からー (ふるさとミュージアムコレクションⅥ)	丹後の民具・総まくり
	22	丹後の歴史と文化	丹後・織りの世界ー藤・麻・木綿・絹ー 国分寺再興ー中世丹後国分寺と律宗寺院ー 特別公開「重要文化財 大風呂南1号墓出土 ガラス釧・ 銅釧」「与謝蕪村筆 田楽茶屋図屏風」 第12回守り育てようみんなの文化財展と「京の職人さん」展 見せます丹後のお宝(ふるさとミュージアムコレクションⅦ)	大丹波展ー豪族たちの栄華ー
	23	丹後の歴史と文化	宝蔵山古墳と成山古墳-由良川水系の前期古墳- 特別公開「重要文化財 湯舟坂2号墳出土「金銅装環頭大刀・銅 鉤・須恵器」 蕪村、丹後に遊ぶ-三とせあまり、画に俳に- 第13回守り育てようみんなの文化財展 見せます丹後のお宝-丹後の暮らしと柿渋- (ふるさとミュージアムコレクションⅧ)	美の風景-天橋立と名所屏風の 世界-

「京都府教育振興プラン

～つながり、創る、京の知恵～」

京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～

京都府教育委員会では、平成13年に「『京の子ども、夢・未来』プラン21」を策定し、「子どものための京都式少人数教育」や「親のための応援塾」など、国の動きに先んじて多くの教育改革に取り組んでまいりました。

しかし、プランの策定から約10年を経て、教育基本法の改正や社会・経済状況の変化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしています。

このような状況を踏まえ、京都府教育委員会では、京都の未来を創造する人づくりに向けて、京都府の教育の基本理念や今後推進すべき施策の方向性をお示しする新たな計画が必要であると考えました。

平成23年1月に策定した京都府の教育振興基本計画「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」は、有識者による検討会議のほか、府民意見交換会「みんなで語ろう！子どもの夢・未来ミーティング」や「みんなで創ろう！これからの京都の教育」、パブリック・コメントなど、様々な形で多くの府民の皆様のお声をいただいてまとめたものです。

歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都の知恵を結集した「京都府ならではの教育」を進めることにより、その知恵を継承し（「知恵がつながる」）、さらに発展させる（「知恵を創る」）ことが出来る人づくりを目指すこのプランについて、府民の皆様のご協力をお願いします。

1 プランの位置付け

- 教育基本法第17条第2項において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を進めていく指針となるもの
- これからの新しい京都づくりの羅針盤（府政運営の基本）として平成22年12月に策定された「明日の京都」の分野別計画でもあり、目指す将来の京都府社会の実現に資する「人づくり」を担うもの

2 プランの期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

重点目標と主要な施策の方向性については、概ね今後5年間で取り組む事項としており、5年程度で計画の中間見直しを行う予定

3 プランの主な構成

- 今後10年間を通じた「京都府の教育の基本理念」（第3章）

＊「目指す人間像」

- ・歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人
- ・積み重ねられた知恵を活用し、新しい価値を創り出して世界に発信する人

＊人づくりの基本となる3つの「はぐくみたい力」

- ・展望する力
- ・つながる力
- ・挑戦する力

＊はぐくみたい力を引き出し伸ばすための「包み込まれているという感覚」

○様々な取組を推進していく上で常に持っておくべき3つの「施策推進の視点」（第4章）

- ・社会総がかりで取り組む教育
- ・幼児期から成人までを見通した教育
- ・京都の力を活かした教育

○基本理念を実現するための10の「重点目標」と38の「主要な施策の方向性」（第5章）

＊1 京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進

- 重点目標1 質の高い学力をはぐくむ
- 重点目標2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ
- 重点目標3 たくましく健やかな身体をはぐくむ
- 重点目標4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす
- 重点目標5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

＊2 京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり

- 重点目標6 学校の教育力の向上を図る
- 重点目標7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する
- 重点目標8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する
- 重点目標9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる
- 重点目標10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

4 プランの特徴

- 他府県には見られない府の特性を踏まえ、歴史と伝統にはぐくまれた京都の「知恵」を継承し（つなぎ）、発展させる（創る）人を「目指す人間像」としたこと
- これまで「生きる力」や「知徳体」として表現されていた概念を、3つの「はぐくみたい力」（「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」）として、より具体的にあらわしたこと
- 子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲からの温かくも厳しい愛情や信頼、期待などに「包み込まれているという感覚」が大切としたこと
- 取組を推進する上で常に持っておくべき視点のひとつとして、地域のつながりや人材、自然、伝統や文化など、ふるさと京都が持つ様々な力を活かした京都府ならではの教育を進めることが大切としたこと

京都府教育委員会では、こうした「京都府ならではの教育」を通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めていきたいと考えています。

また、プランには、「施策推進の視点」のひとつとして「社会総がかりで取り組む教育」を掲げています。学校はもとより家庭・地域社会・行政が、プランの理念を共有し、その実現に向けて一丸となって取り組んでいけるよう、教育関係者・団体にお知らせしていくほか、保護者や地域の方々など広く府民の皆様の御理解をいただくための工夫を重ねていきます。

平成24年度 学校教育の重点

「学校教育の重点」の策定について

京都府教育委員会では、平成23年1月に京都府の教育の基本理念や今後推進すべき施策の方向性を示した「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」(以下、「プラン」)を策定した。

本「プラン」では、平成32年度までの10年間を計画の期間としており、概ね5年間で取り組む事項として10の「重点目標」と38の「主要な施策の方向性」を掲げているところである。

「プラン」策定から1年が経過した今年度を「プラン」を本格的に展開していく年であると捉え、より一層具体的な取組を進めるために、平成24年度に重点的に取り組むべき事項を示すものとして、「平成24年度学校教育の重点」(以下、「重点」)を策定する。

今年度は、新しい学習指導要領が中学校においても全面実施となる年度であり、各学校においては、その適切な実施を図るとともに、この「重点」を踏まえつつ、一人一人を大切にされた教育を一層推進し、校種間の緊密な連携及び、家庭・地域社会・関係諸機関等との連携を図るなど、社会総がかりの取組を進める。

また、子どもたちが京都に育つことに誇りをもち、自信と意欲をもって明日の京都づくりに踏み出せるよう、府内各地の自然・歴史・文化・産業や人材など、ふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を推進する。

■ 重点目標1 質の高い学力をはぐくむ

- ①「京都府学力診断テスト」、「府立高校実力テスト」などを活用した個に応じた指導の充実及び授業改善
- ②「中1振り返り集中学習(ふりスタ)」などを活用した振り返ったりする学習活動や体験的な学習など、基礎・基本の徹底、知識・技能を活用する学習活動の充実
- ③「算数ナビつーる」、「京都府立図書館学校支援セット」など、学習支援教材の活用
- ④家庭と連携した、学習習慣の定着に向けた取組の充実
- ⑤「ことばの力」をはぐくみ、言語活動の充実を図る取組を各教科・領域の年間指導計画に位置付け、思考力・判断力・表現力等を育成
- ⑥研究者や社会人の専門性を活かした授業の実施

■ 重点目標2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

- ①道徳教育の推進体制の整備及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
- ②「京の子ども 明日へのとびら」をはじめ効果的な資料の活用や体験活動を活かした多様な指導による心の教育の充実
- ③学級活動・HR活動や道徳の時間での指導、非行防止教室などの活用及び家庭との連携による規範意識の醸成
- ④「KYO発見 仕事・文化体験活動」「高校生伝統文化事業」などの事業を活用し、京都の伝統や文化を学ぶ機会の充実
- ⑤「第26回国民文化祭・京都2011」の取組などの成果を活かした伝統文化、芸術文化活動の充実

■ 重点目標3 たくましく健やかな身体をはぐくむ

- ①小学校体育授業での「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用と各校の実態に応じた子

どもの体力・運動能力の向上に係る取組の推進

- ②地域の指導者の活用などによる体育及び運動部活動の充実
- ③スポーツに関して優れた資質を持つ子どもたちの発掘・育成と一貫した指導システムによる競技力の向上
- ④学校保健委員会の充実及び活性化
- ⑤教職員の共通理解のもと、食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導の充実

■ 重点目標 4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす

- ①地域の自然、人材、組織、機関などの資源の積極的な活用
- ②へき地、小規模校及び複式形態の特性を活かした教育活動の推進
- ③府作成の人権関係資料を活用するなど人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上
- ④校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の校内組織を充実し、各特別支援学校の地域支援センターなどを活用して、発達障害等を含む特別な支援を必要とする子どもを支援
- ⑤「もうすぐ1年生」体験入学推進事業を活用するなど、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続
- ⑥キャリア教育を年間指導計画に位置付けての積極的な推進
- ⑦「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を踏まえ、家庭、地域の人材、公共図書館などと協力した読書活動の取組を具体化

■ 重点目標 5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- ①高校生による小・中学生対象の「環境出前講座」を行うなど、校種間や家庭、地域社会、関係諸機関と連携した環境教育の推進
- ②情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段を活用する能力の育成及び情報に関するルール・マナーの徹底
- ③交流体験などによる異文化を理解・尊重する資質や能力の育成
- ④京都にある最先端の資源（人的・物的）を活用した将来のスペシャリストの積極的な育成
- ⑤ボランティア活動や集団活動などを通じた社会に貢献する心やリーダーシップの育成
- ⑥社会や経済の仕組みを理解し、積極的に社会とのかかわる資質と能力を有する人材の育成

■ 重点目標 6 学校の教育力の向上を図る

- ①「子どものための京都式少人数教育」や弾力的な講座編成を活かした、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習指導方法の工夫改善
- ②「スクールカウンセラー」、「心の居場所サポーター」などと連携した教育相談の充実
- ③いじめ・暴力行為・不登校の未然防止や早期発見・早期対応
- ④「スクールサポーター」の積極的活用や生徒指導体制の充実
- ⑤教員相互の連携・協働を進める方法を工夫し、教員が一人一人の子どもに向き合う時間の一層の確保
- ⑥児童生徒の実態把握と分析を進め、課題の解決に向けた校内研修の充実
- ⑦体験入学や交流活動など、校種を越えた取組の推進
- ⑧学校から家庭や地域社会への積極的な情報発信及び学校関係者評価の充実
- ⑨保護者や地域住民の参画による学校運営の充実に向けた取組の推進

■ 重点目標 7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- ①「いのちを守る『知恵』をはぐくむために ～学校における安全教育の手引～ 東日本大震災の教訓を踏まえて」を活用し、危機対応能力（自らの命を守る、自らの安全を確保する能力）を育成するための安全教育の計画的な実施
- ②「学校防災計画」を踏まえた「危険等発生時対処要領」の検証
- ③ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、安心・安全で学習できる教育環境づくりの推進
- ④学校図書館の教育的機能の充実と積極的な活用
- ⑤家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそこなわれることのないよう、就・修学制度の周知・徹底

■ 重点目標 8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

- ①子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための親の学習活動への理解と協力
- ②就学前の子どもを持つ親の学校理解を深め、信頼関係を築く「親のための応援塾」の充実に向けたPTAとの協力体制の確立
- ③児童虐待を防止するための、「児童虐待早期発見のための気付きチェックリスト」の活用や関係機関との連携についての教職員研修の充実

■ 重点目標 9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

- ①地域の人材を活かした体験活動や学習活動を、障害のある子どもも一緒に行う「京のまなび教室」への理解と協力
- ②「学校支援地域本部」など学校における学習活動、安全確保、環境整備等で活躍する地域ボランティアとの連携協力
- ③子どもの読書に対する興味や関心を高めるための、ホームページ「京の読書ワールド」の活用や地域の読書ボランティアとの連携協力
- ④子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関のネットワークの充実

■ 重点目標10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

- ①府立学校の特色を活かした体験活動の充実
- ②子どもから大人まで生涯にわたってスポーツに親しむための学校体育施設の開放や地域スポーツ指導者との連携によるスポーツ指導の充実
- ③「京都府スポーツ振興計画」に基づく総合型地域スポーツクラブとの連携推進と府立学校を拠点とした地域スポーツクラブの創設・育成
- ④子どもたちの体験活動・学習活動を充実させるための府立の図書館、少年自然の家、郷土資料館及び市町（組合）立の社会教育、生涯学習関連施設等の積極的な活用

平成24年度
社会教育を推進するために

平成24年度「社会教育を推進するために」の策定について

京都府教育委員会では、新たな時代に対応する、京都府の教育の方向性を示す指針として「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」を平成23年1月に策定し、京都府ならではの教育を通じて、子どもから大人までのすべての人々が、生涯にわたって力強く歩み続けることができる生涯学習社会を築いていくこととしています。

この「京都府教育振興プラン」を踏まえ、自己実現に向けた主体的な学習活動や、社会総がかりで子どもをはぐくむ教育の推進などを、京都府の社会教育の方向性としてとりまとめ、目標や年度毎の具体的対応などを社会教育関係者や学校教育関係者等に示すものとして平成24年度「社会教育を推進するために」を策定しました。

ここでは、府の広域的、先導的、モデル的な役割や施策を中心に明記していますが、学校教育と社会教育の連携の視点を大切にしながら、市町（組合）教育委員会や関係機関・団体との連携・協力の下に、生涯学習社会の実現に向けた京都府の社会教育の推進に努めます。

生涯学習の振興

「京都府教育振興プラン」との主な関連

▶ 重点目標10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

【目 標】府民が心豊かで充実した生活を営むためには、いつでもどこでも多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切です。

そのため、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供や、指導者の養成を図るとともに、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実や、国際理解、環境、情報、防災などの現代的課題に関する学習活動の支援に努めます。

また、府民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、主体的な活動ができるよう、求めに応じて専門的な指導と助言を行うなど、連携・協力を努めます。

さらに、府民の意見を踏まえながら、府立の図書館・少年自然の家・郷土資料館などの社会教育施設の機能の充実を図るとともに、市町村などが所管する生涯学習・社会教育関連施設との積極的な連携に努めます。

【具体的対応】

- ▶ 社会教育と学校教育の連携による生涯の各時期に応じた学習機会の充実
- ▶ 生涯学習・社会教育における指導者の養成と学習の成果を活かす場や機会の充実
- ▶ 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関、NPOなど民間の教育活動も視野に入れた生涯学習推進体制の充実
- ▶ 国際理解、環境問題、情報モラル・リテラシー、男女共同参画の推進、防災などの現代的課題に関する学習活動の充実
- ▶ 府民の学習ニーズに対応する視聴覚ライブラリーの整備・充実
- ▶ 生涯学習の充実に向け重要な役割を担う社会教育関係団体に対する求めに応じた適切な指導・助言と情報提供

- ▶ 府立図書館を中核とした京都府図書館総合目録ネットワークの活用と関係職員の研修の充実
- ▶ 府立少年自然の家の機能を活かしたボランティア活動や自然体験活動などの充実と活用の促進
- ▶ 「第26回国民文化祭・京都2011」の成果を踏まえ、府民啓発と地域の特色を活かした文化活動の一層の促進
- ▶ 「文化財保護法」及び「京都府文化財保護条例」の趣旨に沿った文化財の保護及び調査・指定・登録の推進
- ▶ 府民の文化財や郷土を愛する心を育てるための府立郷土資料館を中心とした文化財の活用の推進
- ▶ 子どもから大人まで生涯にわたってスポーツに親しむための学校体育施設の開放や地域指導者によるスポーツ指導の充実
- ▶ 「京都府スポーツ振興計画」に基づく総合型地域スポーツクラブの創設・育成と活動の充実

家庭の教育力向上

「京都府教育振興プラン」との主な関連

- ▶ 重点目標 8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

【目 標】 家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくむ上で重要な役割を担っています。また、子どもが「展望する力」・「つながる力」・「挑戦する力」など様々な力をはぐくみ発揮していくためには、見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要です。

それらの家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会並びに関係部局と連携しながら、親に対する学習活動の支援やサポート体制の充実に努めます。

【具体的対応】

- ▶ 生命を大切にする心、相手を思いやる心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- ▶ 子どもの食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進
- ▶ 電話教育相談、メール教育相談、来所・巡回教育相談など教育相談事業の充実
- ▶ 就学前の子どもを持つ親の子育ての悩みや不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」など身近な場での交流や相談活動などサポート体制の充実
- ▶ 「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を踏まえた、第1回子ども読書本のしおりコンテストをはじめとする、学校・家庭との連携による読書習慣の確立に向けた取組の推進
- ▶ 親の学校教育に関する理解の促進や学校の情報発信の充実など、家庭と学校の連携・協働の推進
- ▶ 親のPTA活動などへの積極的な参加促進とPTA活動の充実に向けた支援の充実
- ▶ 子育てにおける悩みや不安にきめ細やかな対応をするための、福祉部局等関係機関やNPO・企業の参画による支援体制の構築と、指導者の養成と活動の支援

地域社会の教育力向上

「京都府教育振興プラン」との主な関連

▶ 重点目標 9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

【目 標】 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、子どもが身近な人々から、温かくて厳しい愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

そのため、大人の地域社会における学習力や教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強める取組を推進します。

また、そうした活動を、学校・家庭と連携しながら、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組にも活かせるよう支援に努めます。

【具体的対応】

- ▶ 地域の人々の絆を強め、地域づくりを進めるための取組の推進
- ▶ 多様な生涯学習の成果を活かせる場や機会の提供など、地域の教育力向上に向けた取組の推進
- ▶ 自然、伝統、文化をはじめとする地域の特色や子どもの発達段階を踏まえた、様々な人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの充実
- ▶ 読書ボランティア活動を支援するための「京の読書ワールド」を活用した情報発信による子どもの読書活動の推進
- ▶ 子どもの健全育成に向けた学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、団体とのネットワークの充実
- ▶ 地域の教育力を活かした体験活動や学習活動を、障害のある子どもも一緒に行う「京のまなび教室」の充実
- ▶ 地域住民のボランティア活動により学習活動、安全確保、環境整備等を支援する「学校支援地域本部」の充実
- ▶ 「京のまなび教室」、「学校支援地域本部」などのこれまでの成果を踏まえた、学校と地域社会の双方に効果が広がるシステムづくりの推進

人権教育の推進

「京都府教育振興プラン」との主な関連

▶ 重点目標 4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす

【目 標】 人権という普遍的文化の構築を目標とした「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進します。そのため、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努めます。

【具体的対応】

- ▶ 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念といった普遍的な視点や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等など

といった個別的な視点の、2つの視点からのアプローチによる学習機会の充実

- ▶ 学校、家庭、地域社会、職域など身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができる取組の推進
- ▶ 聴覚障害者並びに視覚障害者社会教育指導者等研修会を通じた障害のある人の自立と社会参加の促進や、女性、高齢者などそれぞれの立場の人々の自己実現に向けた学習活動の支援
- ▶ 様々な人々との交流による人権尊重の心を培う機会としての、青少年を対象とするボランティア活動や自然体験活動など、多様な体験活動の一層の充実
- ▶ 地域の実情を踏まえた学習教材の充実と、参加型学習を中心とする「人権学習資料（社会教育編）」等の効果的な活用など学習内容や方法の工夫改善
- ▶ 視聴覚資料と参加型学習を組み合わせた学習プログラムの開発及び提供
- ▶ あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るための、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に向けた研修の充実
- ▶ 「新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査（平成23年）」の結果を踏まえた研修内容の検討
- ▶ 府内各地域での学習活動を効果的に推進するための、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、団体などと連携した総合的な取組の促進
- ▶ 府民の学習ニーズに対応する視聴覚ライブラリーの整備・充実

資料 平成23年教育ニュース

	項 目
1	(項目)「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」を策定し、着実に推進 ・ 今後10年間を見通した京都府の教育振興基本計画「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」を策定。(1/13) ・ 4月からプランの「施策推進の視点」に基づいて事業を展開。 ・ 土曜日を活用した教育の在り方の検討や、学校・家庭・地域社会の連携を推進。
2	(項目)国民文化祭・京都2011で子どもたちが活躍 ・ 「国民文化祭・京都2011」の開会式・オープニングフェスティバルや閉会式、府内各地での関連イベントに府立高校生をはじめ、多くの子どもたちが出演・参加し大活躍。(10/28～11/6)
3	(項目)府立宇治支援学校が開校 ・ 新設の特別支援学校として宇治支援学校が開校。(4/1)教育相談などを行う「京都府スーパーサポートセンター」を設置し、京都府の特別支援教育の拠点の役割を担う。
4	(項目)府立高校生が茶道・華道の授業で伝統文化に親しむ ・ 昨年度から取り組んでいた茶道の授業を府立高校全46校に拡大。(6月～) ・ 華道の授業を6つの府立高校で開始。(10/25～)
5	(項目)府立久御山高校が全国高等学校サッカー選手権大会で準優勝 ・ 府立久御山高校が第89回全国高等学校サッカー選手権大会で準優勝に輝く。府立高校では18年ぶり。(1/10)
6	(項目)東日本大震災で被災した福島県を支援 ・ 福島県に「教育活動支援チーム」を派遣し、学校教育活動再開等に向けて支援。(4/21～) ・ 福島県の職業学科高校生が府内の高校で職業実習。(7/26～8/10) ・ 「ふくしまっ子応援 京・体験プロジェクト」で被災地の児童生徒を招き、京都ならではの体験事業を実施。(中学生7/31～8/5、小学生8/8～8/11) ・ 募金活動等に子どもたちが取り組むなど様々な支援活動を展開。
7	(項目)より魅力ある、多様な教育に対応する府立高校の在り方について検討 ・ 定時制・通信制教育が多様なニーズに対応できるよう「府立高校定時制・通信制教育の在り方懇談会」にて検討を開始。(7/26～) ・ 教育制度の改善をすすめるため「京都市・乙訓地域高等学校教育制度に係る懇談会」にて検討を開始。(10/31～)
8	(項目)小惑星探査機「はやぶさ」帰還カプセルを特別公開 ・ 京都大学と連携して小惑星探査機「はやぶさ」帰還カプセルを特別公開(2/2～2/6)。見学者数は1万人を突破。

教育統計データ

(1) 就学前施設就園(所)状況・幼稚園数		平成23年5月1日現在		
区分	京都市を 除く地域	京都市	合計	
就園就所率	99.4	99.2	99.3	
計	10,501	10,442	20,943	
幼稚園修了	5,301	5,175	10,476	
保育所修了	5,142	5,186	10,328	
その他	58	81	139	
幼稚園 数	公	49	17	66
	国	-	1	1
	私	56	105	161
(単位：％、人、園)				

(2) 公立小学校学校数・学級数・学年別児童数				
		平成23年5月1日現在		
区分		京都市を 除く地域	京都市	合計
学校数		240	175	415
		[2]	[3]	[5]
学級数		2,911	2,600	5,511
児 童 数	1 学年	10,503	10,442	20,945
	2 学年	10,820	10,622	21,442
	3 学年	10,959	10,851	21,810
	4 学年	11,305	11,056	22,361
	5 学年	11,445	11,307	22,752
	6 学年	11,442	11,381	22,823
	計	66,474	65,659	132,133
〔 〕 内は分校で外数である。 （単位：校、学級、人）				

(3) 公立中学校学校数・学級数・学年別生徒数				
平成23年5月1日現在				
区分		京都市を 除く地域	京都市	合計
学校数		99	75	174
			[1]	[1]
学級数		1, 126	1, 113	2, 239
生 徒 数	1 学年	10, 992	10, 427	21, 419
	2 学年	10, 605	10, 118	20, 723
	3 学年	10, 619	10, 612	21, 231
	計	32, 216	31, 157	63, 373
	〔 〕 内は分校で外数である。 (単位：校、学級、人)			

(4) 公立高等学校学科別・学年別生徒数							
						平成23年5月1日現在	
全 日 制			1 学 年	2 学 年	3 学 年	計	
府 立	普通科		9,666	9,889	9,022	28,577	
	専 門 学 科	農業に関する学科	347	347	320	1,014	
		工業に関する学科	363	349	327	1,039	
		商業に関する学科	344	338	331	1,013	
		水産に関する学科	101	94	95	290	
		家庭に関する学科	13	17	16	46	
		情報に関する学科	72	72	70	214	
		福祉に関する学科	30	30	30	90	
		体育に関する学科	40	42	－	82	
		その他の学科	667	648	614	1,929	
	総合学科		285	294	282	861	
	計		11,928	12,120	11,107	35,155	
京 都 市 立	普通科		941	1,028	939	2,908	
	学 専 科 門	工業に関する学科	362	335	296	993	
		その他の学科	668	666	659	1,993	
	計		1,971	2,029	1,894	5,894	
合 計			13,899	14,149	13,001	41,049	
定 時 制			1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	計
府 立	普通科		355	281	264	199	1,099
	学 専 科 門	農業に関する学科	24	27	19	11	81
		商業に関する学科	21	29	30	19	99
		家庭に関する学科	14	15	11	10	50
	計		414	352	324	239	1,329
京 都 市 立	普通科		58	47	33	12	150
	学 専 科 門	工業に関する学科	53	61	43	20	177
	計		111	108	76	32	327
合 計			525	460	400	271	1,656
通 信 制			1,122	(単位：人)			

(5) 公立特別支援学校学級数・児童生徒数						
					平成23年5月1日現在	
区 分		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
府立	学級数	13	163	111	157	444
	児童生徒数	29	431	341	580	1,381
京都市立	学級数	－	87	57	119	263
	児童生徒数	－	258	185	577	1,020
学級数計		13	250	168	276	707
児童生徒数計		29	689	526	1,157	2,401
(単位：学級、人)						

(6) 公立小学校職名別教職員数				平成23年5月1日現在
区分	地域名	京都市を 除く地域	京都市	合計
府費 支弁教職員	校長	238	169	407
	教頭	238	173	411
	主幹教諭	11	11	22
	指導教諭	15	12	27
	教諭	3,259	2,849	6,108
	養護教諭	221	170	391
	栄養教諭	53	53	106
	講師	493	488	981
	小計	4,528	3,925	8,453
	事務職員	258	190	448
	学校栄養職員	9	4	13
	計	4,795	4,119	8,914
町村費 支弁教職員	事務職員	4	－	4
	学校栄養職員	22	－	22
	教員	12	－	12
	養護職員	2	14	16
	その他	276	705	981
	計	316	719	1,035
合 計		5,111	4,838	9,949
(単位：人)				

(7) 公立中学校職名別教職員数				平成23年5月1日現在
区分	地域名	京都市を 除く地域	京都市	合計
府費 支弁教職員	校長	97	72	169
	副校長	2	－	2
	教頭	97	75	172
	主幹教諭	19	14	33
	指導教諭	11	12	23
	教諭	1,855	1,683	3,538
	養護教諭	97	74	171
	栄養教諭	5	－	5
	講師	341	312	653
	小計	2,524	2,242	4,766
	事務職員	118	81	199
	学校栄養職員	3	－	3
	計	2,645	2,323	4,968
町村費 支弁教職員	事務職員	3	1	4
	学校栄養職員	－	－	－
	教員	13	－	13
	養護職員	7	6	13
	その他	86	89	175
	計	109	96	205
合 計		2,754	2,419	5,173
(単位：人)				

(8) 公立高等学校・特別支援学校職名別教職員数								
						平成23年5月1日現在		
区分		府立高等学校				特別支援学校		
		全日制	定時制	通信制	計	府立	市立	計
府費 支弁 教職員	校長	46	-	-	46	11	7	18
	副校長	-	4	-	4	1	-	1
	教頭	59	6	2	67	15	11	26
	主幹教諭	6	-	-	6	-	-	-
	指導教諭	9	-	-	9	3	2	5
	教諭	2,214	132	29	2,375	847	403	1,250
	養護教諭	58	7	2	67	23	13	36
	栄養教諭	-	-	-	-	12	3	15
	講師	188	21	3	212	194	179	373
	計	2,580	170	36	2,786	1,106	618	1,724
	事務職員	241	11	5	257	63	24	87
	寄宿舎 指導員	-	-	-	-	97	-	97
	学校栄養 職員	-	-	-	-	-	2	2
	学校図書館 司書	53	4	-	57	-	-	-
	技術職員	15	-	-	15	-	-	-
	実習助手	130	6	1	137	34	-	34
	その他の 職員	104	10	-	114	97	10	107
	計	543	31	6	580	291	36	327
	合 計	3,123	201	42	3,366	1,397	654	2,051
(単位：人)								

(9) 公立高等学校卒業生の学科別進路状況					平成23年3月卒					
区分		卒業者 総数	① 進学者	② 専修学校 等入学者	就職者	一時的な 仕事に就 いた者	左記以外 の者	死亡・ 不詳	再掲 ①のうち 就職者	②のうち 就職者
合 計		(100.0) 13,290	(60.0) 7,977	(22.3) 2,970	(10.6) 1,409	(1.9) 259	(5.1) 675	(0.0) -	(0.0) 1	(0.1) 8
全 日 制	普 通	(100.0) 9,960	(64.7) 6,440	(22.8) 2,268	(5.8) 581	(1.5) 148	(5.3) 523	(0.0) -	(0.0) 1	(0.0) 3
		(100.0) 314	(26.1) 82	(30.9) 97	(37.3) 117	(1.3) 4	(4.5) 14	(0.0) -	(0.0) -	(0.3) 1
	農 業	(100.0) 649	(26.7) 173	(14.6) 95	(56.9) 369	(0.8) 5	(1.1) 7	(0.0) -	(0.0) -	(0.2) 1
		(100.0) 315	(43.2) 136	(20.3) 64	(34.6) 109	(1.0) 3	(1.0) 3	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	工 業	(100.0) 87	(21.8) 19	(23.0) 20	(54.0) 47	(0.0) -	(1.1) 1	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
		(100.0) 22	(18.2) 4	(27.3) 6	(50.0) 11	(0.0) -	(4.5) 1	(0.0) -	(0.0) -	(4.5) 1
	家 庭	(100.0) 74	(60.8) 45	(20.3) 15	(8.1) 6	(1.4) 1	(9.5) 7	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
		(100.0) 246	(45.1) 111	(30.9) 76	(18.3) 45	(0.8) 2	(4.9) 12	(0.0) -	(0.0) -	(0.4) 1
	情 報	(100.0) 1,295	(72.8) 943	(20.3) 263	(1.4) 18	(0.4) 5	(5.1) 66	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
		(100.0) 12,962	(61.4) 7,953	(22.4) 2,904	(10.1) 1,303	(1.3) 168	(4.9) 634	(0.0) -	(0.0) 1	(0.1) 7
	計	(100.0) 328	(7.3) 24	(20.1) 66	(32.3) 106	(27.7) 91	(12.5) 41	(0.0) -	(0.0) -	(0.3) 1
		定時制	(100.0) 328	(7.3) 24	(20.1) 66	(32.3) 106	(27.7) 91	(12.5) 41	(0.0) -	(0.0) -
下段は実人数、上段（ ）内は%である。										